

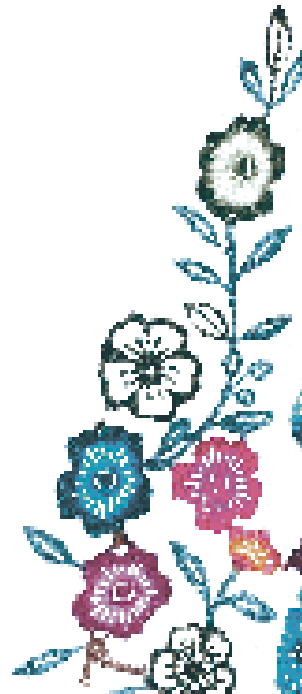


Regional Studies

地域研究

2025年 2 月

No. 32



目 次

Contents

〈論 文〉

新 田 和 馬：古琉球期における「泊」の形成と展開について……………	1
ARATA Kazuma, The Formation and Development of “Tomari” During the Ancient Ryukyu Period	

奥 平 均・島 村 聡：沖縄県における農福連携の発展可能性 —沖縄における農業と福祉の産業連関分析から—……………	23
OKUHIRA Hitoshi, SHIMAMURA Satoru, Potential for Development of Agriculture-Welfare Cooperation in Okinawa Prefecture: An Input-Output Analysis of the Agricultural and Welfare Sectors	

〈研究ノート〉

牧 洋一郎：種子島のウラ制度と馬毛島港湾施設工事差止訴訟……………	45
MAKI Yoichiro, Tanegashima’s Ura System & the Lawsuit Prevent construction of Port Facilities Mageshima	
新 城 将 孝：法学の講義 (2)—5 ……………	59
SHINJO Masataka, An Introduction to Law (2)—5	

宇 根 悦 子：なぜ高い沖縄の介護保険料基準額（月額） —日本で「1 番高い」を続けてきたわけ—……………	73
UNE Etsuko, The Reasons Okinawa’s Monthly Nursing Care Insurance Premium Standard Amount is the Highest in Japan and Why it Continues to be so	

〈実践研究報告〉

熊 谷 フサ子：被服・平面構成における「一片の布に係る技法について」 —「ひうち」、「簡易袴・襦」、「掛け襟」を中心に—……………	87
KUMAGAI Fusako, Techniques Using a Single Piece of Fabric in Flat Garment Construction: Focusing on “Hiuchi” (Structural or Decorative Aspects), “Simplified Hakama/Gosuki” (Japanese Kilt Gusset), and “Kakeeri” (Over-Collar)	

巻 頭 言

今年（2025年）は、いくつかの節目となる年である。まず、「昭和100年」にあたるとも言われることがある。これは、昭和元年（1926年）から数えて100年目にあたるという意味だが、単なる歴史的な計算を超えて、昭和を振り返る風潮の高まりとしても捉えられる。しかし、昨今の企業不祥事や組織の問題が注目されるなか、昭和が終わって35年を経てもなお、当時の価値観や構造が色濃く残る日本社会を象徴する表現とも言えるかもしれない。

また、今年には1945年の敗戦から80年が経過し、「戦後80年」を迎える。戦争を実際に経験し、記憶を語ることのできる世代は、すでに80歳代後半から90歳代以上になっている。このことを考えれば、戦争の記憶を次世代へ継承するための取り組みは、まさに「最後の機会」となる可能性が大きい。次の節目を待つ余裕は、もはやないのかもしれない。

さらに、2005年6月に創刊された『地域研究』も、今年で20周年を迎える。この20年間で、社会の関心や価値観は大きく変化した。2000年代は「環境の時代」とも言われ、「エコ」「省エネ」といった言葉が社会に浸透した。本学でも「エコキャンパス宣言」を行い、エコキャンパスクラブという学生サークルが積極的に活動していた。2010年代には「ジェンダーの時代」という側面が顕著となり、MeToo運動（2017年～）やLGBTQ+の権利向上が社会的に大きく取り上げられた。本学でもジェンダー学関連の科目が次々と開講され、ハラスメント防止への意識が高まるなど、学問と社会が連動する動きが見られた。

では、2020年代はどのような時代として振り返られることになるのだろうか。すでに半ばを過ぎたが、その特徴を総括するには時期尚早である。しかし、米国では、環境問題やジェンダー問題に否定的な立場を取る人物が大統領に再び就任し、従来の学者やメディアといった権威から強い反発を受けつつも、広範な支持を得た。この結果は、社会の価値観の転換点を示唆しており、世界に与える影響は計りしれない。少なくとも、アメリカもまた「節目」を期待し、そして「節目」を迎えたのかもしれない。この流れは日本にも大きな影響を与える可能性があり、2020年代を象徴する現象の一つとなるかもしれない。その意味でも、2025年は重要な年となるであろう。

さて、今回の『地域研究』には6本の論考を収録している。「論文」は2本あり、奥平・島村論文では、沖縄における農業と福祉という異なる分野の連携の意義や経済的効果に焦点が当てられ、地域のさらなる発展の可能性を示唆している。新田氏の研究は、那覇市泊周辺の「泊」の形成について、古琉球期に焦点を当て詳述している。首里三平等、那覇四町とは異なる行政区画をなし、久米とともに泊は直接首里王府の所管であったが、久米に比べると研究が少ない。本稿は、泊の歴史的意義を深く考察する重要な研究となるであろう。

「研究ノート」には3本の論考を収録している。宇根氏の研究では、沖縄県の介護保険料が全国で最も高い理由について考察されており、戦後の影響が今もなお色濃く残ることを考えさせられる。新城氏の論考では、国際法上の視点から琉球（人）および沖縄（人）がどの

ように位置づけられているのかを分析し、法律的思考法を学ぶ機会を提供している。牧氏の論考では、基地建設をめぐる訴訟を「ウラ制度」という地域が依拠してきた制度をもとに考察し、地域社会の視点から法制度との関係を検討している。

「実践研究報告」では、熊谷氏が手縫いに焦点を当て、被服・平面構成における「ひうち」「掛け襟」など、今日ではあまり知られていない技法について貴重な知見を提供している。

今回収録した各論考は、地域の伝統を次世代へ継承する意義を問い直すものであり、『地域研究』創刊当初からの変わらぬ使命を改めて示す内容となっている。

沖縄大学地域研究所

副所長 伊 藤 丈 志

古琉球期における「泊」の形成と展開について

新 田 和 馬*

The Formation and Development of “Tomari” During the Ancient Ryukyu Period

ARATA Kazuma

要 約

本稿では、泊村の前身である古琉球期（11世紀頃から1609年まで）の「泊」について、周辺地域や離島との関わりを交えながら論述した。

まず、古琉球期の「泊」については、史料の不足により天久・安里から独立した時期が不明瞭なことから、天久・安里の一部を含めた地域を「泊」として定義した。

次に、「泊」の形成については、13世紀中頃から14世紀末と、15世紀後半の2つの時代に分けて論述した。前者については、天久が港湾地域として機能した可能性があること、後者については長虹堤の築造が「泊」に大きな影響を及ぼしたことなどを指摘した。

そして、「泊」の展開については、泊御殿・大島蔵の設置年代や、泊里主・泊大阿母志良礼の職務、泊系官人の特徴等から考察した。その結果、いずれも奄美群島と深い結びつきを有することが明らかとなった。

本稿で浮かび上がった「泊」の姿は、天久・安里・安謝・銘苅といった周辺地域と結びつき、奄美群島や宮古島へ開かれた域内港だった。特に、奄美群島は天啓4年（1624）に薩摩藩の直轄地となるが、古琉球期には「泊」を通じて沖縄島に影響を与えていたことが判明した。

キーワード：「泊」、泊御殿、大島蔵、泊里主、泊大阿母志良礼

Summary

This article discusses “Tomari” (In Ryukyuan, it is called “Twumai”), the predecessor of Tomari-village, during the Ancient-Ryukyu period (from around the 11th century to 1609), including its relationship with surrounding areas and remote islands.

First, regarding “Tomari” in the Ancient-Ryukyu period, it is unclear when it became independent from the surrounding areas Ameku and Asato due to a lack of historical

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 kazumaarata5uji@gmail.com

materials, so we defined the area including parts of Ameku and Asato as “Tomari.”

Next, the formation of “Tomari” was discussed in two periods: from the mid-13th century to the end of the 14th century, and the second half of the 15th century. Regarding the former period, it is pointed out that Ameku may have functioned as a port area, and regarding the latter period, it is pointed out that the construction of the *Chōkōtei* had a major impact on “Tomari.”

The development of “Tomari” was then specifically examined from the dates of establishment of *Tomari-udwun* and *Oshimagura*, the duties of *Tomari-Shatonushi* (Lord of “Tomari”) and *Tomari-Oamoshirare* (Shaman of “Tomari”), and the characteristics of Tomari-officials. As a result, it became clear that all of these had deep ties with the Amami Islands.

The image of “Tomari” that emerged through this examination was that of a region connected to the surrounding areas of Ameku, Asato, Aja, and Mekaru, and an internal port open to the Amami Islands and Miyako Island. In particular, the Amami Islands became a direct territory of the Satsuma Domain in 1624, but it was discovered that they influenced Okinawa Island through “Tomari” during the Ancient-Ryukyu period.

はじめに

沖縄の人々が泊^{とまり}と聞いたとき、何を思い浮かべるだろうか。多くの人は、泊ふ頭ターミナルや泊いゆまちのある那覇市泊^{なはしとまり}を想像することだろう。現在、泊は那覇市の一部となっているが、近世琉球（1609-1879）には前島と併せて泊村^{とまりむら}（琉球語でとうまいむら）という地域を構成した。泊村は一つの行政区画であったが、「琉球処分」の後に那覇へ編入されたのである。

それでは、近世以前の泊村にはどのような歴史があったのだろうか。古琉球期（11世紀頃-1609）における「泊」の先行研究は、『泊誌』や黒嶋敏氏の論考¹があるものの、このほかに専論は確認できない。古琉球期の「泊」は未だ不明瞭な部分が多く、実態解明の余地が残されている。

泊村の前身にあたる「泊」の実態を解明するため、まずは「泊」の定義について触れておきたい。筆者は、古琉球期の「泊」を鉤括弧付の特殊な地域として扱う。その理由は、「泊」が周辺地域の影響を受けて形成されたため、境界が不明瞭という点にある。そのことを如実に表しているのが天久・泊村の別称といえよう。『琉球国由来記』には「上泊^{ういどうまい}」と「下泊^{しちやうどうまい}」の爬龍舟が確認できる²。上泊は天久を指し、下泊は天久の南方、すなわち近世における泊村の領域を指している。この呼称から分かるとおり、天久との関わりを抜きにして「泊」の実態を解明することは難しい。また、安里川と長虹堤の存在により水運・陸路の要衝となっていた安里の影響も見逃すことはできない。下泊が天久・安里から独立した時期は、史料の不足により不明である。

以上の理由から、本稿では「泊」を天久・安里の一部を含めた地域として定義する。「泊」を近世の泊村のように明確な区画として扱うことは、「泊」の形成と展開を等閑視し、泊村

の実態解明を阻害することになってしまう。このことを念頭に置きながら、「泊」の実態にアプローチしたい。

I. 古琉球期における「泊」の形成

1. 13世紀中頃から14世紀末における「泊」の様相

(1) 英祖王統（1260-1349）の「泊」

王府編纂の歴史書『中山世譜』や『球陽』によると、咸淳2年（1266）に「大島等」（漠然と奄美群島を指す）が英祖王を慕って入貢し、泊村に泊御殿・大島蔵が設置されたという（詳細はⅡ-1で後述）。また、玉城王代（1314-1336）に国が三国に分かれた後、泊村は中山に属したという³。これらの記録は傍証史料が確認できないため、当該期に泊村が形成されていたとは考えにくい。

(2) 察度王代（1350-1395）の「泊」

「泊」が港湾地域として現実的に姿を現すのは、洪武23年（1390）からである。「よなは與那覇せどとうゆみやとうりゅうきゆうせきひ勢頭豊見親逗留旧跡碑」（那覇市上之屋一丁目タカマサイ公園所在）によると、宮古島の與那覇勢頭豊見親は、洪武23年に中山王察度へ朝貢する際、言語が通じず泊村に3年留め置かれた⁴。本碑文は同時代史料ではないが、入貢年代が明確に記載され、沖縄語・宮古語の間に意思疎通ができないほどの隔たりがあったことが記されている。

豊見親が逗留した場所は、碑文のある天久とみられる。洪武23年の那覇は長虹堤すら整備されておらず、未開発の浮島である。当時、察度王が浦添城や首里城に居住したことを踏まえると、豊見親は那覇よりも天久に逗留した可能性が高い。14世紀末の首里城は、京の内と正殿付近に瓦葺の建物が存在し、グスクとして機能していた⁵。首里城の南付近から天久口（≡泊港）へと流れる安里川には、宮古の船が金城橋付近まで遡上したという伝承がある（詳細はⅡ-1で後述）。安里川河口の天久は、察度王代の首里城整備に伴い、港湾地域として機能した可能性がある。

2. 15世紀後半における「泊」と周辺地域

(1) 「泊」と天久

中山王尚巴志は、宣徳4年（1429）に山南を滅ぼし、三山を統一した⁶。琉球史では、尚巴志王の父・尚思紹王から尚徳王までを第一尚氏王統、成化6年（1470）にクーデターにより即位した尚円王以降を第二尚氏王統と呼び慣らわしている。「泊」は、尚徳王から尚円王の治世である15世紀後半に発展した。この時期には天久権現が開創されたといわれる⁷。

15世紀後半の「泊」は、下泊よりも天久の方が発展していたとみられる。先史時代からの歴史がある崎樋川さちふいーじゃー貝塚に加え、坂中樋川ふいらなかふいーじゃーや古拝殿、天久グスク、天久権現、大島蔵、

聖現寺など、古来存在する寺院・御嶽等は天久に集中している。泊港についても、『おもしろさうし』15巻で「天久口」と記されていることから、天久が港湾地域として先に発展したことは明らかである（このオモロについてはⅡ-1を参照）。熊本伊右衛門入道円斎が作成した『琉球国図』には、天久の坂中樋川に比定される「飛羅加泊」（フィラカドマリ）が確認できる⁸。

それでは、当時の天久はどの間切に属していたのだろうか。『おもしろさうし』15巻（天啓3年（1623）編纂）には、天久関係のオモロが「うらおそい」（浦添）のオモロとして収録されており、天久が浦添間切に属したことがわかる。『西原間切の天久里主所安堵辞令書』⁹によると、天久は嘉靖15年（1536）の時点で西原間切に属しているので、『おもしろさうし』15巻は少なくとも辞令書の作成された嘉靖15年よりも前の状況を反映している。さらに、『おもしろさうし』15巻には「きたたんの世ぬし」（北谷の世之主）のオモロが収録されており、北谷間切の按司の様子が謡われている。地方の按司は尚真王代（1477-1526）に首里へ集住させられたといわれているため¹⁰、『おもしろさうし』15巻は15世紀後半よりも前の状況を反映している可能性が高い。このことから、天久は15世紀後半以前、浦添間切に属していたと考えられる。

(2) 「泊」と安里

安里については、尚徳王が喜界島遠征から凱旋した後に安里八幡宮を開創したことや、康熙37年（1698）まで泊村の爬竜船の頭尾が崇元寺に置かれていたこと¹¹、安里親方清賢が上泊に居住していた大浦添親方良憲（馬良詮）の娘を娶っていること¹²から、「泊」と文化的に結びついていた。また、安里は安里川を遡上する船が訪れており、長虹堤の築造後は首里・那覇間における陸路の中間地点となっていた（詳細はⅠ-2-(3)、Ⅱ-1で後述）。安里は付近一帯における交通の要衝であり、「泊」の形成に大きな影響を与えた。

安里の属した地域は二通り考えられる。まず、『おもしろさうし』15巻には天久関係のオモロのなかに安里掟が登場する。先述したとおり、15世紀後半以前の天久は浦添間切に属していたので、安里は浦添間切天久のなかの一地域だった可能性がある。他方、鎌倉芳太郎氏が引用した『毛姓家譜正統』には、安里大親清信（毛興文）が「若狭町安里小路」に居住したとある¹³。そのため、15世紀後半の安里は、若狭町のなかの一地域だった可能性もある。

(3) 那覇港の発展と「泊」

那覇港の成立には当時の国際状況が関係している。元末明初の紅巾の乱による内乱状態や、前期倭寇の活発化による治安悪化のため、従来の博多から明州へ至る「大洋路」は、肥後高瀬津から薩摩・琉球列島を経て福州に至る「南島路」に変更された¹⁴。那覇港はこの南島路の活況によって寄港地として利用されたという¹⁵。那覇港が使用され始めた年代

は、大型ジャンク船の入港を根拠として察度王代に求める説がある¹⁶。

那覇港が本格的に整備されるのは、景泰2年（1451）もしくは景泰3年に、安里橋からイベガマに至る全長約1 kmを結ぶ長虹堤が整備された¹⁷頃とみられる。朝鮮人の申叔舟が成化7年（1471）に撰進した『海東諸国紀』の「琉球国之図」には、御物城等の港湾施設が描かれており、那覇港は一定程度整備されていた。実際、御物城から出土した青瓷の時期幅が14世紀末から16世紀前半の可能性があることから、御物城は15世紀中葉に機能していたと推測されている¹⁸。

琉球家譜では、弘治12年（1499）に本部親雲上政恒（蔡鼎）の家屋が貿易品の出納や売り払いを行う「親見世公堂」となった¹⁹。嘉靖年間（1522-1566）には仲村柄政賢（蔡霊）が御物城大屋子に就任し²⁰、それ以降家譜に御物城職が確認できるようになる。嘉靖7年（1528）には、大里親方盛実（毛見彩）が那覇の最高位職である那覇里主に就任した²¹。

那覇港の整備で「泊」に影響を与えたのは、長虹堤の築造だった。長虹堤を通り首里・那覇間を往来するには、安里を経由しなければならないためである。元来、水運の要衝であった安里は、長虹堤の築造により、陸路面でも要衝となった。15世紀後半における①崇元寺の建立・②安里橋の架橋・③安里大親清信と金丸（尚円王）の出会いは、長虹堤築造により生じたと推測される。

長虹堤は砂泥を堆積させ、^{かたばる}潟原という砂汀を形成した²²。その形成時期は判然としないが、『琉球国図』に「此江湖來往有満乾」（この江湖来往に満乾あり）とあるため、地図が反映した年代と考えられる15世紀中葉には一定程度形成されていた。ただし、地図上の那覇は「石橋」で結ばれた浮島であり、前島は確認できない。そのため、『琉球国図』で「江湖」と表現されるように、当時の安里は入江となっており、そこが天久口と呼ばれたのだろう。その後、土砂の堆積により前島が形成され、安里は奥まった地となり、天久口は狭隘な泊港となる。近世の潟原では製塩業が営まれ、人口増加に伴う宅地化も実施された。

Ⅱ. 古琉球期における「泊」の展開

1. 泊御殿と大島蔵の設置年代について

泊御殿・大島蔵は「泊」の港湾施設である。両施設は琉球が離島を統治する上で欠かせないが、設置年代は明らかにされていない。そのため、両施設の設置年代を考察したい。

『中山世譜』（康熙40年（1701）編纂、雍正3年（1725）改訂）や『球陽』（乾隆8年（1743）～乾隆10年（1745）編纂）によると、「泊」の最古の記録は、咸淳2年（1266）における公館（泊御殿）と公倉（大島蔵）の設置である。いずれも同じ内容の記録であるため、ここでは『球陽』21条を引用する²³。

七年、大島等の処、皆始めて入貢す/ 王曰く、海を隔て地を殊にす、素より我が政令の及ぶ所に非ず。何の為に來り貢するやと。對へて曰く、近ごろ我が海島、烈風猛雨の

患無く、五穀饒熟す。是れ必ず王国の善政、天地に感ずるの故なり。是を以て来り貢すと。王、悦びて其の貢を受く。而して厚く賞して送り帰す。次後毎年入貢す。東北諸島入貢の後、王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置きて諸島の事を治めしむ。即ち今の泊御殿是れなり。又公倉を泊御殿の北に建て、諸島の貢物を収貯せしむ。即ち今の天久山聖現寺是れなり。但公館・公倉は何れの年に之れを建て、並びに何れの代に公倉を以て寺院と為せしや、俱に年代考へ難し。故に附紀す。

『球陽』によると、咸淳2年(1266)に「大島等」が英祖王のもとへ入貢し、年貢を納める公倉(大島蔵²⁴)と、「東北諸島」を統治する官吏が駐在した公館(泊御殿)が設置されたという。だが、『中山世譜』や『球陽』は王府の視点で記され、古琉球期の記録は往時を遡って記述されているため、内容を鵜呑みにすることはできない。実際、先行研究では英祖王代における奄美群島の入貢は否定的に捉えられている²⁵。筆者としても、入貢地域が「大島等」という漠然とした呼称であることや、奄美大島・喜界島が15世紀中葉に琉球へ帰順したこと²⁶から、本記録の信憑性は低いと考える。

それでは、「大島等」の入貢に付記された泊御殿・大島蔵設置の真偽はどうだろうか。『中山世譜』・『球陽』よりも早期に編纂された『中山世鑑』(順治7年(1650)編纂)には、奄美群島の入貢が記されているのみで、泊御殿・大島蔵の記述はない。つまり、両施設の記述は『中山世譜』・『球陽』を編纂する段階で何かしらの根拠を参考に組み込まれたのである。

『球陽』の外巻であり、琉球各地の伝承を集めた『遺老説伝』には、泊御殿・大島蔵の記述がある²⁷。そのため、王府は『中山世譜』・『球陽』の編纂時に伝承を参考にしたとみられる。その際、両施設が実在したことは明らかであったが、設置年代までは特定できず、「大島等」入貢の項目に付記したのだろう。

泊御殿は他の史料にも確認できる。洪武23年、宮古島の與那覇勢頭豊見親は、察度王に朝貢する際、言語が通じず「泊」に留め置かれた。『白川氏家譜正統』には「遺老説伝曰く、惠源、始めて中山に上る時、旨を奉じて泊御殿に留泊す。此の時、島、人民^{こぞ}挙って琉語に通ぜず者甚だ多く、而して辨事能わず。是れに由りて、惠源、命を奉じ、伶俐の者二十名を択び、泊御殿に留住し、琉語学ばしめ…²⁸」とある。本記録は伝承という点に留意する必要があるものの、泊御殿が洪武23年に存在した可能性を示唆している。

一方、大島蔵は『中山世譜』・『球陽』以外に設置年代を特定できる史料が確認できない。ただし、大島蔵は奄美群島の年貢を貯蔵する施設であるため、ある程度の設置年代は推測できよう。『呉姓家譜 大宗 我那覇家』(以下、『呉姓家譜』と呼ぶ)によると、尚徳王は成化2年(1466)3月13日に喜界島遠征から凱旋した。その際、泊里主宗重(呉弘肇)の妻が王に水を献じたことで、宗重は泊里主に、妻は泊大阿母志良礼に任命された(詳細はⅡ-2-(1)で後述)。『琉球国由来記』によると、泊地頭(泊里主)は喜界島・奄美大島・徳之島・沖永良部島・与論島の年貢を司ったという²⁹。

その傍証史料として、『おもろさうし』15巻に「あかいんこがふねたてばが節」というオモロがある。その内容は「一安里掟あさとおきて 親御蒲おやみ かま/貢 積むつ 首里親国しより おやくに/又天久口あめくぐち 親泊おやどまり/又那覇な は泊どまり 親泊おやどまり³⁰」となっている。安里の役人・安里掟親御蒲は、年貢を天久口（≡泊港）や那覇泊（≡那覇港）から首里に運搬していた。このオモロを当時の時代背景から読み解くと、安里掟は安里川を遡上し、年貢を茶湯崎近辺に運んだと考えられる。

古琉球期の安里川については、現在よりも川幅が広く、水量も豊富だったことが指摘されている³¹。それを裏付けるかのように、康熙51年（1712）に崇元寺前の泊前道を敷設した真栄田親雲上義行（容元功）の家譜では、「泊前海涯之道」と記されている³²。『琉球国旧記』にも、泊前道のある場所は「昔代。海涯無_レ路。而往還不_レ便。…³³」と記されている。また、崇元寺前にある浮縄御嶽は、名称・神名が漁労に由来している³⁴。古琉球期の崇元寺前は「海涯」となっており、安里川河口は入江のような風景を呈したのである。

安里川には、宮古の船が識名村の西、すなわち金城橋付近まで航行したという伝承がある³⁵。近世に茶湯崎付近の指帰橋が石橋に架け替えられた際には、「山原諸船」が同地で停泊した³⁶。また、近世の政治家・蔡温は、茶湯崎に港を作る計画を考案した³⁷。これらの文献を考慮すると、古琉球期に安里川を遡上した船が存在したとしても不思議ではない。実際、古琉球期の状況を反映した『琉球国図』（図1）には、首里城南付近を流れる河川が大きく描かれている。ここでは、仮に「河川A」と呼ぶことにしたい。



図1. 『琉球国図』部分（沖縄県立博物館・美術館所蔵）

筆者は、河川Aを安里川に比定する。また、その支流は現在的那覇市首里金城町3丁目と4丁目の境目を流れる小川に相当し、察度王の子・崎山里主の屋敷跡といわれる崎山御嶽付

近から河川Aに合流している。河川Aとその支流は、首里城に近接しており、方角的にも南に位置しているため、安里川とみてよいだろう。那覇港・泊港に流れ着く河川は、安里川のほかに国場川や饒波川が挙げられるものの、両河川は首里城南付近を流れていない。国場川は、与那原町と西原町の境にある運玉森に源流があり、南風原町と那覇市の市街地を貫流したのち那覇港に流れ着く。仮に国場川を図に描くとすれば、「江南南蛮宝物在此/見物具足廣」と記された御物城の北側に河口を描くべきである。また饒波川は、大里城跡付近に源流があり、旧東風平村や豊見城市を経由したのち那覇港に流れ着く。そのため、饒波川が河川Aである可能性は低い。

以上のことから、『琉球国図』の首里城南付近に描かれた河川は、安里川に比定できる。本図には、大きく描かれた安里川と対照的に、国場川・饒波川は描かれていない。これは、『琉球国図』の原図を作成したといわれる博多商人道安が、商業活動を営む上で安里川を重要な河川として認識していたことの証左である。「石橋」について「此下有五水」（此の下、五水有り）とあるのも、安里川を遡上する船が橋の下を通過することを想定した記述であろう。安里川は船が遡上する小運河として機能しており、その河口付近に位置する大島蔵³⁸が年貢の貯蔵施設として機能した可能性は十分にある。

次に、奄美統治と大島蔵の關係に着目したい。前出の『琉球国図』には、「毒大嶋鬼界之船皆入此浦」とあり、徳之島・奄美大島・喜界島の船が天久・安謝付近に入港していた³⁹。『琉球国図』には、「鬼界嶋」（喜界島）・「大島」（奄美大島）・「小崎恵羅武」（沖永良部島）に、「琉球内」という記述が確認できる。『琉球国図』の記載情報によれば、琉球は奄美全域を統治しており、それに伴って同地域の船が「泊」近辺へ入港していた。

『琉球国図』と著しく類似した地図に、『海東諸国紀』所収の「琉球国之図」が挙げられる。『海東諸国紀』は、朝鮮人の申叔舟が成化7年（1471）に撰進した。そのことからして、「琉球国之図」が成化7年以前に作成されたことは明らかである。『琉球国図』と「琉球国之図」の關係性を分析した上里隆史らは、これらの地図が同じ原図をもとに作成されたと推測している⁴⁰。そのため、原図は『海東諸国紀』が撰進された成化7年よりも前に作成された可能性が高い。『琉球国図』の記載情報は、成化7年以前の状況を反映しているといえよう。

「琉球国之図」の記載情報は、『琉球国図』よりも簡略的な記述となっている。そのため、奄美群島が沖縄島に入港した記述は確認できない。しかし、奄美群島の記述へ目を向けると、与論島以外の島々に「属琉球」（琉球に属す）と記されている。すなわち、琉球の統治は、成化7年の時点で奄美全域に及んでいたのである。なお、与論島のみ琉球へ帰順した記述がないのは、同島が沖縄島に最も近く、琉球領であることが自明のためであろう。

実際、文献史料でも琉球の奄美統治が15世紀中葉に及んでいたことがわかる。先述したとおり、『呉姓家譜』には、尚徳王が喜界島遠征から成化2年（1466）3月13日に凱旋したとある。また、琉球の奄美統治を研究した石上英一氏は、『朝鮮王朝実録』等の諸史料から、奄美大島が1440年代、喜界島が成化2年（1466）に征服されたことを明らかにしている⁴¹。

これらの地図・文献によると、琉球は15世紀中葉に奄美全域を統治しており、それに伴って同地域の船が「泊」近辺へ入港していた。大島蔵は、それらの船が運んだ年貢を管理するために必要な施設であることから、当該期には設置されていたと考えられる。

以上、本考察の結論としては、泊御殿が洪武23年、大島蔵が15世紀中葉に設置されていたと考えられる。泊御殿・大島蔵は「泊」を象徴する港湾施設であったが、近世になると変容を余儀なくされた。大島蔵については、奄美群島の割譲に伴って撤去され、跡地に聖現寺が移転した⁴²。聖現寺は近世末期に欧米人を収容する施設となる。また泊御殿については、石垣のみになり⁴³、跡地に漂着民を収容する木屋が建設された。この変容は、薩摩侵攻を受けた琉球の内実を反映している。

2. 泊里主と泊大阿母志良礼からみる「泊」

(1) 泊里主・泊大阿母志良礼の任命年代について

『呉姓家譜』の1世宗重の記録には、泊里主と泊大阿母志良礼が任命された経緯が記されている⁴⁴。下記はその読み下しである。

宗重夫妻は是れ泊邑の人なり。成化二年丙戌三月十三日、尚徳王、鬼界島を伐ち、帰国の時、聖舟、泊の港に湾む^{いりこ}。是に於いて、諸臣及び男女、聖舟を出迎ふ。独り宗重の妻、水を頂き、水涯に迎ふ。王、問ひて曰く、汝、何人なり。対へて曰く、妾は是れ泊里主の妻なり。竊かに聞く、聖舟来るに、洋中日久しく、而して水変ずるを恐る。故に妾は此の新水を頂き来り、王に進めんと欲す。是に於いて、王、大いに悦びて曰く、此の人、乃ち此れ女中の忠臣なり。即ち、其の水を取り、而して之を用ひる。尋で王、宗重夫妻を召して宴を賜ふ。遂に夫を以て泊地頭と為し、妻を以て泊大阿母志良礼潮花司と為す。而して浦添間切名嘉瑠邑に田畠高四石二斗八合六夕六才⁽⁹⁾を賜ふ。今、其の地、名を泊大阿母志多禮次良（安謝の名寄帳に見ゆ）と曰ふ。然らば則ち、泊地頭と泊大阿母、此れ自り始まる。

上記によると、成化2年（1466）3月13日に尚徳王が喜界島から凱旋した際、泊村の住人・泊里主宗重（呉弘肇）の妻が王に水を献上し、それを喜んだ王が宗重を泊地頭に、妻を泊大阿母志良礼に任命した。両役職の任命年代は従来、成化2年3月13日とされる場合が多かったが、根拠史料である琉球家譜の編纂された年代や目的を踏まえると、厳密にそうとはいえない。

琉球家譜（以下、家譜）は王府公認の系図であり、本格的な編纂は首里城内に系図座が設置された康熙28年（1689）に開始された。そのため、家譜の古琉球期の記録は、往時を振り返る形で記述されている。田名真之氏が述べるように、家譜における1世（系祖）の人物は、人口に膾炙した伝承等を元に記述されている場合がある⁴⁵。換言すれば、その当

時誰もが認める伝承が、1世(系祖)の人物の由来とされたのである。『琉球国由来記』の「泊之大阿母(今習氏也)由来之事」には「雖_レ然、往古之事ニテ、御朱印於_レ今失却トナリ⁴⁶⁾」とある。泊大阿母志良礼の任命時に発給された辞令書は、『琉球国由来記』が編纂された康熙52年(1713)の段階で失われており、宗重夫妻の記録は例に漏れず伝承を参考に記述されたのである。この書誌情報を踏まえると、夫妻の任命年代を明言することは難しい。ただし、尚徳王の凱旋に伴って夫妻が役職に任命されたことは明らかである。任命年代を表記する場合には、成化2年3月13日頃とするのが妥当といえよう。

(2) 泊里主と「泊」

まずは宗重の名前に着目しよう。彼の姓名は泊里主宗重(呉弘肇)であり、童名は家譜に記載されていない。古琉球期の人名は基本的に童名(真牛や思五郎などの名前)であるため、宗重の実名は不明である。彼の姓名のうち、唐名の「呉弘肇」と和名の名乗部分である「宗重」は、家譜編纂時に命名されたとみられる。当時、実際に使用されていたのは「泊里主」という役職名のみだろう。泊里主は泊地頭と呼ばれることもあるが、古琉球期に官人へ給された領地は「さとぬしところ」(里主所)と称されることから、泊里主と呼ぶべきである。真喜志瑤子氏が指摘するとおり、泊里主を泊地頭とするのは、里主所を近世の用語である地頭に置き換えた表記である⁴⁷⁾。

泊里主は「泊」および硫黄島を司り、奄美群島の年貢を管掌した。『笠利氏家譜』の2世爲充の記録には、瀬戸内東間切に御物を収納した御蔵の存在が記されており⁴⁸⁾、奄美の各間切に御蔵が存在したことが明らかになっている⁴⁹⁾。そのため、奄美群島の年貢は奄美の各間切から沖縄島に運搬され、大島蔵に納められていたのだろう。『琉球往来』の「諸嶋斂物帳」によると、喜界島からは純清米・稗・蕎麦、奄美大島からは「新殿新造ノ具」として山椒・茸・庵米が貢納されている⁵⁰⁾。大島蔵にはこれらの物品が貯蔵されていたと推測される。

泊里主に関係する役職として「奥渡より上の訥理」がある。本役職は国頭・与論島・沖永良部島を司るが⁵¹⁾、職務内容は判然としない。高良倉吉氏は奄美統治専任官と称し、王府にいながら奄美を管掌した役職と推測する⁵²⁾。石上氏は、嘉靖16年(1537)の大島遠征による謀反鎮圧後、奄美全域を統治した官職と推測する⁵³⁾。奥渡より上の訥理は、宗重の曾孫・大里親方盛実(毛見彩)と、彼の息子・國頭親方盛埋(毛元隆)が任命されたため、泊里主との共通点が指摘されてきた。ここでは、先行研究とは逆に両役職の差異に着目したい。

泊里主と奥渡より上の訥理は、①任命年代と②廃止・存続の違いがある。まず①については、嘉靖18年(1539)に盛実が奥渡より上の訥理に就任している⁵⁴⁾。この年代は、宗重が泊里主に就任した15世紀後半から半世紀ほどが経過している。任命年代が異なるため、両役職の設置目的が違うことは明白である。奥渡より上の訥理は、年貢のみを司る泊里主

とは異なり奄美統治に直接関与した役職と思われる。

次に、②について考えたい。奥渡より上の訃理は『琉球国由来記』の「無_二于今_一官職・御蔵之事」（今なき官職・御蔵の事）に記載され、同史料が編纂された康熙52年（1713）の段階で廃官となっていた。その時期と理由は不明であるが、奥渡より上の訃理が与論島・沖永良部島を管轄していたことから、万暦37年（1609）の薩摩侵攻で奄美群島が割譲され、廃官となったのだろう。他方、泊里主は泊町奉行や泊地頭といった変遷を経て「琉球処分」まで存続した。泊里主は奄美群島を失ってもなお「泊」と硫黄島を管掌していたため、廃官を免れたのだろう。泊里主は奄美群島の年貢を司るだけであり、奄美統治には直接関与していないと推測される。

③ 泊大阿母志良礼と「泊」

尚徳王の喜界島遠征で注目すべきは、群衆が王の船を出迎えるなか、宗重の妻が一人で水を献上したことである。明治28年（1895）に知念原門中が作成した『玉城間切富里村世礼知念原ノ一門中元祖由来記』や、孫姓門中が作成した「尚巴志王統由来記」によると、彼女は尚泰久王の次女とされている⁵⁵。これらの記録は信憑性に欠けるものの、宗重の妻が尚徳王の兄弟姉妹だと仮定すれば、彼女が王に水を献上したことや、呉姓が王家と結びついて出世したことも納得できる。

宗重の妻が水を献じた場所は、オシアゲ森という御嶽になっていた。この御嶽は先行研究で「御差上森」と表記されている⁵⁶。オシアゲという単語は、沖縄語の「ウシャギ」・「ウサギ」を表していると思われる。オシアゲ森は泊交差点を北岸に入る右角にあり⁵⁷、徒歩圏内に清泉の湧く坂中樋川がある。そのため、宗重の妻がオシアゲ森で水を献じた可能性は高い。

泊大阿母志良礼は儀保大阿母志良礼の下役にあたる祭祀職である。その職務は、主に3月と8月に4度御物参をし、オシアゲ森・ヤカン森・オタセ森御イベでオタカベを行うことであった⁵⁸。この祭祀には、泊村の位衆（位階を有する者達）も「御拝人数」として参加した。泊村位衆は、泊大阿母志良礼と同じく3・8月の御物参で8つの御嶽を参拝した（表1）。

表1によると、泊村位衆の参拝する御嶽は安里村・天久村・安謝村に跨っている。このことについて、小島瓊禮氏は「多和田之御嶽に泊村の位衆が参るのは、古い泊村の祭祀の名残りであろう。⁵⁹」と指摘する。彼が指摘するように、近世の行政区分に従って御嶽を参拝するのであれば、泊村位衆が安謝川支流の多和多川近辺に足を運ぶ必要はない。彼らの参拝する御嶽の範囲からは、安里・天久・安謝が宗教的に結びついた様子が垣間見える。

さらに、近世の行政文書である評定所文書では、泊村位衆が天久の寺院に足を運んだ様子が窺える。道光24年（1844）の「仏人一件書類」によると、12月30日の晩に祝部・内侍・泊村黄冠2人・筑登之座敷5人が天久寺（聖現寺）拝殿でご祈念を行うことが慣例化して

いた⁶⁰。近世の聖現寺は真和志間切天久村にあるため、泊村の寺院ではない。それにもかかわらず、泊村位衆は聖現寺でご祈念を行っていた。ここで取り上げた泊村位衆の御嶽・寺院の参拝は近世の事例である。祭祀に寛容な古琉球期には、これらの儀式がより一層根づいていたはずである。

表1. 『琉球国由来記』にみる泊村位衆の参拝御嶽

御嶽名	神名	所在地
オキナワノ嶽	ヨリアゲ森カネノ御イベ	安里村
アガルイノ嶽	センノ森センノ御イベ	安里村
崇元寺之嶽	コバノミヤウレ御イベ	安里村
天久之嶽	オシアゲ森之御イベ	天久村
潮花ツカサ	ヨリアゲ森ノ御イベ	天久村
天久寺嶽	オダシ森之御イベ	天久村
天久之小嶽	コバノ森御イベ	天久村
多和田之嶽	アムトツカサヨキガラキミノ御イベ	安謝村

この辺りで泊大阿母志良礼に論旨を戻したい。安謝の名寄帳によると、彼女は「浦添間切名嘉瑠邑」（浦添間切銘苅村）の田畑を賜った。彼女が銘苅の田畑を賜った背景には、宗教的な理由があったと考えられる。浄土宗僧侶の袋中が万暦31～34年（1603-1606）に琉球へ滞在した際の見聞を記した『琉球神道記』では、天久権現（天久宮）の縁起について、「銘苅ノ翁子」が天久の山上にいる天女を目撃したとある⁶¹。天久権現の縁起が銘苅の人物に求められるのは、銘苅と天久の人々が同じ生活圏にあるため、宗教的な結びつきを有していたことを意味する。泊村位衆が天久や安謝の御嶽を参拝していたことも勘案すると、浦添南部の沿岸地域は宗教的に結びついていたといえる。

「泊」と浦添の結びつきは、宗重夫妻の息子・花城親方宗義（呉起良）の記録にも確認できる。宗義は浦添王子朝満（尚維衡）の娘を娶り、弘治年間（1448-1505）に浦添間切仲西地頭職に就任した。仲西は小湾川下流沿いの集落である。小湾川は浦添城近辺を流れており、城付近から海へ流れ出るという点で安里川と共通した特徴を持つ。仲西地頭職は、安里川河口を司る泊里主と地理的に共通した役職だった。さらに、宗義は弘治年間に朝満が浦添城に隠棲した際⁶²、岳父として私財を投げ打ち、退廃した城の修繕を行った。呉姓と浦添王家は親密な関係を築いていた。

3. 泊系官人の特徴

「泊」には呉姓のほかにも官人が存在した。本稿では「泊」に居住した、もしくはそうであったとみられる人物を泊系官人と定義する。表2は筆者が管見の限り把握する泊系官人の一覧である。

表 2. 泊系官人一覧

No.	名 前	居住地	経 歴	生存が確認できる期間	典 拠
1	泊里主宗重 (呉弘肇)	泊村	泊里主	成化 2 年 (1466) 3 月 13 日 ~ 正徳 9 年 (1514) 9 月 15 日	『那覇市史』1-8、175 頁
2	花城親方宗義 (呉起良)	「泊」	浦添間切中西地頭職に任ぜられ、紫冠を叙位されたが、往古の出来事なので略す / 尚維衡浦添王子朝満の岳父として浦添城を修繕 / 王舅 / 具志頭間切花城地頭職	弘治年間 (1448-1505) ~ 正徳 11 年 (1521) 7 月 27 日	『那覇市史』1-8、175 頁
3	蔵旋楚辺勢頭	泊村	尚円王の勅命で泊村に居住 / 楚辺勢頭 / 大島奉行 / 南蛮に渡航し公事を終える / 伊平屋地頭職 / 伊是名玉御殿を代々守護	尚円王代 (1470-1476) ~?	『那覇市史』1-7、422 頁
4	國頭親雲上憲宜 (蘇長平)	「泊」	楚辺勢頭 / 國頭地頭職 / 大島奉行	不明	『那覇市史』1-7、424 頁
5	棚原親雲上憲里 (蘇用禮)	「泊」	小赤頭 / 花當 / 勢遣富筑登之 / 大下御蔵役 / 浦添御殿大屋子 / 久米仲地地頭職 / 在番 (久米島力) / 浦添御殿大親職 / 薩摩侵攻の際により泊港から奄美群島へ赴き、御立願を行う / 薩摩侵攻がなかったため御結願を行う / 佐鋪地頭職 / 西原間切棚原地頭職 / 浦添王子朝良大親職 / 座敷叙位 / 棚原里主所の米を納め、尚寧王を招く	嘉靖30年 (1551) ~ 崇禎 4 年 (1631)	『那覇市史』1-7、422 頁
6	東風平親雲上興長 (雍可懋)	「泊」	平等所大屋子 / 東風平間切総地頭職 / 泊地頭職 (泊里主)	嘉靖年間 (1522-1566) ~ 万暦 22 年 (1594) 8 月 6 日	『那覇市史』1-7、858 頁
7	目取真親雲上興方 (雍振警)	「泊」	若里主叙位 / 勢頭職 / 尚豊王が中城王子の時、上意により寒水川村に家屋敷を新造し、玉陵東辺に墓を拝領する / 豊見城間切根指部地頭職 / 座敷叙位 / 御物奉行 / 玉城間切目取真地頭職 / 平等之側	嘉靖25年 (1546) ~ 万暦 40 年 (1612)	『那覇市史』1-7、858 頁
8	豊見城儀保親方興房 (雍自雄)	「泊」	若里之子 / 大島在番 / 大美御殿大親 / 豊見城間切儀保地頭職 / 紫冠叙位 / 知行高三十石を賜る	嘉靖32年 (1553) ~ 万暦 40 年 (1612) 5 月 3 日	『那覇市史』1-7、858 頁
9	阿手津親雲上長孫 (明興孝)	「泊」	阿手津大屋子 / 勢治荒富引之御益當 / 勢治荒富大下司文子 / 伊江島伊平屋嶋按司掟 / 黄冠叙位	嘉靖35年 (1556) ~ 万暦 37 年 (1609) 10 月 26 日	『那覇市史』1-7、680 頁
10	喜屋武親雲上長昌 (明信道)	「泊」	小赤頭 / 大下司文子 / 石奉行筆者 / 筑登之座敷叙位 / 黄冠叙位 / 御殿勢頭役 / 世寄富勢頭 / 喜屋武間切山城地頭職 / 金御蔵大屋子 / 相応富勢頭 / 東代官 / 謝国富勢頭 / 座敷叙位 / 中頭方内作奉行 / 勢遣富勢頭 / 知行高 20 斛を賜る / 喜屋武間切総地頭職 / 紀明奉行 / 宮古主部	万暦元年 (1573) ~ 崇禎 9 年 (1636) 1 月 5 日	『那覇市史』1-7、680-681 頁

No.	名 前	居住地	経 歴	生存が確認できる期間	典 拠
11	久米具志川筑登之親雲上 義貫 (容肇昌)	「泊」	永良部 (記録欠) / 聞得大君御殿儀者大屋子 / 黄冠叙位	嘉靖19年 (1540) ~ 万暦28年 (1600)	『容姓家譜 大宗山田家』 28-29 頁
12	具志川筑登之親雲上義重 (容維祚)	「泊」	花當 / 慶賀王舅 / (判読できず) 筆者 / 筑登之座敷 / 入閨し公事を終える / 黄冠叙位 / 冊封使が帰路につかず、音信を問ひ尋ねる / 官舎 / 西原間切・浦添間切・中城間切・北谷間切の作當となる / 勢治荒富勢頭 / 国頭代官	嘉靖37年 (1558) ~ 天啓3 年 (1623)	『容姓家譜 大宗山田家』 30-32 頁
14	我謝親雲上篤當 (蘭遠墓)	「泊」	大島湾之首里大屋子 / 大島から帰島後、西原間切我謝地頭職に任ぜられる	嘉靖24年 (1545) ~ 万暦39年 (1611) 8 月18日	『那覇市史』1-8、560-561 頁
15	糠中城掟	上泊	尚清王の「大島征伐」で与湾大親が自害。その後、奄美大島から沖繩島に連行される / 百次掟職を勤めていた際に働きが良く、上泊に田宅を賜る	尚清王代 (1527-1555) ~?	『那覇市史』1-7、515 頁
16	大浦添親方良憲 (馬良詮)	上泊	家来赤頭出身で御中門閹人 (門番) / 東宮之養父、すなわち浦添間切総地頭職となる / 進貢使者 / 三司官 / 草地浮織冠叙位 / 死後上泊の墓に葬られることを望んだが、国王が養父のよしみであり、泊の道が遠く、国王みずからの見送りに不便であった。そのため、法司官 (三司官) へ特別に命じて見上森の臺を賜った。出葬の日には国王みずからの弔いを受けて見送られた	嘉靖年間 (1522-1566) ~ 1563年	『那覇市史』1-7、517 頁
17	安里大親清信 (毛興文)	若狭町 安里小路	安里地頭職	尚徳王代 (1461-1469) ~?	『沖縄文化の遺宝』142 頁。
18	安里親方清賢	若狭町	安里地頭職 / 首里立岸邑へ移住	不明	『沖縄文化の遺宝』142 頁。
19	伊指川子元長 (姚是安)	「泊」	泊筆者を勤めていた際、薩州から兵船が来たとの知らせがあり、飛脚として大島へ赴く / 薩州から琉球の田地を観察するために使者が訪れた際、筆者を勤める	万暦年間 (1573-1619) ~ 1610年 5 月17日	『姚姓家譜 支流 鉢嶺家』 6-7 頁

※『那覇市史』1-7は、『那覇市史資料篇 第1巻7 家譜資料三』、『那覇市史』1-8は、『那覇市史資料篇 第1巻8 家譜資料四』の略記である。

※ No.17 および No.18 の典拠である『沖縄文化の遺宝』は、『毛姓家譜正統』の引用に基づいている。

※「居住地」の項目は、史料に記載されている場合はそれに従った。筆者が婚姻関係や役職、父母および門中全体の記録から居住地を推測した場合は、「泊」と記載した。

※「生存が確認できる期間」の項目は、生年が明らかな場合は「生年～死亡年」を、生年が不明な場合は「生存が確認できる年代～死亡年」を記載した。

表2からは、泊系官人と奄美群島の関連が確認できる。18人中10人が奄美群島に関与しており、大島奉行（No.3・4）、阿手津大屋子（No.9）、大島湾之首里大屋子（No.14）など、奄美関係の役職が散見される。当時、奄美関係の役職は官人の居住地によらず任命されたはずだが、表2における奄美群島の頻出度を踏まえると、奄美関係の役職は泊系官人が多く任命された可能性がある。翻って、奄美群島のほかに関連のある離島は久米島のみで、先島諸島との関連は見出せない。その背景には、奄美群島が15世紀中葉から王府の統治下に属するのに対し、先島諸島は16世紀から本格的な統治下に属するという違いが挙げられる。本表に限って言及すると、泊系官人は先島諸島よりも奄美群島との関係が深いといえる。なお、久米島に関しては、久米具志川筑登之親雲上義貫（容肇昌）が、久米具志川間切を拝領した可能性がある（No.11）。

次に、多くの泊系官人が地頭職に任命されたことに注目したい。通常の地頭地拝領に加えて、泊里主への就任（No.1・6）や、^{ぬかなかすくうち}糠中城掟が上泊に田宅を賜った事例（No.15）を含めると、18人中13人が地頭地を与えられている。家譜に記載された古琉球期の人物は、同史料が本格的に編纂された康熙28年（1689）まで家系が継承された者である。地頭地を賜ったとしても、家系が没落して家譜に記載されない人物もいたはずであり、実際には表2より多くの官人が地頭地を拝領したと思われる。これに対して、近世中期以降の泊士（泊村に居付のある士）が地頭地を賜る事例は稀である。近世の平士にとって、地頭地の拝領は出世の最高到達点であり、そのために無給の役職や旅役を務める必要があった。古琉球期の官人がどのような過程を経て地頭地を手にしたのか定かではないが、半永続的に作得を得られる点で地頭職は魅力的なポジションであった。多くの泊系官人が地頭地を拝領し、なかには総地頭職に任ぜられた人物（No.16）もいることから、彼らには出世の可能性が大いにあった。だが、近世中期以降になると、士の居住地ごとに出世コースへ差が設けられ、泊士は出世から遠くことになる。古琉球期と近世中期以降の出世における落差が最も大きいのは、泊系官人（≡泊士）といえよう。

泊系官人の出世を表す史料として、『毛氏安里大親由来書』⁶³がある。同書によると、元来泊村の大城掟であった清信は、首里・那覇間を往来していた金丸（後の尚円王）と出会う。その際、清信は金丸の素質を見抜き、金丸の即位後、彼は安里地頭職に任命されたという。同書は伝承をもとに作成されたため、後世に脚色された部分が多い。だが、安里が首里・那覇間の往来に利用される要地であり、泊系官人がその土地柄を生かして出世したことは事実である。さらに、『琉球国由来記』によれば、古琉球期的那覇里主は、首里・那覇・「泊」の3地域から選ばれており⁶⁴、泊系官人は那覇で出世することも可能だった。

泊系官人は、琉球の北方地域から「泊」に移住し、沖縄島の社会に影響を与えた。それを顕著に示すのが蘇姓と馬姓の成り立ちである。まず、蘇姓については、伊平屋島出身の元祖・蔵掟楚辺勢頭が尚円王の勅命で泊村に居住し、大島奉行等の役職を勤めた（No.3）。『伊是名銘荊家文書』によると、彼は尚円王の叔父（尚円王の父・尚稷の弟）とされる⁶⁵。それを

裏づけるかのように、家譜の序文には蔵掟が伊平屋島地頭職に任ぜられたことや、彼の一族が伊是名玉陵を代々衛護したことが記されている。彼の息子の國頭親雲上憲宜（蘇長平）は、國頭地頭職に任ぜられた後、父と同じ大島奉行として奄美大島へ赴いている（No.4）。

次に馬姓については、元祖・与湾大親^{ゆわんうふやー}が奄美大島に居住していたが、大島の酋長らの讒言により尚清王が発した軍の征伐対象となり、自害した（いわゆる「大島征伐」）。息子の糠中城掟は捕虜として沖縄島に連行されたが、百次孥職を勤めた際に働きが良く、上泊に田宅を賜った（No.15）。また彼の息子・大浦添親方良憲（馬良詮）は、浦添間切総地頭職に任ぜられ、三司官となった（No.16）。良憲は死後、上泊の墓に葬られることを望んだが、尚元王の養父であったため、王自らが「泊」へ赴くには不便という理由で首里の見上森の墓を賜った。のちに馬姓は代々三司官を輩出する名門となる。

泊系官人の流動的な移動は、近世になると確認できなくなる。琉球北方の離島から王府中枢の役職に出世する事例はみられず、それどころか町方内部の移住すら制限されるようになってしまう。泊土の出世は制限され、泊村の最高位職である泊頭取に就任しても、地頭職を給されることは稀である。奄美群島は天啓4年（1624）に薩摩藩の直轄地（御蔵入）となり⁶⁶、泊土が上国や江戸立の途中で立ち寄ることはあっても、奄美関係の役職に就任した事例はみられない。泊土の待遇悪化は、奄美群島を失った琉球の内実を反映している。

おわりに

「泊」は、天久・安里・安謝・銘苅と結びつき、奄美群島や宮古島に開かれた域内港だった。これらの地域のうち、奄美群島は天啓4年に薩摩藩の直轄地となり、琉球では奄美への関心が失われてしまう⁶⁷。そのこともあってか、先行研究では奄美群島が沖縄島に与えた影響はあまり注目されていない。だが、泊御殿・大島蔵が存在し、泊系官人の多くが奄美関係の役職へ就任していることからわかるように、「泊」は奄美群島の人的・物的影響を受けて形成された。奄美群島は琉球の版図の約3分の1を占めており、琉薩間の航路における要地となっていた。奄美は古琉球期における王国の実態を把握する上で欠かせない地域であり、その重要地域と沖縄島を結びつける存在が「泊」だった。つまるところ、「泊」は北方への島嶼ネットワークを持つ「古琉球」を支える港湾地域だったのである。その背景には、港湾として発展した天久や、交通の要衝である安里、宗教的に関わりのある安謝・銘苅が存在し、有機的に結びついていた。「泊」は、琉球域内の離島（奄美・宮古⁶⁸）と、周辺地域（天久・安里・安謝・銘苅）が混じり合う中で形成された。

この特殊な「泊」という地域は、浦添南部の沿岸地域と多方面で結びついている。かつて伊波普猷氏は、沖縄の港が牧港・泊・那覇の順に開けたと述べた⁶⁹。15世紀後半に天久が浦添間切に属し、呉姓が浦添南部と密接に関わる様子は、中山王権の主要港が牧港から「泊」へ南遷する過程を表している⁷⁰。本現象は、察度王の浦添城から首里城への遷居に伴って生じており、王国の形成・展開と連動している。「泊」の特殊性からは、大交易時代初期にお

ける王国の胎動が垣間見える。

大交易時代の中頃、呉姓は活動拠点を那覇に移したとみられる。「那覇由来記」によると、那覇の地名は呉姓の家にある怪石に由来するという⁷¹。5世の幸地親方宗廣（呉國卿）は万暦30年（1602）に御物城職、万暦33年（1605）に那覇里主へ就任した。呉姓は那覇に移住し、有力な地位を築いたのである。「泊」と那覇の関係性については、港の使い分けや官人の比較をとおして吟味する必要がある。それらの調査は別稿に譲り、ひとまず擱筆したい。

主要参考文献

【史料】

『伊是名銘苅家文書』那覇市歴史博物館蔵

沖縄県教育庁文化課編（1979）『沖縄文化財調査報告書 第十八集 昭和五十三年度 辞令書等
古文書調査報告書』沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁文化課編（1985）『沖縄県文化財調査報告書 第六十九集 金石文－歴史資料調
査報告書V－』沖縄県教育委員会

小野武雄（1969）『近世地方経済史料』第1巻、吉川弘文館

嘉手納宗徳（1978）『沖縄文化史料集成6 球陽外巻 遺老説伝』角川書店

亀井勝信（1980）『奄美大島諸家系譜集』国書刊行会

球陽研究会編（1974）『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』角川書店

崎浜秀明（1984）『蔡温全集』本邦書籍

申叔舟著・田中健夫訳注（1991）『海東諸国紀』岩波書店

袋中著・横山重編（1970）『琉球神道記』角川書店

那覇市企画部市史編集室編（1982）『那覇市史資料篇 第1巻7 家譜資料三』那覇市企画部
市史編集室

那覇市企画部市史編集室編（1983）『那覇市史資料篇 第1巻8 家譜資料四』那覇市企画部
市史編集室

平良市史編さん委員会編（1981）『平良市史 第3巻 資料編1 前近代』平良市役所

外間守善校注（2000）『おもろさうし（下）』岩波書店

外間守善・波照間永吉編（1997）『定本琉球国由来記』角川書店

『毛氏安里大親由来書』那覇市歴史博物館蔵

『姚姓家譜 支流 鉢嶺家』那覇市歴史博物館蔵

『容姓家譜 大宗 山田家』那覇市歴史博物館蔵

横山重（1972）『琉球史料叢書』第3巻、東京美術

琉球王国評定所文書編集委員会編（2001）『琉球王国評定所文書』第18巻、浦添市教育委員会
『琉球国図』沖縄県立博物館・美術館蔵

【書籍・論文】

- 安達義弘（1998）『祖先崇拜からみた沖縄の自己アイデンティティ』九州大学大学院博士論文
- 安里進・外間政明編（2022）『古地図で楽しむ首里・那覇』風媒社
- 石上英一「琉球の奄美諸島統治の諸段階」歴史科学協議会編（2000）『歴史評論』No.603、校倉書房
- 伊波普猷・服部四郎・仲宗根政善編（1993）『伊波普猷全集』第6巻、平凡社
- 伊波普猷編・外間守善校訂（2000）『古琉球』岩波文庫
- 荒野泰典・石井正敏・村井章介編（2010）『日本の対外関係4 倭寇と「日本国王」』吉川弘文館
- 上里隆史・深瀬公一郎・渡辺美季編「沖縄県立博物館所蔵『琉球國圖』—その史料的价值と『海東諸国紀』との関連性について—」日本古文書学会編（2005）『古文書研究』第60号、吉川弘文館
- 沖縄県文化振興会史料編集室編（2010）『沖縄県史 各論編 第三巻 古琉球』沖縄県教育委員会
- 鎌倉芳太郎（1982）『沖縄文化の遺宝』岩波書店
- 金武正紀（2009）「今帰仁タイプとピロースクタイプの年代的位置付けと貿易港」木下尚子『13～14世紀海上貿易からみた琉球国成立要因の実証的研究—中国福建省を中心に—』熊本大学文学部
- 栗野慎一郎「尚維衡の浦添隠棲について—関係史料を読む—」浦添市教育委員会文化部文化課編（2016）『よのつち 浦添市文化部紀要』第12号、浦添市教育委員会文化部
- 黒嶋敏「古琉球期における那覇港北部の景観」東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター編（2019）『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第86号、東京大学史料編纂所
- 島村幸一（2021）『首里城を解く—文化財継承のための礎を築く—』勉誠出版
- 琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究会編（2019）『琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究』思文閣出版
- 高良倉吉（1987）『琉球王国の構造』吉川弘文館
- 田名真之（1992）『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社
- 谷川健一（2000）『日本の神々—神社と聖地 13南西諸島』白水社
- 中世学研究会（2019）『中世学研究2 琉球の中世』高志書院
- 中世都市研究会編（2009）『港津と権力』山川出版社
- とまり会編（1974）『泊誌』とまり会
- 名嘉山光子「那覇付近の埋立てによる拡大」琉球大学地理研究クラブ編（1967）『琉大地理』第6号、琉球大学地理クラブ
- 名瀬市誌編纂委員会編（1983）『名瀬市誌（下）』名瀬市役所
- 那覇市企画部市史編集室編（1979）『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』那覇市企

画部市史編集室

新島奈津子（2010）「古琉球における港湾機能と交易の実態」専修大学大学院博士論文

真喜志瑤子「琉球王国一五世紀中期以降の畿内制的な特徴と王城儀礼：官人組織と王城儀礼の変遷」法政大学沖縄文化研究所編（2012）『沖縄文化研究』38、法政大学沖縄文化研究所

橋本雄（2005）『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―』吉川弘文館

真境名安興・島倉龍治編（1923）『沖縄一千年史』沖縄新民報社

屋部憲次郎訳注・解説（1986）『蕨姓家譜（大宗憲宜）訳注―奥島家―』屋部憲次郎

琉球新報社編（2013）『薩摩侵攻400年 未来への羅針盤 新報新書 [1]』琉球新報社

和田久徳（2006）『琉球王国の形成―三山統一とその前後― 琉球弧叢書12』榕樹書林

注

¹ 黒嶋敏（2019）「第一尚氏期における首里の外交を探る―画像史料の再検討から―」『中世学研究 2 琉球の中世』高志書院、69-95頁。黒嶋敏（2019）「古琉球期における那覇港北部の景観」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』第86号、東京大学史料編纂所、4-11頁。

² 外間守善・波照間永吉編（1997）『定本琉球国由来記』角川書店、167頁。

³ 球陽研究会編（1974）『沖縄文化史料集成 5 球陽 読み下し編』角川書店、103頁。

⁴ 沖縄県教育庁文化課編（1985）『沖縄県文化財調査報告書 第六十九集 金石文―歴史資料調査報告書Ⅴ―』沖縄県教育委員会、62-63頁。

⁵ 上里隆史（2021）「古琉球期における首里城の様相と変遷」『首里城を解く―文化財継承のための礎を築く―』勉誠出版、64-68頁。

⁶ 三山の統一過程には諸説ある（和田久徳（2006）『琉球王国の形成―三山統一とその前後― 琉球弧叢書12』榕樹書林）。

⁷ 前掲注1「第一尚氏期における首里の外交を探る」参照、76頁。

⁸ 前掲注1「第一尚氏期における首里の外交を探る」参照、84頁。

⁹ 沖縄県教育庁文化課編（1979）『沖縄文化財調査報告書 第十八集 昭和五十三年度 辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会、27頁。

¹⁰ 高良倉吉（1987）『琉球王国の構造』吉川弘文館、18-19頁。

¹¹ 前掲注3参照、235-236頁。

¹² 那覇市企画部市史編集室編（1982）『那覇市史資料篇 第1巻7 家譜資料三』那覇市企画部市史編集室、517頁。

¹³ 鎌倉芳太郎（1982）『沖縄文化の遺宝』岩波書店、142頁。

¹⁴ 橋本雄（2005）『中世日本の国際関係―東アジア通交圏と偽使問題―』吉川弘文館、117-126頁。

¹⁵ 上里隆史（2010）「琉球の大交易時代」『日本の対外関係4 倭寇と「日本国王」』吉川弘文館、140-141頁。

- ¹⁶ 田名真之(2010)「港町那覇の展開」『沖縄県史 各論編 第三巻 古琉球』沖縄県教育委員会、387-408頁。
なお、14世紀後半から15世紀初頭には那覇港で数百点以上の陶磁が一括して出土しており(瀬戸哲也(2019)「考古学からみた那覇港の形成と景観」『港津と権力』山川出版社)、この説は一考に値する。
- ¹⁷ 前掲注3参照、124-125頁。前掲注2参照、83頁。
- ¹⁸ 新島奈津子(2010)「古琉球における港湾機能と交易の実態」専修大学大学院博士論文、25頁。
- ¹⁹ 那覇市企画部市史編集室編(1983)『那覇市史資料篇 第1巻8 家譜資料四』那覇市企画部市史編集室、268頁。
- ²⁰ 前掲注19参照、269頁。
- ²¹ 前掲注12参照、696頁。
- ²² 前掲注3参照、314頁。
- ²³ 前掲注3参照、102頁。
- ²⁴ 『球陽』・『中山世譜』には公倉としか記されていないが、『琉球国由来記』巻7の123条と『琉球国旧記』「天久山三社併聖現寺(在泊邑西-)」には大島蔵とある。
- ²⁵ 伊波普猷(1993)「中世に於ける沖縄と道之島との交渉―「阿摩和利考」の展開―」『伊波普猷全集』第6巻、平凡社、566-567頁。名瀬市誌編纂委員会編(1983)『名瀬市誌(下)』名瀬市役所、751-757頁。
- ²⁶ 石上英一(2000)「琉球の奄美諸島統治の諸段階」『歴史評論』No.603、校倉書房、9頁。
- ²⁷ 嘉手納宗徳(1978)『沖縄文化史料集成6 球陽外巻 遺老説伝』角川書店、166・173頁。
- ²⁸ 読み下しは筆者による。平良市史編さん委員会編(1981)『平良市史 第3巻 資料編1 前近代』平良市役所、178頁。
- ²⁹ 前掲注2参照、51頁。
- ³⁰ 改行の斜線は筆者加筆。外間守善校注(2000)『おもろさうし(下)』岩波書店、174頁。
- ³¹ 名嘉山光子(1967)「那覇付近の埋立てによる拡大」『琉大地理』第6号、琉球大学地理クラブ、6頁。
- ³² 『容姓家譜 大宗 山田家』那覇市歴史博物館蔵、50-51頁。なお、冊封使全魁・周煌一行の様子を描いた「奉使琉球図巻」の「諭祭先王」には、泊前道が描かれており、「海涯之道」であったことがわかる(琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究会編(2019)『琉球船と首里・那覇を描いた絵画史料研究』思文閣出版、98・99頁)。
- ³³ 横山重(1972)『琉球史料叢書』第3巻、東京美術、18頁。
- ³⁴ 伊波普猷(1974)「沖縄考」『伊波普猷全集』第4巻、平凡社、1974年、381-408頁。
- ³⁵ 前掲注27参照、141頁。
- ³⁶ 前掲注27参照、94頁。
- ³⁷ 崎浜秀明(1984)『蔡温全集』本邦書籍、85-86頁。
- ³⁸ 大島蔵の所在地は史料ごとに若干異なるが、おおむね聖現寺付近と思われる。
- ³⁹ 上里隆史氏は船の入港先を泊港、黒嶋氏・麻生伸一氏は安謝港に比定した(前掲注1「第一尚氏期における首里の外交を探る」参照、86-92頁)(麻生伸一(2022)「海運・流通・交流からみる那

覇港と那覇』『古地図で楽しむ首里・那覇』風媒社、99頁)。筆者は天久口・安謝川河口の両方に入港した可能性があるとみている。

⁴⁰ 上里隆史・深瀬公一郎・渡辺美季編（2005）「沖縄県立博物館所蔵『琉球國圖』—その史料的价值と『海東諸国紀』との関連性について—」『古文書研究』第60号、吉川弘文館、38-40頁。

⁴¹ 前掲注26参照。

⁴² 前掲注33参照、136-137頁。

⁴³ 前掲注33参照、18頁。

⁴⁴ 前掲注19参照、175頁。

⁴⁵ 田名真之（1992）『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、117-119頁。

⁴⁶ 前掲注2参照、155頁。

⁴⁷ 真喜志瑤子（2012）「琉球王国一五世紀中期以降の畿内制的な特徴と王城儀礼：官人組織と王城儀礼の変遷」『沖縄文化研究』38、法政大学沖縄文化研究所、195頁。

⁴⁸ 亀井勝信（1980）『奄美大島諸家系譜集』国書刊行会、78頁。

⁴⁹ 弓削政巳（2010）「中山政権と奄美」沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史 各論編 第三巻 古琉球』沖縄県教育委員会、229頁。

⁵⁰ 袋中著・横山重編（1970）『琉球神道記』角川書店、143-144頁。

⁵¹ 前掲注2参照、67-68頁。前掲注12参照、696頁。

⁵² 前掲注10参照、191頁。

⁵³ 前掲注26参照、14頁。

⁵⁴ 前掲注12参照、696頁。

⁵⁵ 安達義弘（1998）『祖先崇拜からみた沖縄的自己アイデンティティ』九州大学大学院博士論文、167・197頁。

⁵⁶ とまり会編（1974）『泊誌』とまり会、5頁。真境名安興・島倉龍治編（1923）『沖縄一千年史』沖縄新民報社、177頁。

⁵⁷ 那覇市企画部市史編集室編（1979）『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』那覇市企画部市史編集室、35頁。

⁵⁸ 前掲注2参照、155頁。

⁵⁹ 小島瓊禮（2000）「楚辺・那覇四町・久米村・泊の大あむ-那覇の港町の形成と祭祀組織」『日本の神々—神社と聖地 13南西諸島』白水社、258頁。

⁶⁰ 琉球王国評定所文書編集委員会編（2001）『琉球王国評定所文書』第18巻、浦添市教育委員会、242-243頁。

⁶¹ 前掲注50参照、76-77頁。

⁶² 朝満の浦添隠棲は文献ごとに経緯と年代が若干異なる（栗野慎一郎（2016）「尚維衡の浦添隠棲について—関係史料を読む—」『よのつち 浦添市文化部紀要』第12号、浦添市教育委員会文化部、41-51頁）。

⁶³ 『毛氏安里大親由来書』 那覇市歴史博物館蔵

⁶⁴ 前掲注 2 参照、166頁。

⁶⁵ 「琉球国三山王各流系旧案録」『伊是名銘苅家文書』 那覇市歴史博物館蔵。

⁶⁶ 小野武雄（1969）『近世地方経済史料』 第 1 巻、吉川弘文館、383頁。

⁶⁷ 高良倉吉（2013）「大国に埋もれず 独自の文化開花」『薩摩侵攻400年 未来への羅針盤 新報新書 [1]』 琉球新報社、8 頁。

⁶⁸ 豊見親の逗留以降、「泊」に関する宮古の記録は確認できないため、宮古の船が早期に那覇へ入港するようになっていた可能性がある。

⁶⁹ 伊波普猷編・外間守善校訂（2000）『古琉球』 岩波文庫、112頁。

⁷⁰ 牧港から「泊」へ南遷する過程において、安謝川河口をどのように位置付けるかという課題が残されている。安謝川支流の多和多川と銘苅川付近には12～14世紀前半の遺跡が確認されており、貿易船が安謝川に入港したという指摘がある（金武正紀（2009）「今帰仁タイプとピロースクタイプの年代的位置付けと貿易港」『13～14世紀海上貿易からみた琉球国成立要因の実証的研究—中国福建省を中心に—』 熊本大学文学部）。

⁷¹ 前掲注 2 参照、158頁。

沖縄県における農福連携の発展可能性 —沖縄における農業と福祉の産業連関分析から—

奥 平 均*・島 村 聡**

Potential for Development of Agriculture-Welfare Cooperation in Okinawa Prefecture: An Input-Output Analysis of the Agricultural and Welfare Sectors

OKUHIRA Hitoshi, SHIMAMURA Satoru

要 約

農林水産業と医療福祉分野の連携は「農福連携」と呼ばれる。農業分野と福祉分野の連携は以前から行われていたが、その目的は障がい者⁽¹⁾の社会参加とリハビリテーションの促進である。これが農業政策として推進されるようになったのは2017（平成29）年からである。農業セクターと福祉セクターの供給構造は異なっており、農業は国内総生産額に占める中間投入比率の高い物財投入産業であり、福祉は粗付加価値率の高いサービス投入産業である。したがって、農業と福祉は投入構造において補完的な産業なのである。農業と福祉の新たな組み合わせによるイノベーションは、両者にメリットをもたらし、地域経済の成長に大きく貢献することが期待される。農業は間接1次効果が高く、福祉は間接2次効果が高いため、両部門の結合はマクロ経済的にも大きな波及効果があり、地域経済にとって大きな成長要因である。このように農福連携は新規産業であり、事業の推進には、その社会的な重要性を理解しておく必要がある。そのためには農福連携の経済効果の持つ意味を理解した専門人材の育成もまた必要となってくる。

キーワード：農福連携、医療福祉産業の経済効果、産業連関構造、消費内生化モデル

Summary

The collaboration between agriculture, forestry and fishery and the Medical, health care and welfare sector is known as "Agriculture-welfare collaboration". The agricultural sector and the welfare sector have been working together for a long time. The purpose is to promote social participation and rehabilitation of people with disabilities. It is only since 2017 that it has

* 一般財団法人南西地域産業活性化センター 上席研究員 okuhira-h@niac.or.jp

** 沖縄大学 人文学部 福祉文化学科 教授 shimamura@okinawa-u.ac.jp

been promoted as an agricultural policy. The supply structures of the agricultural and welfare sectors are different. Agriculture is a goods input industry with a high ratio of intermediate input to the value of total domestic production, while welfare is a service input industry with a high gross value-added rate. Therefore, agriculture and welfare are complementary industries in terms of input structure. Innovation through the new combination of agriculture and welfare is expected to benefit both and contribute significantly to the growth of the local economy. Because agriculture has high indirect first-order effects and welfare has high indirect second-order effects, the combination of the two sectors will have significant repercussion from a macroeconomic perspective and will be a main growth factor for the regional economy. Thus, agricultural and welfare cooperation is a new industry, and its social importance must be understood in order to promote the business. To this end, it is also necessary to develop professional human resources who understand the significance of the economic effects of agricultural and welfare partnerships.

Keywords : Agriculture-welfare collaboration, Economic impacts of the medical and welfare industry, structure of industrial linkage, a model which includes household consumption in the endogenous sector

はじめに

「農福連携」とは、農業分野と福祉分野の協力により、障がい者等が農業を通じて、社会に参画する機会を増やす取組である。農家からは人手不足解消の期待が寄せられ、自然相手の作業が障がい者の新たな職域となると期待されている。本稿では農業と福祉の経済的連携の意義を産業連関分析により明らかにしつつ、今後の沖縄県における農福連携の発展可能性について言及する。

I 農福連携の意義

「農福連携」とは、農業分野と福祉分野の協力により、障がい者等が農業を通じて、社会に参画する機会を増やす取組である。吉田（2020）によるとこの言葉が使われ始めたのは2010（平成22）年頃からであるが、その前から「既に各地では農業分野で働く場を生み出す先進的で素晴らしい取り組みがあった」⁽²⁾。ただし、それらが各地域において自己完結型で行われてきたため、現在のように大きく取り上げられることがなかったという。筆者は約40年前に行政の障害福祉担当として福祉施設の措置に関わっていたが、既に沖縄県内の数カ所で知的障がい者施設が農業を取り入れていたり、精神医療機関が農家のサトウキビの収穫を手伝うという事例をみてきた。しかし、以下に述べるような国による積極的な農福連携推進事業が始まったのは、ここ最近のことである。

農福連携の形態について、吉田（同）は、社会福祉法人・NPO法人等が設置・運営する就労系障害福祉サービス事業所で働く障がい者が、「施設外就労」という形で、農家や農業

法人の農作業を手伝い取り組み方を第1類型、障害福祉サービス事業所が自ら農業を行う場合を第2類型、農家や農業法人が障がい者を雇用する取り組みを第3類型、企業が特例子会社や障害福祉サービス事業所を設置して、農業分野における障がい者就労に取り組む場合を第4類型、病院やNPO法人等が障がい者等に農作業に取り組んでもらうことで、身体や精神の状態を良くしていこうとする園芸療法や園芸福祉の取り組みを第5類型と整理している⁽³⁾。本稿では沖縄県内の事情に合わせ、主に第1類型と第2類型および第3類型を意識している。県内には特例子会社がないことと園芸療法が雇用レベルの展開に至っていないことがその理由である。

1. 政策の動向

農福連携の所管の中心となる農林水産省は、農業・農村の課題である農業労働力の確保や荒廃農地の解消を図りつつ、障がい者等の就労先の確保、工賃の引き上げといった福祉の課題を同時に解決することができるとして、農福連携を積極的に推進している。その目的は、①農業生産における障がい者等の活躍の場の拡大、②障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化農産物等の付加価値の向上、④障がい者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃（賃金）の上昇を通じた障がい者の自立支援にあるとしている⁽⁴⁾。また、同省では、厚生労働省、法務省、文部科学省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉（障がい者等）における課題」、双方の課題解決と利益（メリット）があるWIN-WINの取組である農福連携を推進するとしている⁽⁵⁾。

これと並行して、政府では2019（令和元）年4月に官房長官を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置し、同年6月に開催された第2回会議において、今後の推進の方向性を示した「農福連携等推進ビジョン」を決定した。同ビジョンでは、農福連携に取り組む主体を、令和元年度末の4,117件から、2024（令和6）年度末7,117件と新たに3,000創出するとの目標を掲げているが、2022（令和4）年度の数字を見る限り、達成出来そうな勢いで、新規参入が続いている。

福祉側の所管となる厚生労働省は、全国の福祉施設に対する調査を実施し、農業活動に取り組んだ結果、「精神の状況がよくなった・改善した」と答した施設は57.3%。また、「身体面の状況がよくなった・改善した」と回答した施設は45.0%であるとし、農業活動に従事することは、身体面や精神面にプラスとなり、一般就労に向けた訓練にもつながるとした。また、農業活動は就労訓練だけでなく、地域住民とのつながりや対人関係の改善などにも効果があるとしている。さらに、加工や販売などに取り組む施設は、そうでない施設に比べて平均工賃月額が高く、年間の売上高を見ると、加工から販売まで行っている施設の平均が732万円と高いというデータから、6次産業化を図ることによる売上等への効果が大きいとして、農福連携の効果が精神面と収入面双方に現れていると説明している。その結果、2016（平成28）年度から「農福連携による障がい者の就農促進プロジェクト」を開始して、都道府県の

支援を続けている。

2. 各都道府県の取り組み

小柴ら（2016）によると、農業分野における障がい者就労を推進する地域の取り組み事例が農福連携という言葉が生まれた2010（平成22）年ごろに現れていることが伺える。その具体的な事例について、農作業を委託したい農業経営体と受託したい就労系障害福祉サービス事業所等をマッチングする仕組み（香川県、鳥取県、静岡県および浜松市）、障がい者個人が農業経営体で雇用されることを目的としたもの（三重県名張市や兵庫県）、特例子会社や就労系障害福祉サービス事業所といった障がい者就労に関わる農外の主体による農業参入を支援するもの、上記の3つの支援を複合的、段階的に推進するもの（島根県や奈良県）があるとした。

この他、2014（平成26）年度から長野県では障がい者支援課、農村振興課、労働雇用課の3課が連携した事業を展開しており、「障がい者の農業就労チャレンジ事業」は、農業就労チャレンジコーディネーターを置き、その調整により登録された農業就労チャレンジサポーターを障がい者の就農現場に派遣する仕組みを整え、極めて有効な就農を実現している。また、三重県でも2020（令和2）年に策定した「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、同様に3部門の共同により、農林水産版ジョブコーチ（職場に出向いて障がい者の職場適応を図る）を実施している。2017（平成29）年7月には全都道府県知事の参加の下、岐阜県知事を会長とし、副会長に長野県知事、三重県知事、京都府知事、鳥取県知事、島根県知事をおいた農福連携全都道府県ネットワークを設立し、全都道府県一体となって農福連携の課題解決や知識の研鑽等に取り組んでいる。

もちろん、その中でも積極的に取り組みを進めているところと、これからの地域との差は大きいようである。農業を基幹的な産業としている地域では人手不足や人材育成に対する危機感が強まり、担い手としての障がい者に期待することは大きい。また、障がい者福祉施設が農業に取り組む環境を自主的に開発してきた地域では資金面で農福連携事業を呼び込む素地がある。この点で、沖縄県は農業側も福祉側も全国と同じ課題を抱えながら、多くを占める小規模な農家の発想の中に、障がい者を雇用するとイメージが浮かびにくく、福祉側も魅力は感じながらも、農業分野に対して参入する難しさを感じていると考えられる。

本研究では、まず、沖縄県における農福連携の経済活動上の意義を、産業連関表のマクロ経済的な分析から明らかにしてみたい。また、合わせて、本県が農福連携に取り組む際の課題を示しておきたい。

Ⅱ 沖縄県における農福連携の経済活動の位置づけ

農業と福祉が連携した取組である「農福連携」を、農林水産省が政策課題として本格化したのは農林水産省（2019）における「平成27年度食料・農業・農村の動向」（以後、農業白書）

からである。それ以前は、例えば平成23年度農業白書では「医療・福祉等と農林漁業・農山漁村との相互連携」という項目があり、また医農連携という取り組みもみられた。農業と福祉の連携はそれ以前から福祉分野での取り組みはあり、障がい者の社会参加やリハビリ的な効果を期待して「福祉農業」と記載されることが多かった。例えば、濱田(2013)は、「福祉農業」は、「農の福祉力」を活かした福祉目的のモノ・サービスを提供する農的活動であり、今後の新しい農業を示すものと当時の状況を展望している⁽⁶⁾。それが農林水産省の農業政策の対象の一つとして具体化したのが、2017（平成29）年度に農山漁村振興交付金のメニューに農福連携が追加され、続く2019（令和元）年度に内閣官房が農福連携推進会議を設置し、農福連携等推進会議（2019）により、「農福連携等推進ビジョン」を策定して以降とってよいだろう⁽⁷⁾。

農福連携は経済活動においてどのように位置づけられるのか。医療と福祉の連携は当然すぎるというくらい理解しやすいが、農業との連携とはどのようなものなのか、という問いには答えにくい。そこには市場経済における経済活動と、公共的なサービスとしての医療・福祉に親和性がみられないということに由来するだろう。そもそも医療・福祉分野は経済活動の点からどう定義されているのか。実務的な産業分類として総務省「平成27年（2015年）産業連関表総合解説編」を参照すると、統合大分類に「医療・福祉」があり、統合中分類で「医療」、「保健衛生」、「社会保険・社会福祉」、「介護」の4部門に分割される。基本分類では「医療」はさらに「入院診療、入院外診療、歯科診療、調剤、その他の医療サービス」に5分割され、「保健衛生」は「保健衛生（国公立）、保健衛生」に2分割、「社会保険・社会福祉」は「社会保険事業、社会福祉（国公立）、社会福祉（非営利）、社会福祉、保育所」に5分割、「介護」は「施設サービス、施設サービスを除く」に2分割される。産業連関表における基本分類では、このように14部門に分割される。

なお、産業連関表における産業分類と、総務省「第13回日本標準産業分類」における産業分類の定義には若干の相違があり、具体的には経営単位としての立地に基づくか、経済活動の成果としての財・サービスの生産工程・販売工程を対象とするかの違いによる。本小論では農福連携を産業構造分析の観点から観測するため、産業連関表によって、両部門の連関構造に焦点を当てて分析する。特に注意すべき点は農福連携が農業と福祉という複数の経済活動の連関関係を形成するもので、その経済活動の成果は農産物であり、生産要素は種子や肥料、労働といった財・サービスの投入によって測られる。このように投入産出構造により定義づけることで、農福連携を経済活動として位置付けることが可能となる。

Ⅲ 対象産業部門の産業連関構造の基礎指標

産業連関表は、投入＝産出分析と同義であり、特定産業部門の経済活動は、原材料等の生産要素を他産業部門から購入する中間投入部門と他産業部門へ販売する中間需要部門を内生部門とし、これに最終需要部門と粗付加価値部門が加わる。最終需要部門は県内総支出に相

当し、粗付加価値部門は分配所得に相当する。県民経済計算における県内総生産は付加価値の合計であるが、産業連関表における県内生産額には中間投入も含まれるため、粗生産額に相当する概念である。それゆえ各産業部門の販路構成や費用構成を計測することができる。

医療・福祉に属する産業部門はサービス部門に属し、販路構成は最終需要部門に偏り、費用構成も中間投入部門が低く、粗付加価値部門に偏した構造になっている。表1は沖縄県における「医療」、「保健衛生」、「介護」の需要構造を統合中分類で、「社会保険・社会福祉」は基本分類で示したものである⁽⁸⁾。

表1に計上している需要構造には、中間需要と資本形成の記載がない。「医療・福祉」部門の性格上、中間需要があるのは「その他の医療サービス」と「保健衛生」のみである。これ以外の部門は原則として最終需要部門でしか計上されない。制度的な要因ではあるが、「その他の医療サービス」は医療部門と介護サービスにおける需要があり、「保健衛生」は民間企業等において義務付けられている各種の検査などの需要がある。顕著な特徴は、「医療」、「保健衛生」、「介護」の最終需要が、ほぼ公的需要からなることで、福祉の3部門についても「社会福祉（国公立）」が公的需要、「社会福祉（非営利）」が対家計民間非営利団体と家計消費、「社会福祉」が家計消費から構成される。そのため民間経済活動として注目すべき部分は「社会福祉」部門と「社会福祉（非営利）」の一部ということになる。農福連携についてはこの2部門における事業者の参入がターゲットとなる。

表1 沖縄県産業連関表における医療・福祉部門の需要構造

	単位	医療	保健衛生	社会福祉 (国公立)	社会福祉 (非営利)	社会福祉	介護
家計外消費支出(列)	百万円	1,725	6,065	0	0	198	0
家計消費支出	百万円	71,453	1,785	35	12,320	12,024	9,411
対家計民間非営利団体消費支出	百万円	0	0	0	32,982	0	0
政府消費支出	百万円	409,330	109,080	8,509	0	0	119,635
県内最終需要計	百万円	482,508	116,930	8,544	45,302	12,222	129,046
県内需要計	百万円	483,661	126,031	8,544	45,302	12,222	129,046
輸移出計	百万円	882	12	0	0	64	119
輸移入計	百万円	-79	-70	0	-9	-6	-6
県内生産額	百万円	484,464	125,973	8,544	45,293	12,280	129,159
家計外消費支出(列)	%	0.4	4.8	0.0	0.0	1.6	0.0
家計消費支出	%	14.7	1.4	0.4	27.2	97.9	7.3
対家計民間非営利団体消費支出	%	0.0	0.0	0.0	72.8	0.0	0.0
政府消費支出	%	84.5	86.6	99.6	0.0	0.0	92.6
県内需要合計	%	99.8	100.0	100.0	100.0	99.5	99.9
輸移出計	%	0.2	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1
輸移入計	%	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
県内生産額	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：沖縄県「沖縄県平成27（2015）年産業連関表」

次に、表2の供給構造を見ると、「医療」の中間投入は40.7%、「保健衛生」では56.5%、「介護」は20.5%、「社会福祉（国公立）」は29.4%、「社会福祉（非営利）」は25.2%、「社会福祉」では20.5%となっている。「医療」や「保健衛生」については、医療用機械や医薬品、各種検査機器、検査薬などが投入要素となるため、5割前後の中間投入率となっているが、他の部

門は20%台である。そのため生産額は、ほぼ粗付加価値部門が占めている。「社会福祉」については雇用者所得が73.5%となっており、中間投入率は12.8%しかない。生産額の増加が所得形成に結びつきやすい産業と評価できる。

表2 沖縄県産業連関表における医療・福祉部門の供給構造

	単位	医療	保健衛生	社会福祉 (国公立)	社会福祉 (非営利)	社会福祉	介護
内生部門計	百万円	197,017	71,178	2,512	11,422	1,577	26,442
宿泊・日当	百万円	889	2,775	57	469	28	691
交際費	百万円	1,044	844	14	92	4	143
福利厚生費	百万円	1,303	192	22	267	13	1,537
雇用者所得	百万円	219,122	49,976	5,933	29,837	9,029	84,326
営業余剰	百万円	35,248	-1,047	0	0	946	5,435
資本減耗引当	百万円	30,303	965	0	2,609	640	9,068
間接税(関税・輸入品 品税除)	百万円	8,993	1,090	6	597	44	2,049
経常補助金	百万円	-9,455	0	0	0	-1	-532
粗付加価値部門計	百万円	287,447	54,795	6,032	33,871	10,703	102,717
県内生産額	百万円	484,464	125,973	8,544	45,293	12,280	129,159
内生部門計(中間投入)	%	40.7	56.5	29.4	25.2	12.8	20.5
宿泊・日当	%	0.2	2.2	0.7	1.0	0.2	0.5
交際費	%	0.2	0.7	0.2	0.2	0.0	0.1
福利厚生費	%	0.3	0.2	0.3	0.6	0.1	1.2
雇用者所得	%	45.2	39.7	69.4	65.9	73.5	65.3
営業余剰	%	7.3	-0.8	0.0	0.0	7.7	4.2
資本減耗引当	%	6.3	0.8	0.0	5.8	5.2	7.0
間接税(関税・輸入品 品税除)	%	1.9	0.9	0.1	1.3	0.4	1.6
経常補助金	%	-2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4
粗付加価値部門計	%	59.3	43.5	70.6	74.8	87.2	79.5
県内生産額	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：沖縄県「沖縄県平成27（2015）年産業連関表」

農林水産業部門の中間需要率、中間投入率等の代表的な指標を表3に示した。これらの指標は産業連関表において産業構造分析の基礎的な情報である。中間需要と最終需要の和及び中間投入率と粗付加価値率の和はともに100%に一致する。中間需要部門と最終需要部門で100を超過、負値があるのは、構成部門に含まれる域際収支による。例えば、「麦類」は、ほぼ輸入に依存しているため、海外からの輸入分だけ中間需要率が100を超えてしまう。この域際収支の規模は県内生産額と県内需要額の差として計上される。

農林水産業部門は27部門に区分されており、県内生産額が県内需要額を上回っている部門は「砂糖原料作物」、「肉用牛」、「海面漁業」などの12部門である。「野菜」に関してみると、県内需要合計に占める県内生産額は55.3%で、季節性がるものの半数近くを県外に依存している。畜産部門は、ほぼ県内需要を満たす水準の生産額があるが、肥育部門より繁殖部門が大きいという点は考慮すべきところである。耕種部門は域内生産を上回る需要額があるため、自給水準は低くなる。なお、畜産部門には、移輸出分があり、県外需要に対応しているため、沖縄経済全体でみると高付加価値部門に位置付けられる。水産業も同様で、モズクやクルマエビは県外需要が高く、国内では沖縄県内での生産がメインのため輸入農産部と競合する、

市場競争力の高い農産物である。「いも類」、「野菜」、「果実」、「鶏卵」、「特用林産物」は最終需要率も一定程度の高さがあり、生鮮食料品として域内需要が大きい。なお、表に記載してはいないが、これらの農産物は食品製造業の原材料としても投入され、製造業部門や飲料部門、飲食サービス部門において生じる需要に対しては原材料の投入部門という位置づけにある。

医療・福祉産業部門は、14部門と細かく区分されているが、農林水産業部門と比べると、中間需要率にゼロが並び、最終需要率に100が並んでいるのが大きな特徴だろう。これとは逆に、「砂糖原料作物」や「飼料」、「肉用牛」、「豚」などの多くが食品製造業部門など他産業への投入財であり、同時に移輸出材でもあるため、最終需要率がほぼゼロという部門となっている。

表3 沖縄県産業連関表における農林水産業部門・医療福祉部門の投入産出関連指標

		単位: %, 百万円						
		中間 需要率	最終 需要率	中間 投入率	粗付加 価値率	県内需要/ 県内生産	県内需 要合計	県内 生産額
耕 種	米	99.7	0.3	40.1	59.9	4.1	12,926	536
	麦類	115.9	-15.9	66.7	33.3	0.2	3,086	6
	いも類	55.9	44.1	27.9	72.1	50.8	1,957	994
	豆類	96.5	3.5	64.7	35.3	2.9	1,732	51
	野菜	36.2	63.8	47.7	52.3	55.3	21,189	11,711
	果実	37.2	62.8	33.2	66.8	70.0	8,934	6,252
	砂糖原料作物	101.2	-1.2	82.6	17.4	500.6	3,237	16,203
	飲料用作物	84.7	15.3	39.4	60.6	12.3	536	66
	その他の食用耕種作物	104.2	-4.2	43.8	56.3	2.7	2,382	64
	飼料作物	100.3	-0.3	47.4	52.6	64.0	5,292	3,388
	種苗	98.4	1.6	57.3	42.7	48.3	2,287	1,105
	花き・花木類	50.7	49.3	50.8	49.2	264.3	4,051	10,707
	その他の非食用耕種作物	98.8	1.2	33.8	66.2	1916.8	173	3,316
畜 産	酪農	79.7	20.3	61.0	39.0	108.9	4,608	5,020
	肉用牛	100.3	-0.3	96.6	3.4	163.6	16,142	26,408
	豚	102.8	-2.8	63.1	36.9	107.3	11,241	12,066
	鶏卵	52.1	47.9	69.8	30.2	107.0	5,312	5,686
	肉鶏	102.7	-2.7	81.9	18.1	118.7	1,254	1,489
	その他の畜産	49.0	51.0	74.7	25.3	25.6	911	233
他	獣医学	28.5	71.5	33.6	66.4	337.8	2,023	6,834
	農業サービス(獣医学除)	100.0	0.0	40.6	59.4	104.2	2,265	2,361
林 業	育林	100.0	0.0	78.6	21.4	90.9	175	159
	素材	100.0	0.0	93.0	7.0	23.3	245	57
	特用林産物(狩猟業含)	41.5	58.5	28.2	71.8	29.7	2,065	613
水 産 業	海面漁業	82.0	18.0	31.9	68.1	238.9	4,549	10,868
	海面養殖業	70.6	29.4	65.4	34.6	179.8	2,949	5,301
	内水面漁業・養殖業	88.7	11.3	35.4	64.6	11.2	705	79
医 療	医療(入院診療)	0.0	100.0	35.6	64.4	100.0	216,663	216,666
	医療(入院外診療)	0.0	100.0	36.5	63.5	100.3	154,557	155,018
	医療(歯科診療)	0.0	100.0	18.2	81.8	100.2	32,143	32,193
	医療(調剤)	0.0	100.0	76.6	23.4	100.0	72,670	72,667
	医療(その他の医療サービス)	15.1	84.9	23.9	76.1	103.8	7,628	7,920
衛 生 健	保健衛生(国公立)★★	26.4	73.6	28.6	71.4	99.7	8,879	8,854
	保健衛生	46.3	53.7	41.9	58.1	99.8	14,606	14,573
	社会保険事業★★	0.0	100.0	61.0	39.0	100.0	102,546	102,546
福 祉 社 会	社会福祉(国公立)★★	0.0	100.0	29.4	70.6	100.0	8,544	8,544
	社会福祉(非営利)★	0.0	100.0	25.2	74.8	100.0	45,302	45,293
	社会福祉	0.0	100.0	12.8	87.2	100.5	12,222	12,280
介 護	保育所	0.0	100.0	25.0	75.0	100.0	45,496	45,494
	介護(施設サービス)	0.0	100.0	18.8	81.2	100.2	37,132	37,210
	介護(施設サービスを除く。)	0.0	100.0	21.1	78.9	100.0	91,914	91,949

資料：沖縄県「沖縄県平成27（2015）年産業連関表」

県内需要額からみると農林水産業27部門の総額に対し、医療・福祉部門全体ではその7倍近くの需要額があり、経済規模だけからするとはるかに大きい。県内経済に占める重要度という点からは医療・福祉部門が圧倒的な大きさを占めていると評価される。この事実に加えて、医療・福祉部門の最終需要率と粗付加価値率の高さを考えると、農林水産業部門に対して、所得形成の高さから人的資源の誘因的な面から、沖縄県の経済活動に強く関与できる可能性が高いということを示すものと考えられる。特に、社会福祉分野に限定して考えると、社会福祉サービスの受益者が、現在の経済活動に加えて、別の経済活動経路からの所得を得る機会として、農林水産業分野への関与が期待できるということである。別の経済活動経路という点では、製造業分野や事務サービス分野においても同様の機会があるが、農林水産業部門

表4 全国産業連関表における農林水産業部門・医療福祉部門の投入産出関連指標

		単位: %, 百万円						
		中間 需要率	最終 需要率	中間 投入率	粗付加 価値率	需要/ 生産	国内需 要合計	国内 生産額
耕 種	米	101.3	-1.3	45.1	54.9	99.4	1,569,944	1,560,844
	麦類	99.0	1.0	190.7	-90.7	15.1	299,452	45,231
	いも類	60.9	39.1	52.2	47.8	99.2	240,847	238,892
	豆類	96.7	3.3	88.5	11.5	22.0	331,344	72,814
	野菜	35.5	64.5	40.4	59.6	95.7	2,500,013	2,391,599
	果実	36.7	63.3	38.6	61.4	69.9	1,154,155	807,179
	砂糖原料作物	100.0	0.0	71.7	28.3	100.0	72,519	72,517
	飲料用作物	96.5	3.5	51.5	48.5	23.7	284,740	67,470
	その他の食用耕種作物	100.2	-0.2	46.1	53.9	2.9	702,516	20,403
	飼料作物	100.0	0.0	62.3	37.7	68.1	299,277	203,678
	種苗	95.3	4.7	60.1	39.9	76.6	133,059	101,957
	花き・花木類	29.9	70.1	45.9	54.1	87.8	420,107	368,986
	その他の非食用耕種作物	103.6	-3.6	29.6	70.4	15.2	299,874	45,472
畜 産	酪農	88.7	11.3	60.4	39.6	100.0	959,594	959,594
	肉用牛	100.2	-0.2	86.6	13.4	99.8	984,505	982,147
	豚	100.6	-0.6	72.9	27.1	100.0	627,368	627,169
	鶏卵	59.2	40.8	76.3	23.7	100.0	571,740	571,562
	肉鶏	100.0	0.0	88.6	11.4	99.7	360,477	359,376
	その他の畜産	58.7	41.3	74.8	25.2	57.9	130,589	75,639
他	獣医療	9.9	90.1	33.9	66.1	100.0	456,903	456,903
	農業サービス(獣医療除)	100.0	0.0	39.4	60.6	100.0	460,458	460,458
林 業	育林	25.3	74.7	9.2	90.8	100.0	325,587	325,587
	素材	109.2	-9.2	47.8	52.2	72.3	346,095	250,110
	特用林産物(狩猟業含)	33.9	66.1	52.8	47.2	83.6	268,428	224,457
水 産 業	海面漁業	89.2	10.8	35.5	64.5	88.3	1,127,898	995,654
	海面養殖業	58.5	41.5	58.9	41.1	95.2	518,040	493,364
	内水面漁業・養殖業	89.2	10.8	67.6	32.4	79.0	137,386	108,560
医 療	医療(入院診療)	0.0	100.0	33.5	66.5	100.0	16,727,532	16,726,549
	医療(入院外診療)	0.0	100.0	40.2	59.8	100.0	16,110,084	16,108,902
	医療(歯科診療)	0.0	100.0	27.0	73.0	100.0	3,659,907	3,659,402
	医療(調剤)	0.0	100.0	78.4	21.6	100.0	7,960,577	7,960,106
	医療(その他の医療サービス)	25.2	74.8	32.4	67.6	100.0	1,327,487	1,327,300
衛 生 健	保健衛生(国公立)★★	30.1	69.9	36.1	63.9	100.0	668,875	668,875
	保健衛生	51.0	49.0	35.2	64.8	100.0	1,298,112	1,298,112
	社会保険事業★★	0.0	100.0	45.2	54.8	100.0	1,648,546	1,648,546
福 祉 会	社会福祉(国公立)★★	0.0	100.0	35.4	64.6	100.0	1,367,261	1,367,261
	社会福祉(非営利)★	0.0	100.0	27.9	72.1	100.0	3,230,291	3,230,291
	社会福祉	0.0	100.0	19.7	80.3	100.0	945,925	945,925
介 護	保育所	0.0	100.0	24.0	76.0	100.0	2,717,264	2,717,264
	介護(施設サービス)	0.0	100.0	20.3	79.7	100.0	3,622,948	3,622,948
	介護(施設サービスを除く。)	0.0	100.0	24.2	75.8	100.0	6,305,324	6,305,324

資料：総務省「平成27(2015)年産業連関表」

においては生産物の直接生産が可能であるという点で福祉事業者における収益面での補完も可能ということである。実際このような活動は行われているわけだが、現状では大きな動きではない。農林水産省が6次産業化を推進するために、補助事業の導入を可能にするための総合計画の認定事業を実施しているが、福祉事業所が農地を活用して農林水産業分野に参入するケースも少なからずみられる。

沖縄経済の産業構造からの視点は上記のとおりだが、全国との比較も必要だろう。全国の場合は、「米」の中間需要率が100を超えていることが大きな特徴であるが、タイ米などの輸入財も若干あるが国内需要額と国内生産額はほぼ均衡している。また、「野菜」の国内需要に占める生産額は95.7%で、沖縄県と異なり、自給水準にある。医療福祉分野は制度的な面が強いいためほぼ類似するが、社会福祉3部門については、粗付加価値率をみると「社会福祉（国公立）」が沖縄県の70.6に対し全国が63.9、同様に「社会福祉（非営利）」が沖縄県74.8と全国72.1、「社会福祉」が沖縄県87.2と全国80.3と所得形成の貢献度で差がみられる。産業構造的な制約もあるが、沖縄県では所得形成で貢献度の高い産業部門となっている。

ここまで観察した指標群は直接効果に相当する。他産業との取引と雇用者所得からの支出も含めた間接効果によって派生する経済波及効果はレオンチェフ逆行列の列計である産出乗数によって計測される。表5及び表6は、沖縄県と全国の3種の産出乗数を比較したものである。「基本形」は生産に必要な投入要素のパターンから導出される純粋な技術的關係を示すもので、一般的なレオンチェフ乗数である。これに移輸入による県外・海外への漏出の影響を際し引いたものが「輸入内生化」モデルである。この輸入内生化に家計部門に生じる雇用者所得と消費支出による経済波及効果を内生化したものが「消費内生化」モデルである。影響力係数は全部門平均を1とした場合の比率であり、1未満の場合、全部門平均より乗数効果が低く、1以上であれば全部門平均より高い乗数効果となる。また、「基本形」と「輸入内生化」モデルの比から移輸入による経済波及効果の域外へのリーケージを計測することができる。

沖縄県の農業部門の特徴は「砂糖原料作物」いわゆるサトウキビ栽培部門であり、全国表においては沖縄県と北海道の甜菜栽培のみからなると考えてよい。そのため沖縄県の産出乗数は全国より高くなっている。沖縄県の経済活動は、全国の一部ということもあり、全国より産出乗数は低くなる傾向にある。そのような中で、「砂糖原料作物」と「肉用牛」は全国より高い部門となっている。

雇用者所得による2次間接効果も含むという意味で、「消費内生化」モデルの産出乗数は経済の実態に即したものとといえるだろう。影響力係数をみると、沖縄県の農林水産業部門は「飲料用作物」、「その他の食用耕種作物」、「飼料作物」、「海面漁業」、「内水面漁業・養殖業」を除き、他の全部門は1を超えており、県内産業の中でも乗数効果の高い部門となっている。全国表では、これらの部門に加えて「米」、「いも類」、「野菜」、「果実」、「花き・花木類」、「その他の非食用耕種作物」、「酪農」、「豚」、「育林」、「特用林産物」、「海面養殖業」が1未満と

表5 沖縄県産業連関表における農林水産業部門・医療福祉部門の3種の産出乗数

		①基本型		②輸入内生化		③消費内生化		県外 流出率 (%)
		産出乗数	影響力 係数	産出乗数	影響力 係数	産出乗数	影響力 係数	
耕 種	米	1.7546	1.0912	1.3398	1.0830	1.8367	1.1072	23.6
	麦類	2.1751	1.3527	1.9443	1.5715	2.9032	1.7501	10.6
	いも類	1.5025	0.9344	1.1686	0.9445	1.7640	1.0634	22.2
	豆類	2.3197	1.4426	1.4817	1.1976	2.0651	1.2449	36.1
	野菜	1.8686	1.1621	1.3195	1.0665	2.1449	1.2930	29.1
	果実	1.5806	0.9829	1.2340	0.9974	1.9359	1.1670	21.9
	砂糖原料作物	2.7628	1.7181	1.7310	1.3991	2.7295	1.6454	37.3
	飲料用作物	1.7583	1.0935	1.2588	1.0175	1.5113	0.9110	28.4
	その他の食用耕種作物	1.8400	1.1442	1.2508	1.0110	1.5565	0.9383	32.0
	飼料作物	1.9504	1.2129	1.3404	1.0834	1.4756	0.8896	31.3
	種苗	2.1676	1.3480	1.3511	1.0921	1.9097	1.1512	37.7
	花き・花木類	1.9172	1.1923	1.3039	1.0539	1.9952	1.2027	32.0
	その他の非食用耕種作物	1.6326	1.0153	1.1878	0.9601	2.2400	1.3503	27.2
畜 産	酪農	2.2058	1.3717	1.4744	1.1917	1.7850	1.0760	33.2
	肉用牛	3.9545	2.4592	2.8344	2.2909	3.3778	2.0362	28.3
	豚	2.3459	1.4589	1.5260	1.2334	1.8797	1.1331	35.0
	鶏卵	2.4452	1.5206	1.6004	1.2936	2.0476	1.2344	34.5
	肉鶏	2.7017	1.6801	1.7948	1.4507	2.1783	1.3131	33.6
	その他の畜産	2.3720	1.4751	1.8364	1.4843	2.4352	1.4680	22.6
林 業	育林	4.4143	2.7451	2.8959	2.3407	3.4127	2.0572	34.4
	素材	5.1045	3.1744	3.2773	2.6489	3.7682	2.2716	35.8
	特用林産物(狩猟業を含む)	1.8720	1.1642	1.2044	0.9735	1.8828	1.1350	35.7
水 産 業	海面漁業	1.5468	0.9619	1.1595	0.9372	1.5480	0.9332	25.0
	海面養殖業	2.2909	1.4246	1.5172	1.2263	1.8574	1.1197	33.8
	内水面漁業・養殖業	1.6455	1.0233	1.1938	0.9649	1.3229	0.7975	27.5
医 療	医療(入院診療)	1.6378	1.0185	1.2084	0.9767	2.1810	1.3148	26.2
	医療(入院外診療)	1.7154	1.0668	1.1511	0.9304	1.9950	1.2026	32.9
	医療(歯科診療)	1.2960	0.8060	1.1256	0.9098	1.9551	1.1786	13.1
	医療(調剤)	2.6787	1.6658	1.1071	0.8949	1.4035	0.8461	58.7
	医療(その他の医療サービス)	1.3835	0.8604	1.1738	0.9488	2.0175	1.2162	15.2
衛 生 保 健	保健衛生(国公立)	1.4729	0.9160	1.2142	0.9814	2.4205	1.4591	17.6
	保健衛生	1.7051	1.0604	1.3384	1.0818	2.3578	1.4213	21.5
	社会保険事業(国事業)	1.9905	1.2379	1.5445	1.2484	2.3621	1.4240	22.4
福 社 会	社会福祉(国公立)	1.4632	0.9099	1.2521	1.0120	2.4984	1.5061	14.4
	社会福祉(非営利)	1.4210	0.8837	1.2018	0.9714	2.3537	1.4188	15.4
	社会福祉	1.2172	0.7569	1.0967	0.8865	2.3203	1.3988	9.9
介 護	保育所	1.4289	0.8886	1.1872	0.9596	2.3355	1.4079	16.9
	介護(施設サービス)	1.3245	0.8236	1.1441	0.9247	2.2639	1.3648	13.6
	介護(施設サービスを除く)	1.3566	0.8437	1.1730	0.9481	2.2872	1.3788	13.5
農林水産業部門平均		2.2779		1.5864		2.1248		
医療福祉部門平均		1.5780		1.2084		2.1965		

資料：沖縄県「平成27(2015)年産業連関表」より算出。

なっている。沖縄経済における農林水産業部門の経済的位置づけの重要性が、ここに示されているといえるだろう。

医療福祉部門の影響力係数は全国と同様な傾向にある。ただ産出乗数の絶対値をみると、沖縄県の「社会福祉」が2.3203なのに対し、全国では3.7417と3倍以上の経済波及効果となっている。このような経済波及効果の違いは、例えば、「基本形」をみると農林水産業27部門の平均は沖縄県が2.2779、医療福祉14部門が1.5780となっており、全国では農林水産業27部門の平均が2.3919、医療福祉14部門が1.6553であり、それほど大きな差はない。また、「輸

表6 全国産業連関表における農林水産業部門・医療福祉部門の3種の産出乗数

		①基本型		②輸入内生化		③消費内生化		国外 流出率 (%)
		産出乗数	影響力 係数	産出乗数	影響力 係数	産出乗数	影響力 係数	
耕 種	米	1.9834	0.8775	1.7559	0.9618	2.4345	0.8047	11.5
	麦類	5.4120	2.3944	4.0177	2.2008	6.6856	2.2098	25.8
	いも類	2.1639	0.9574	1.8755	1.0274	2.6494	0.8757	13.3
	豆類	2.9941	1.3247	2.3859	1.3069	4.3010	1.4216	20.3
	野菜	1.9120	0.8459	1.6906	0.9261	2.3660	0.7820	11.6
	果実	1.8662	0.8257	1.6667	0.9130	2.3705	0.7835	10.7
	砂糖原料作物	2.6238	1.1608	2.1503	1.1779	3.0676	1.0139	18.0
	飲料用作物	2.1898	0.9688	1.8544	1.0158	2.5456	0.8414	15.3
	その他の食用耕種作物	2.0512	0.9075	1.7381	0.9521	2.5431	0.8406	15.3
	飼料作物	2.4317	1.0759	2.0354	1.1150	2.6851	0.8875	16.3
	種苗	2.2682	1.0035	1.7779	0.9739	3.0740	1.0160	21.6
	花き・花木類	1.9852	0.8783	1.7120	0.9378	2.5640	0.8475	13.8
	その他の非食用耕種作物	1.6643	0.7363	1.4888	0.8155	1.9091	0.6310	10.5
畜 産	酪農	2.4925	1.1028	1.9231	1.0534	2.4772	0.8188	22.8
	肉用牛	3.4330	1.5189	2.6601	1.4572	3.4158	1.1290	22.5
	豚	2.8790	1.2738	2.1495	1.1775	3.0032	0.9926	25.3
	鶏卵	2.9801	1.3185	2.2409	1.2275	3.2779	1.0834	24.8
	肉鶏	3.2368	1.4321	2.4260	1.3290	3.4141	1.1284	25.0
	その他の畜産	2.6888	1.1896	2.1760	1.1920	3.2702	1.0809	19.1
林 業	育林	1.1633	0.5147	1.1380	0.6234	2.2510	0.7440	2.2
	素材	1.7349	0.7676	1.6509	0.9044	3.0410	1.0051	4.8
	特用林産物(狩猟業を含む)	2.1794	0.9642	1.8505	1.0137	2.9899	0.9882	15.1
水 産 業	海面漁業	1.7779	0.7866	1.5184	0.8318	2.4992	0.8261	14.6
	海面養殖業	2.3434	1.0368	1.8808	1.0303	2.8786	0.9515	19.7
	内水面漁業・養殖業	2.5830	1.1428	2.0313	1.1127	2.9301	0.9685	21.4
医 療	医療(入院診療)	1.6371	0.7243	1.4663	0.8032	3.6129	1.1942	10.4
	医療(入院外診療)	1.7620	0.7796	1.5444	0.8460	3.3306	1.1009	12.4
	医療(歯科診療)	1.4943	0.6611	1.3746	0.7530	3.1339	1.0359	8.0
	医療(調剤)	2.5205	1.1152	1.9883	1.0892	2.9876	0.9875	21.1
	医療(その他の医療サービス)	1.6073	0.7111	1.4528	0.7958	3.2126	1.0619	9.6
衛 生 健	保健衛生(国公立)	1.6942	0.7496	1.5349	0.8408	3.9603	1.3090	9.4
	保健衛生	1.6469	0.7286	1.5286	0.8374	3.5773	1.1824	7.2
	社会保険事業(国事業)	1.8231	0.8066	1.6806	0.9206	3.5953	1.1883	7.8
福 祉 会	社会福祉(国公立)	1.6574	0.7333	1.5383	0.8427	3.9810	1.3158	7.2
	社会福祉(非営利)	1.5527	0.6870	1.4331	0.7851	3.8077	1.2586	7.7
	社会福祉	1.3872	0.6137	1.3018	0.7131	3.7417	1.2367	6.2
介 護	保育所	1.4962	0.6620	1.3766	0.7541	3.8526	1.2734	8.0
	介護(施設サービス)	1.4132	0.6253	1.3139	0.7197	3.4984	1.1563	7.0
	介護(施設サービスを除く)	1.4824	0.6559	1.3820	0.7570	3.7018	1.2235	6.8
農林水産業部門平均		2.3919		1.9615		2.9984		
医療福祉部門平均		1.6553		1.4940		3.5710		

資料：総務省「平成27（2015）年産業連関表」より算出。

入内生化」モデルでは、農林水産業27部門の平均は沖縄県が1.5864、医療福祉14部門が1.2084となっており、全国では農林水産業27部門の平均が1.9615、医療福祉14部門が1.4940であり、「基本形」よりやや大きくなっている。これが「消費内生化」モデルでは、沖縄県の農林水産業27部門平均は2.1248、医療福祉14部門は2.1965となっており、全国では農林水産業27部門が2.9984、医療福祉14部門が3.5710となり、かなりの差がついている。これは沖縄県の雇用者所得から派生する家計消費の効果が全国より弱いことを示しており、家計部門における所得と消費及び購買力の低さに由来するものであろう。産業連関表における所得形成は医療

福祉部門において高いことから、他産業との連関関係の強化によって、自部門・他部門ともにさらなる所得形成力の拡張が望めるものと推察される。

IV 農業と福祉の産業連関構造

農業と福祉部門は供給構造に大きな違いがあり、中間投入率の高い農業は物財投入型、福祉はサービス投入型で粗付加価値率の高い産業となっている。そのため投入構造に関しては相互補完的な仕組みの構築可能性が高い。つまり農業と福祉において産業結合的な部門形成が図れれば、両者の特徴を発揮でき、地域経済の産業連関構造の強化に寄与することになる。両部門の連関関係の形成は、次のような効果をもたらすだろう。

- ⎧ 農業→福祉：最終需要増加→福祉事業関係者所得増加
- ⎩ 福祉→農業：最終需要増加→農業生産額・生産農業所得増加

ここでは、農業と福祉が分割されているが、アクティビティベースで考えれば、「農福連携産業部門」という疑似的な産業部門が仮想できる。この仮想された部門の経済効果については間接1次効果も間接2次効果も高い部門となることであろう。この場合の乗数プロセスは、まず農林水産用部門を主体として、作物の作付・生産・出荷から流通・販売に至る広範な経路上にある中間取引のある産業間の物財生産活動を通じて各産業部門の生産増加となり、その結果、そこで働く雇用者の所得を向上させ、その雇用者の消費活動が最終消費財部門の生産増につながる。これは間接1次効果が大きいことを起点として生じる効果である。また、これに加え福祉部門は、農業部門への労働力を補完する作用を通じて、中間財取引は特定部門に限られるが、農作業というサービス生産活動の役割を経由して、直接農業とはかかわらないような福祉部門と関係する他産業部門の経済活動を誘発し、さらにそこで働く雇用者の所得向上を通じ最終消費財部門の生産を誘発する。これは間接2次効果を起点とする経済波及効果である。このような物財とサービスの生産活動の拡大による連関構造の高度化は、域内企業間の取引規模を高め、そこに雇用されている就業者の所得形成を誘発することから、マクロ経済上の効果が大きく、地域経済にとって重要な生産拡大要因となる。農福連携は新たな産業の創出ではないが、地域に存する農林水産業という基礎的な産業部門と社会の高度化によって公共財としての重要度の高まりつつある福祉部門という既存産業の組み合わせによる新結合によって生み出された新たな経済効果である。

図1は産業連関表より経済波及効果を計測したものである。横軸に産業部門別需要規模を、縦軸に産出乗数をプロットしたもので、その積である面積は、経済波及効果の大きさを示している。需要規模は農林水産業27部門が1,222億円で県全体の1.54%、医療福祉14部門が8,503億円で県全体の10.72%となっており、医療福祉部門は産出乗数が少し変動するだけでその経済効果は大きなものとなる。その医療福祉部門の産出乗数の上昇に農林水産業部門からの中間投入や中間需要が貢献できれば、県全体の経済効果は農林水産業部門自体のフィード

バック効果も含め大きなものとなる。

全国についてみると、需要規模は農林水産業27部門が15.58兆円で国全体の1.51%、医療福祉14部門が67.59兆円で国全体の6.54%となっている。構成比で見れば、医療福祉部門の国内需要額は沖縄県のほぼ半分弱の割合である。この単純な事実からも医療福祉部門と他産業部門を組み合わせることによる経済刺激策は全国より沖縄のほうが高い効果が見込めると推察できる。さらに図に示した、消費内生化モデルの産出乗数と輸入内生化モデルの産出乗数の差にあたる部分の面積は間接2次効果の大きさに相当する。沖縄県の図の横軸にある36番の「社会福祉（国公立）」は社会福祉3部門の中では表1に示した最終需要額をみると約85億円だが、消費内生化モデルの産出乗数は2.498（図では小数第3位をまるめているため2.5）となっており、医療福祉部門の中では高い。また、37番の「社会福祉（非営利）」の最終需要額は約453億円と福祉3部門の中では最も高く、産出乗数も2.354（図では2.35）と他産業と比較しても高い部類に入る。さらに38番の「社会福祉」は最終需要額が約122.22億円で、消費内生化モデルの産出乗数は2.320と同様に高い産業部門の部類に属する。

経済効果は産出乗数の高さによって計測されるが、地域経済への規模的な効果という側面を考慮すると、図の横軸にあたる域内需要額の大きさをとり、その積である面積部分の大きさによって測られる必要がある。このように考えると、製造業基盤の弱い沖縄県にとって、就業者数の多い福祉部門は、産出乗数によって測られる経済効果に加えて、従業者規模の大きさからくる生産額・需要額を拡大させることで経済効果を高めることも可能だということになる。これによって産出乗数を産業の規模でウェイト付けした経済効果による検討が有効な評価指標となり、縦軸の経済波及効果の高さと横軸に計上される各部門に与える例えば外生的に生じる事業費の配分の直接的・間接的な究極的な経済波及効果について、より効果的な政策評価を企図することが可能となるだろう。

このような産業連関表によって表現される組織化された経済システムは、生態系と比較することができる。例えば、一般的な傾向としてペティ＝クラークの法則に代表される産業構造の高度化の結果、第1次産業は規模が小さくなり、衰退産業と評されることになる。農業部門に属する経営作物の多くが、その代表例であるが、仮に地域経済システムから農林水産業に属する部門が退出することになると、直接効果の消失に加えて間接効果が消失することとなり、その影響は関連する産業部門の範囲に応じて広く大きくなり、域内において農林水産業と取引のあった種苗の流通販売や肥料を供給する企業、その他の中間財や最終財としての農産物を流通・販売する事業者は大きな取引先を失うことになる。さらに、そこで働く就業者の所得の減少に起因する消費支出が実質的に消失することから、衣食住の流通販売に関連する事業者の需要もまた大きく減少することになる。重要なことは、特定の産業が、地域から退出する場合、別の新しい産業の参入がなければ、地域経済は縮小するということである。このような視点から地域の農家と障がい者が参加する農福連携は地域経済の維持という側面からも重要な意味を帯びてくる。

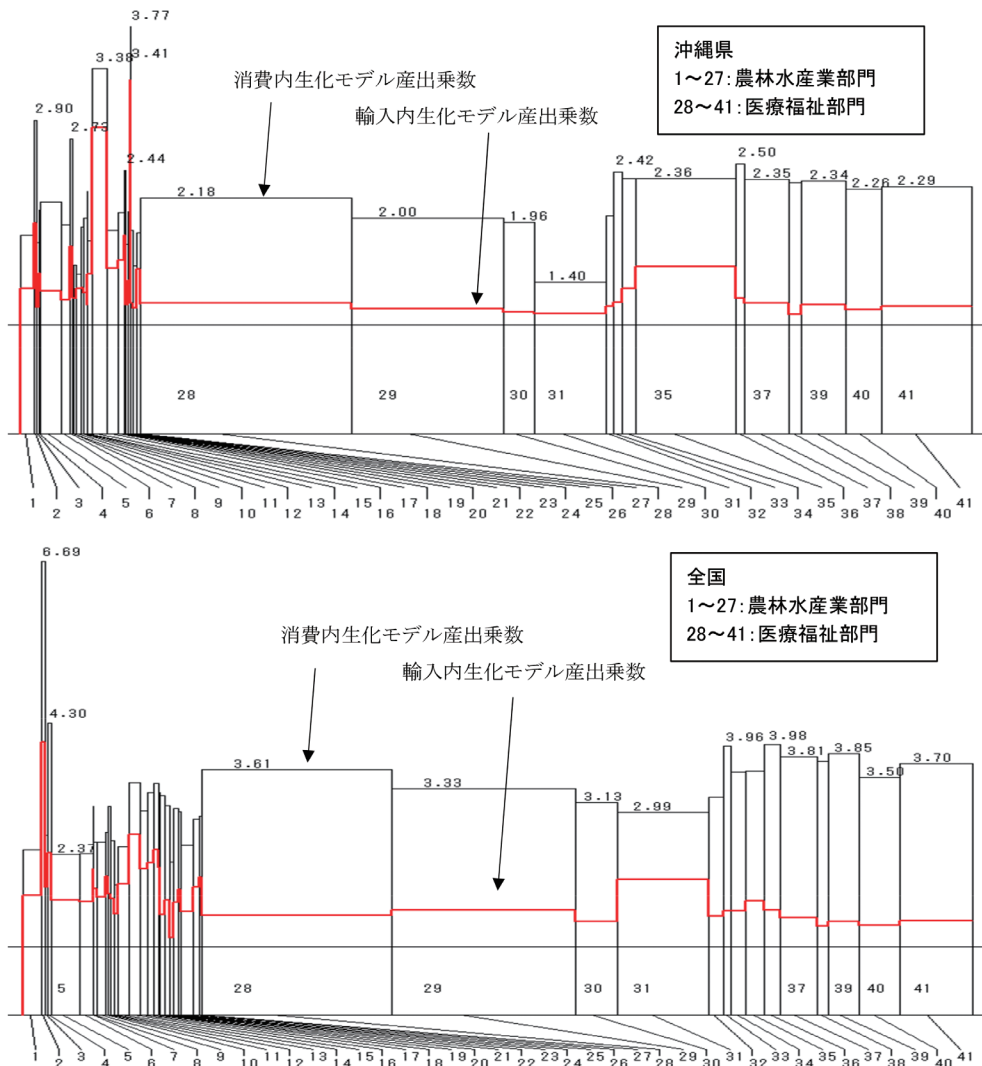


図1 農林水産業及び医療福祉部門の域内需要額（横軸）と産出乗数（縦軸）

資料：沖縄県、総務省の「平成27（2015）産業連関表」をもとに計算後、結果をプロットした。
部門名 1：米，2：麦類，3：いも類，4：豆類，5：野菜，6：果実，7：砂糖原料作物，
8：飲料用作物，9：その他の食用耕種作物，10：飼料作物，11：種苗，12：花き・花木類，13：その他の非食用耕種作物，14：酪農，15：肉用牛，16：豚，17：鶏卵，18：肉鶏，19：その他の畜産，20：獣医業，21：農業サービス（獣医業を除く。），22：育林，23：素材，24：特用林産物（狩猟業を含む），25：海面漁業，26：海面養殖業，27：内水面漁業・養殖業，28：医療（入院診療），29：医療（入院外診療），30：医療（歯科診療），31：医療（調剤），32：医療（その他の医療サービス），33：保健衛生（国公立），34：保健衛生，35：社会保険事業（国事業），36：社会福祉（国公立），37：社会福祉（非営利），38：社会福祉，39：保育所，40：介護（施設サービス），41：介護（施設サービスを除く）

このように、一つの産業が特定地域の経済システムから退出するということは、その部門と投入産出関係で連結する大小様々な産業＝企業、さらにそこで働く多くの就業者の生活にも影響する。対象となる産業によっては、その影響は域内にとどまらず、域外にまで波及し、地域の小さな問題が国レベルの経済活動に影響を与えるということさえありうる。例えば、沖縄県と北海道の砂糖生産は、短期的には保護産業部門であるが、長期的には現在の砂糖原料作物供給国が工業化などによって経済成長をとげる過程で生じうる砂糖原料作物価格の国際的な高騰などから国内資源の安定供給を一定程度担保するという効果を持っており、そういう意味では食料安全保障の対象とも位置付けられるものでもある。

産業の高度化という観点以外に、社会生活の高度化を同時に考慮すると、社会福祉に付随する様々なサービス等は経済及び社会の制度や組織あるいは科学技術などによる高度化の結果、現在では未踏領域とされる新たなサービスに対応した産業部門として社会システムに付加され内生化されていく産業部門である。特に社会構造に大きな影響を与える人口の高齢化というこれまで経験したことのない社会においては、新たな社会ニーズの生成とその規模や質の保証に対する要求は高くなることが予想され、高齢者福祉の充実が、主要な政策課題となりつつある。そのため社会の在り方、社会政策の在り方も、社会変動に応じて変化する過程にあり、障がい者福祉の変化も同じような大きな社会潮流の変化の中に位置付けられるだろう。当面の課題は、国内の人口構造と高齢化の速度については、その影響について予測の不確実な側面も大きいので、福祉を含めた社会全般のサービスの実需者が不利益を被ることのないよう、社会の変化あるいは高度化に合わせて産業構造がどのような方向へ変化していくのかを見極める必要がある。図1に示した図は、移輸入の効果を追加してプロットすると、レオンチェフ（1969）によるスカイラインチャートに一致する。図1には農林水産業と福祉関連部門のみを計上しているが、全部門を計上すると1次産業から3次産業部門へと産業構成の時間的な変化を検出することになる。既存の第1次産業やサービス業とその組み合わせである農福連携の浸透は新たな産業の創出や産業構成の変化、あるいは新たな農林水産業部門の形成につながるのかもしれない。スカイラインチャートの横軸を相対規模でみても絶対規模でみても縮小傾向で推移している第1次産業も、福祉分野との新結合によって拡張する部門や新たに出現する経営部門が形成されるなど期待される効果は潜在的に高いものがある。

V 結語

人手不足が深刻化する農業の現場と働き方の多様化を推進する労働行政において障がい者の社会参加の仕組みとしての農福連携は期待される部分も大きい反面、注意すべき点も多々ある。農福連携は個々の障がい者の障がいの程度に応じて、その働き方も多様であり、例えば生鮮食料品の場合、収穫面積と収穫作業の組み合わせを工夫することで短時間労働に適した作業体系を組み立てる必要がある。作業を作物の収穫時期に合わせることになるため、農

業側には作業工程の計画的管理が要求される。その場合、管理技術の向上が要求されるため農福連携をきっかけとした農作業の管理技術の高度化が必要となるだろう。農福連携が政策主題となる以前から、このような取り組みを行ってきた農業経営者は農林水産省（2018）において取り上げられた事例⁽⁹⁾にみられるように、GAP（Good Agricultural Practice）認証を受けている。GAPとは、農業者が、食品安全、環境保全、労働安全等の観点から自らの生産工程をチェックし改善する取組であり、農林水産省（2019）によると、2018（平成30）年6月時点で、4,805の経営体が認証を受けている⁽¹⁰⁾。作業工程の標準化は、障がい者が様々な農作業に取り組むことで生じる課題の克服を容易にするもので、他の経営体での応用も可能な事例も蓄積されつつある。農業と福祉、言い換えると財とサービスという質的に異なる性質を持つ生産活動の新結合は新たな技術成果を通じ、生産性の向上につなげることを可能にするものとなっている。

農福連携が農業政策のメニューとして取り上げられるようになったのは、地域社会の持つ潜在的資源の探索と生産可能性の最適化を図るという意味がある。このような政策的な潮流は今後も検討されていくものであり、従来の雇用政策とは質の異なる就業形態を模索する段階にあるのかもしれない。

第3次産業の拡大の結果、雇用所得の発生源として大きな位置づけを占めるようになった福祉部門であるが、地域経済に与える間接1次効果による経済波及効果は大きなものではない。他方で第1次産業部門の大きな特徴は、最終需要財と同時に中間投入財の供給も担っている。どちらに重きを置くかは、地域固有の歴史的な経路とそれによって形成された産業構造に依存する。農業生産部門などの素材供給部門と家計部門など最終消費財消費部門の規模は食品製造業などの加工製造業部門を拡大させる可能性があり、他にも素材産業の生産物が多様であれば、それが食品製造業以外の工業原料となるケースもある。

間接1次効果による経済波及効果の高い第1次産業と雇用所得の大きな所得の源泉として間接2次効果の高い福祉部門は相互補完的な関係にあり、産業政策としてはその機能強化を目指すべきだろう。この両部門による新結合は、言葉を変えれば一種の社会的イノベーションをもたらす可能性を秘めている。働き方が多様化し、高齢化と人手不足に直面する地域経済にとっては、農福連携は潜在的な可能性の高い成長産業部門といえる。この潜在可能性を発現させるためには制度面の整備や異業種間調整などの工夫と努力が必要である。農福連携を推進するためには、その基礎的な作業として両部門の地域における固有の社会経済的な特性を明らかにし、両部門の相互依存性を高めながら産業部門間結合を図るための仕組みを提供することである。様々な社会課題の解決を目指す地域経済にとって、農福連携は重要な政策手段となりうる位置付けにあるといえるだろう。

補論

本稿では、農業と福祉の産業連関構造を手がかりとして、マクロ経済の視点から、沖縄県

における農福連携が持つ経済政策的意義の高さについて述べてきた。補足として、本県が農福連携において解決すべき課題について触れておきたい。

先に述べた農福連携等推進会議「農福連携等推進ビジョン」では、農福連携等応援コンソーシアムの設立、ハードやソフトの整備にかかる補助のほか、「農福連携技術支援者の育成」が位置づけられた。また、2016（平成28）年度に開始された厚生労働省による「農福連携による障がい者の就農促進プロジェクト」では農福連携マルシェの開催や専門家の派遣等の支援等を行った都道府県に対して高率の補助を行っている。沖縄県では、生活福祉部障害福祉課が一般財団法人沖縄県セルフセンターに、農家からの連携相談や農作業の人手の確保について窓口業務を委託している。人手の依頼があったときには、一般財団法人沖縄県セルフセンターが会員である福祉施設に一斉メールで呼びかけるという仕組みとなっている。また、農林水産部村づくり推進課では、2021（令和3）年度に先述した長野県を現地調査するなど農福連携に関する基礎調査を実施し、2022（令和4）年度には農福連携のマッチング方法の検討、2023（令和5）年度には農福連携技術支援者の育成を実施した。このように、本県でも農福連携を支える仕組みづくりに向けて動き出したところである。

一方、事業を継続させるためには、中核となるコーディネーターを誰が行うのか、どの組織に配置するのか、農福連携技術支援者の育成やフォローはどこで行うのかという課題もある。そこで、先駆的に農福連携に取り組んできた長野県から本県が学ぶべき点を整理して本稿を閉じたい。

小柴（2024）によると、長野県では、平成26（平成26）年度から「農業就労チャレンジ事業」という農福連携事業を実施している⁽¹¹⁾。同事業では、主として①施設外就労による農作業請負の仲介（福祉事業所と農業経営体とのマッチング）、②福祉事業所が自ら営農する際の支援を実施し、とりわけ前者に注力している。具体的な仕組みは、当事業を受託した「福祉就労強化事業受託者」が長野県の健康福祉部、農政部、産業労働部と連携しつつ、事業を実施する（図2）。受託者の長野県セルフセンター協議会は、専任の「農業就労チャレンジコーディネーター」（以下、「コーディネーター」とする）2名を配置している。コーディネーターは農作業を依頼したい農業経営体を開拓しつつ、農作業の請負を希望する福祉事業所を募集し、地域や作業内容等の諸条件を加味してマッチングを行う。農作業の請負契約は、農業経営体と福祉事業所との間で結ぶ。実際に作業を行う際は、必要に応じて「農業就労チャレンジサポーター」（以下、「サポーター」とする）を現場に派遣する。サポーターは、農業経営体からの指示を福祉事業所に伝達するなどの支援を行ったり、作業の進捗管理や補助を行ったりする。また福祉事業所が自ら農業活動を行う場合は、サポーターが技術的支援やアドバイスをを行う。サポーターの派遣を申請するのは福祉事業所サイドであり、セルフセンターを通じて派遣する。サポーターは事前の登録制となっている。

このように長野県の仕組みは農業関係と福祉関係行政部門が一体となって、セルフセンターに委託を行い、コーディネーターとサポーターという重層化された仕組みにより、マッ

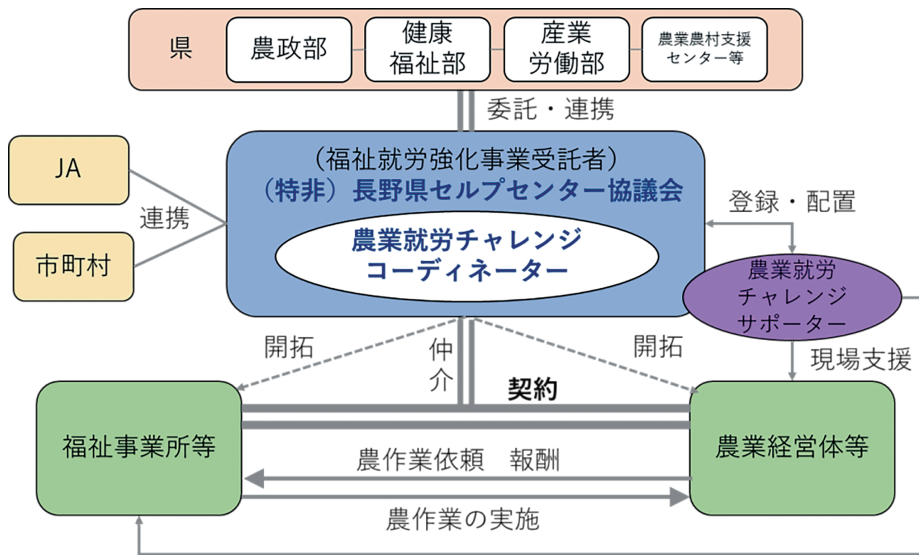


図2 長野県の農福連携システム（小柴2024による）

チングだけでなく、現場での細かな支援を可能とし、結果として、県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃額を上回る工賃を達成している。また、障がい福祉事業所の利用者が農業者の元へ出向いて働く、いわゆる「施設外就労」に注力することで、障がい福祉事業所に対する営農指導よりも効率的に農業者を直接手助けすることにつながり、農作業の人材不足の解消に結びついていることも大きな特徴である。

この事業の成果について、コーディネーターの沖村さやか氏は、「農業側にとっては農作業に適した人材を必要な時期に確保でき、福祉事業所による事故対応など安心感が得られる。一方、福祉事業所にとっては、農業者による直接指導で農作業を習得できることや設備投資が不要であること、労働生産性が高く、工賃反映がしやすいことがある。しかし、最も重要なことは農業者が新たな手順を発見したり、障がいがあっても社会貢献ができるという『効果』があるということである。農と福という異なることが交わるときに生じる目に見えない幸福感こそ最大の成果である。」と語っている⁽¹²⁾。

先に述べた本県における農福連携技術支援者の育成が、先進県とはひと味違った独自の展開をすることで、農福連携の新たな姿を見せてくれることを望みつつ、本稿を閉じたい。

注：

⁽¹⁾ 本稿においては障害者、障害者などの用語について引用上の意味を損なわない限りにおいて「障がい者」に統一している。

⁽²⁾ 吉田（2020）28頁参照。障がい者福祉施設では1958年ごろから農作業を取り入れており、その後の農業側の担い手不足などの影響で、結果として近年の農福連携に繋がったとされる。

- ⁽³⁾ 吉田（2020）30頁参照。吉田は、この5つの類型について、「今後、農福連携の類型についても新しい類型が出てくる」として、「あくまでも過渡期である現時点での整理のための便宜上の分類と理解していただきたい」としている。また、吉田（2023）38頁～では、その後の類型の進展について述べられている。
- ⁽⁴⁾ 農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/hokuriku/nouson/attach/pdf/noufuku_suisin-52.pdf、2024年8月21日閲覧。
- ⁽⁵⁾ 農林水産省が策定した「農福連携等推進ビジョン」の令和元年版からの引用で、令和6年改定版では変更されている。
- ⁽⁶⁾ 濱田（2013）において、「農の福祉力」とは「つくること」「たべること」「その場にいること」などにより、「癒し」「健康づくり」等の効果を発揮する、人の心・気・体・などへの作用の一つとしている。
- ⁽⁷⁾ 農林水産省の事業である「農山漁村振興交付金」の項目として農福連携分野が追加されたのは2017（平成29）年からであるが、独立した施策展開は「農福連携等推進ビジョン」策定以降となる。
- ⁽⁸⁾ 産業連関表は、統計法上では「基幹統計」に位置付けられるが、国勢調査等と同じく周年統計であるが、5年おきに公表されることとあわせて、推計作業に数年程度を要するため、2015年表が確報値としては最新のものである。
- ⁽⁹⁾ 農林水産省（2018）「食料・農業・農村の動向」において「広がりを見せる農福連携」として47～52頁にわたって全国の事例を取り上げ、特集を組んでいる。
- ⁽¹⁰⁾ 農林水産省（2018）43頁参照。
- ⁽¹¹⁾ 小柴（2024）、2頁参照。
- ⁽¹²⁾ 沖縄県農福連携推進シンポジウム（2022年11月10日：沖縄県立博物館・美術館講堂）における講演。

引用文献

- 小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築」農業経済研究第87巻第4号、412-417頁
- 小柴有理江（2024）「連携研究スキームによる研究【農福連携】」研究資料 第2号 農林水産政策研究所
- 総務省政策統括官付統計審査官室（2020）『平成27年（2015年）産業連関表』総務省
- 農福連携等推進会議（2019）『農福連携等推進ビジョン』内閣官房
- 農林水産省（2018）『食料・農業・農村の動向』農林水産省大臣官房、40-52頁
- 農林水産省（2019）『食料・農業・農村の動向』農林水産省大臣官房、297-303頁
- 濱田健司（2013）「福祉農業のとりくみの広がりとその可能性」『農業と経済』第79巻第10号、5-17頁
- 藤川清史（2005）『産業連関分析入門』日本評論社、112-116頁
- Miller Ronald E., Peter D. Blair（2009）Input-Output Analysis: Foundations and Extensions .UK: Cambridge University Press.

宮澤健一編（1992）『医療と福祉の産業連関』東洋経済新報社

宮澤健一編（2004）『医療と福祉の産業連関に関する分析研究報告書』医療経済研究機構

宮澤健一（2006）「公共サービス化の産業連関と社会保障」『日本學士院紀要』60巻2号、87-115頁

吉田行郷・里見喜久夫（2020）「農福連携が農業と地域をおもしろくする」株式会社コトノネ生活

吉田行郷（2023）「日本における農福連携の拡大要因と将来に向けた課題」職業リハビリテーション vol37 No. 1 .

Leontief, W（1963）The Input-Output Economics, The Oxford University Press, pp162-187. 新

飯田宏訳（1969）『産業連関分析』岩波書店、32頁

種子島のウラ制度と馬毛島港湾施設工事差止訴訟

牧 洋一郎*

Tanegashima's Ura System & the Lawsuit Prevent construction of Port Facilities Mageshima

MAKI Yoichiro

要 旨

種子島の属島・馬毛島では、南西諸島防衛の一環として基地建設が進み、自然環境が破壊され、周辺海域の漁場が極度に縮減され漁業が壊滅の危機に瀕している。そのことに対し、島での漁業を守ろうと一人の漁民が工事差止訴訟を提起するに至った。そこで、種子島のウラ制度と本件訴訟（関係漁民の権利侵害）を考察することにした。

キーワード：種子島及び馬毛島、ウラ制度、共同漁業権、漁業を営む権利

はじめに

鹿児島県種子島（面積約450平方キロメートル、人口約2万8千人）の属島・馬毛島では、離島防衛の一環として、自衛隊基地及び米軍FCLP（空母艦載機陸上離着陸訓練）基地を建設中である。馬毛島の表玄関ともいえる葉山漁港では、工事のための重機や資材等の搬入・搬出が行われている。この漁港は、水深が深く比較的大きな漁船が接岸可能であり、^{あまどまり} 鰯泊浦以外の浦集団にも利用されている、今でも種子島（以下「本島」という）の漁民らにとって極めて重要な漁港である。そして、この漁港周辺一帯の約2ヘクタールは、西之表市（人口約1万5千人）の鰯泊浦集落住民約60人の共有入会地（共同体規制に制約された共同所有地）¹であるが、防衛省が基地建設工事を進めているので、工事関係者以外は島に上陸できない現状である（2023年9月末現在の鰯泊集落の人口約550人）。

現在、南西諸島の島々では中国の脅威を念頭に、軍事基地の強化・要塞化が進行しており、令和元（2019）年11月、馬毛島での土地面積の約99%が、開発業者タストン・エアポート株

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 yoichiro_maki@yahoo.co.jp

式会社から防衛省へ160億円で買収合意がなされ、熊毛地域（種子島・屋久島）の住民らは不安と期待の中で騒然とした状況にある。殊に本島では、馬毛島にての基地建設について、自衛隊と米軍の一体化すなわち集団的自衛権（自国に対する武力攻撃がなくても、同盟国が戦渦に巻き込まれたときに、是非を問わず助けに入る権利）の行使が取り沙汰される中、基地建設反対派住民らは戦争への誘因や騒音を伴う等の理由で反対し、他方、賛成派住民らは交付金による地域経済の浮揚に繋がると期待し賛成している²。

このような状況下で、令和6（2024）年3月、種子島漁協の組合員で壺泊浦漁民の一人が港湾施設工事によって、「漁民の漁業を営む権利が侵害されている」として、国を相手に工事差止訴訟を提起するに至った（令和6年（ワ）第139号港湾施設工事差止請求事件）。そこで、本稿では当該訴訟を素材として、工事差止の根拠としての「漁業を営む権利」を中心に、検討したい。

1 種子島のウラ制度及び馬毛島について

(1) 種子島のウラ制度

本島では、天武天皇10（681）年、日本書記³の多禰国の条に「種々の海産物等多なり」とあり、島民が古くから海の採集生活に依拠していたことが推測される。そして、1200年頃、種子島家の初代肥後守平信基が居を赤尾木（西之表）に定めた当時、島民は牧畜・農耕と共に僅かに漁獵を営んでいた⁴。その後、臨海地域の農家が結集し、集団で漁撈活動を行うようになったのが、漁村すなわちウラ共同体の始まりであろう。集団での漁撈活動は、構成員の協力なしには存続し得ないため、協力関係を確保するための規範が生ずることになり、この中にウラに由来する慣習法の形成⁵を見ることができる。熊毛地域のトビウオ漁の起源は明らかでないが、馬毛島に建立されている「馬毛島漁区記」には、慶長年間（1600年頃）に既にこの島において漁業が営まれていたことが記されており、したがってトビウオ漁も何らかの漁法で行われていたといわれている。

本島は、藩政期には薩摩藩（島津氏）に属したが、薩摩藩領となっても種子島氏の私領であったためか、島津氏の政策が貫徹されず、薩摩藩特有の門割制度（地割制度）⁶が厳格でなかった。また、本島の村落は通常、農村と漁村に大別され、その基本的性格を成している社会構造としてマキ（主に集落を単位とした牧畜・農耕のための放牧場）制度とウラ（領主より付与された漁場支配権に基づく集落単位の漁撈）制度が挙げられる。藩政期には、この両制度が生産の中心的役割を担い、全島に亘って本島の社会・経済を特色づけている。そうではあるが、藩政期には塩屋牧（領主より塩屋集落に下賜された放牧場）を中心とした牧畜・製塩が主流を占め、産業として漁業は、一部の浦を除いて然程大きなものではなかった⁷。

本島のウラ制度に基づく馬毛島での漁業は、宝暦年間（1760年頃）に領主種子島氏から、三力浦（池田浦、洲之崎浦、壺泊浦）に下賜されたことが始まりであった⁸。そして、漁業は一馬毛島でのトビウオ漁も含め一村（浦）単位で行われ且つ領主より総ての漁業権は浦に

与えられ、浦は各々浦の掟（取決め）を持ち、浦人は必ず浦に所属していなければならなかった。つまり、各浦では地曳網や飛魚網を所有し、浦人は浦の取決めに従い漁場や漁業用地を利用していた。当時はベンザシ（弁指、弁済使）、ムラギミ（村吟味、村君）及びウラガシラ（浦頭）等といった浦役を中心に浦総出の漁撈活動が行われ、18カ浦として本島の漁業も一応の発展を遂げ、ウラ制度を持つ漁村が出現した。

その後、明治に入り住吉浦もこの馬毛島での漁業に参加するようになった。藩政期の本島の浦人らは、海の入会に基づき漁業を営んでいた⁹が、それは明治に入って漁業法の専用漁業権として規定されることになった。つまり、元来、漁業は自由漁業であったが、藩政期には慣習によって海の入会権となり、それが明治34年に漁業法上の権利（専用漁業権）となり、同43年、昭和24年（ここからは共同漁業権として）、同37年、平成30（2018）年の改正を経て、現共同漁業権へ継承されている¹⁰。

（2）馬毛島の概要¹¹

馬毛島は、本島の西沖合約12キロメートルに位置する、面積約8.2平方キロメートル、最高峰（岳之越）71.1メートルの日本で二番目に大きな無人島である。本島の漁民らが藩政期の古くから漁業基地として利用してきたこの島は、昭和40年代前半まで、本島の数カ浦の浦集団がトビウオ漁基地として毎年（5～7月）季節移住をしたほどに漁業資源の豊かな島である¹²。この島はトビウオの島として名高い島でもあり、トビウオ漁日本一の時もあったという¹³。そして、わが国の産業構造それに伴う漁業形態の変化により、同55（1980）年から無人島となっているが、島の地先周辺は、本島漁民の熊共2号共同漁業権が張り付いている。

また、島内には、「絶滅の恐れのある地域個体群」に指定されているマゲシカ、ミナミメダカ・ドジョウ・ニホンイシガメなどの淡水生物、全種が国指定天然記念物であるオカヤドカリ類、クロサギ・サシバ・エリグロアジサシ・ミサゴなどの鳥類、市文化財であるソテツ自生群落や固有種ホソバアリノトウグサなどの野生植物、周囲には世界的に産卵場所が限られるアカウミガメや北限域のサンゴ礁など多様かつ希少な動植物が生息し、豊かな自然に恵まれている¹⁴。

平成29（2017）年12月、西之表市は、そうした馬毛島の優れた自然を活用するため、「馬毛島活用に係る報告書」を公表し、①宇宙関連事業の展開、②馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査地域の設置、③馬毛島における体験活動の実施、④馬毛島トラスト（仮称）の4項目の方向性を打ち出している¹⁵。

馬毛島を含む南西諸島沿岸は、黒潮の流れと高い海水温によって、世界的にも例外的に高緯度までサンゴ礁が分布している¹⁶。…

そうした恵まれた地理的条件のため、地先の海域では、トコブシ（ナガラメ）、アサヒガニ、ミズイカ、トビウオ、キビナゴ、イセエビなどの希少な魚介類の宝庫とされてきた。…特に、アワビの一種であるトコブシは、浅瀬を中心として潜水漁が行われている。また、本島特産

のキビナゴ漁は一年を通じて漁ができるが、馬毛島の東沿岸が主要な漁場であり、8月から10月にかけて漁の最盛期を迎える¹⁷。…

以上見てきた通り、馬毛島が極めて恵まれた漁業資源のため、本島の漁師はこの島を「宝の島」と呼んで、沿岸の海の豊かさを讃え、護り、そして持続的漁業に努めてきた。一方、環境省も、平成26（2014）年に、馬毛島沿岸域を「貝類の多様性が高い」として生物性条約に基づいた「生物多様性の観点から重要性の高い海域」に選定している¹⁸。

次章では、馬毛島での漁業の歴史的経緯を理解するために、漁業法及び共同漁業の変遷を簡単に見ておくことにする。

2 漁業法及び共同漁業の変遷

(1) 明治漁業法

明治34（1901）年、政府は漁業問題の抜本的解決を図るため、漁業法を初めて制定し、法律（同年法律34号、以下「一次旧漁業法」という）による国家統制を行った。この一次旧漁業法では、定置漁業権、区画漁業権、特別漁業権及び専用漁業権（地先水面専用漁業権・慣行専用漁業権）の四種の漁業権と入漁権に分けた。そして、漁業許可制度、漁業組合制度が定められた¹⁹。この漁業組合の地区は、「原則として、浜、浦、漁村その他漁業者の部落の区域により定められねばならなかった」という²⁰。

しかし、この一次旧漁業法は、漁業権の法的正確が明確でない等の理由で直ちに改正の議が起り、明治43（1910）年に全部改正により（実質的にはごく一部の改正であったが）いわゆる明治漁業法（同年法律58号、以下「二次旧漁業法」という）が制定されるに至った²¹。その後、全部改正の二次旧漁業法は、第二次大戦後に現行の漁業法制定による漁業改革がなされるまで、長い間わが国の漁業秩序を維持してきた。この二次旧漁業法での重要な点は、漁業権を物権とみなし土地に関する規定を準用したことや「漁業組合は法人となす」と定義したことであろう。

時系列でいうと、元来自由漁業であった共同漁業は、藩政時代に慣習に基づく海の入会に加えて、明治に入り漁業法で専用漁業権となった。専用漁業権となったら海の入会でなくなったというわけではない。海の入会に加えて漁業権となったのである。自由漁業も同じで、海の入会や漁業権の性質が加わっても、自由漁業であるとの性質はずっと続いているのである²²。

(2) 現行漁業法²³

現行漁業法は、第二次大戦終了直後の昭和24（1949）年に、それまでのいわゆる明治漁業法を廃止して、新たに制定されたものである。これより先に行われた農地改革が自ら耕作する農民に土地を与えたと同じく、自ら働く漁民に漁業権を与えるという漁業改革のために立法されたものである。

漁業改革のために、従来の明治漁業に基づいて、免許されていた漁業権の全てを、政府が補償金を交付して一斉に消滅させるという「旧漁業法の一斉消滅補償」が行われた。このことは、新しく制定された漁業法によって免許されることとなる新漁業権への切替のために旧漁業権の全部を消滅させたのであって、この際になされた「政府の補償」も、現在の漁業法が施行されることに伴って従来の明治漁業法が廃止されることにより、同法によって免許されていた旧漁業権がその法的基礎を失うため効力が失効することになるので、この旧漁業権の失効の伴う損失の補償としてなされた。

そして、政府が支出した補償金（総額182億円）は、新しい漁業法によって免許された新漁業者が毎年納める免許料により償還されることとしていた。したがって、政府が「旧漁業権を買い上げ」たのではなく、いわば政府が仲立ちとなって漁業権の再配分が行われたのであり、この点も農地改革と同様であるといわれる。

(3) 共同漁業の現在

現在、漁協は法人（経済事業団体）と実在的総合人（入会集団）としての性格とを併せもっている。要するに、漁協は、水協法の立法趣旨に基づく漁民の経済連合体としての性格と漁業権の管理団体をも兼ね備えているのである。共同漁業権、特定区画漁業権及び入漁権について、漁協は都道府県知事から免許を受ける者であるが、漁協自身は漁業を自営せず、専らその漁業の管理にあたることから、「組合管理漁業権」と呼ばれている。これらの組合管理漁業権では、組合員行使規則に定められた資格を有する関係組合員が「組合員行使権」に基づいて、それらの漁業権・入漁権の漁業を営んでいるのである。

本来、自由であった共同漁業は、藩政時代に慣習に基づく海の入会となり、そしてさらに明治に入って漁業法で漁業権となった。要するに現在、共同漁業は、漁業法に基づく共同漁業、慣習に基づく入会漁業及び自由漁業の三重構造²⁴を持っているのであり、このことは注視すべき点である。したがって、員外者（組合に加入していない関係漁民）は漁協が受けている免許に基づいて共同漁業を営むことはできないが、関係漁民として慣習に基づく海の入会権（入会漁業権）は持っているので、員外者は海の入会に基づく共同漁業を営むことはできるのである。そのことを明記しているのが、「員外者の保護」の規定（漁業法72条8項）である。員外者の関係漁民が営む権利を組合員が排除することができないのは、それが海の入会に基づいているからである。

関係漁民は漁協に属そうと属すまいと海の入会権を持っており、漁業法はそのうち組合に属する関係漁民の共同漁業権について規定した法律であるということである²⁵。

3 訴訟に至るまで

馬毛島東沿岸では、令和5（2023）年1月27日、浚渫工事が完了し、その後同年3月24日、基地建設工事が始まった。壱泊小組合（員）の共同漁業権の侵害―葉山漁港周辺の地先の侵

害について、壺泊浦漁民H氏（原告）らは、種子島漁協に対し異議申し立てを行ったが、漁協は特別多数決によって、基地建設工事受け入れに同意した。つまり、漁協は、令和5（2023）年1月10日に組合員への説明を行い、その後、同年2月24日の総会決議によって防衛省から漁業権の一部放棄（100ヘクタール）を受け入れた。そこでは漁協による補償金22億円の配分基準・配分方法は誤りであるとの異議も一部組合員から出されたが、漁協は正組合員による3分の2以上の総会決議にて可決した（同年3月時点の組合員数、正組合員111名、准組合員数286名）。この決議で、関係地区（自然的、社会経済的条件により当該漁場が属すると認められる地区）²⁶を無視したこと、関係組合員及び員外者の保護が当然問題となる。

ここでは、組合管理漁業権が免許を受ける者と行使権者が異なることに注視すべきである。県から免許を受けるのは漁協であるが、漁業を営む者は漁協組合員ではなく関係漁民である。すなわち、補償の対象となる者は、被害を被る漁業を営む者である。法理論上、補償を受ける者は漁協組合員全員でなく関係漁民である。当然、ここでは員外者の権利も補償の対象であり無視してはならないのである。関係漁民であれば、組合に所属しなくとも、前述した通り「共同漁業と同じ内容の漁業」を営めるという規定がある。つまり、員外者も漁業被害を受ける者であり、当然補償がなされなければならないのである。

4 訴訟

(1) 請求の概要²⁷

原告は、「被告の一機関たる防衛省は、馬毛島に艦載機飛行訓練（FCLP）施設等の建設を計画し、原告を含む漁業者からの漁業被害発生の訴えや十分な事前協議の要請を無視して、2023年3月24日からの…『本件港湾施設工事』を開始した。

しかし、先行する民間企業による違法開発行為や被告自身の海洋ボーリング調査工事によって原告漁業者が被ってきた漁業被害が、本件港湾施設工事によって、さらに甚大なものとなり、回復不可能なものとなることは明白である。

そこで、原告は、物権的請求権としての漁業を営む権利に基づき、本件港湾施設工事の差止を求めて、本訴を提起する。」と主張した。

(2) 原告の主張²⁸

被告に対し、権利侵害行為である本件港湾施設工事差止請求の根拠、本件港湾施設工事海域がもたらす権利侵害の根拠は、下記①～④である。

- ① 本件港湾施設工事海域が馬毛島沿岸の中でも特に重要な漁場である。
- ② 立入制限により漁業の操業ができない。そのことによって、原告の漁業を営む権利が侵害されている。
- ③ 本件港湾施設が本件港湾施設工事海域の漁業にもたらす影響、すなわち漁業制限区域を設定することによる漁業妨害、港湾施設工事による漁場の破壊がなされている。

- ④ 種子島等の市民や公共団体等から多数の不備が指摘されている。おごりな環境影響評価手続きである。

(3) 被告の主張²⁹

- ① 原告が主張する「漁業を営む権利」は差し止め請求の根拠とはなり得ない。
- ② 原告が主張する「漁業法上の組合員行使権及び自由漁業権」ないし「共同漁業権の使用収益権能（組合員行使権）及び自由漁業権」は差止請求の根拠となり得ず、その侵害も認められない。
- ③ 原告の差止請求を認容すべき違法性も認められない。

(4) 問題の所在

本件の争点は、漁業を営む権利（組合員行使権）が工事差止の根拠となるのか、そしてその権利が工事によって侵害されているのか、という点である。総有説に立てば、共同漁業権放棄については、関係漁民全員の同意が必要とされるが、それがなされておらず権利が侵害されているというものである。一方、社員権説に立てば、共同漁業権の放棄が漁協の総会決議のみで有効と解され、工事について違法性はないというものである。漁業被害を受け補償の対象者となる者は、漁協かそれとも関係漁民なのか、ということである。換言すれば、共同漁業権は社員権的権利なのかそれとも総有的権利なのか、ということである。

本件では、社員権説及び総有説の詳細な検討が必要であり、次章においてそれらについて私見を述べることにする。

5 私見

- (1) 社員権説誤りの根拠は、以下の通りである。

志布志湾埋立訴訟事件³⁰で、原告は「現行漁業法（昭和24年法）も明治漁業法の規定を踏襲し、共同漁業権、特定区画漁業権及び入漁権について関係地区漁民が右漁業権を『総有』するものであることを規定したものである。…〈中略〉…共同漁業権を『一定の水面を共同に利用して一定の漁業を営む権利』と定義しているが、漁協が共同漁業を営まないことは沿革及び水協法11条から明らかである」と総有説を主張した。一方、被告（鹿児島県知事）は総有説否定の論拠として、「昭和37年改正後の漁業法8条は、『各自行使権について』の『各自』の文言を削り、また行使権者は漁業権行使規則に一定の資格を定め、もって漁業を営むことのできる組合員の人数や範囲、これらの者が漁業を営むことのできる期間を制限する等の措置を講ずることができるようになった。以上の通り、共同漁業権は漁協等によりのみ帰属するものであって、組合員には帰属しないことが明らかであるから、共同漁業権の漁業権者は、高山町漁協であって、個々の組合員ではない。」と主張した。

鹿児島地裁は、「漁業権は入会権³¹と異なり、知事の免許によって発生する権利であり（漁

業法10条)、一定の存続期間の経過によって消滅し(同法21条)、また漁業権の得喪又は変更が漁業協同組合の総会の特別決議事項であること(水協法48条1項9号、50条4号)等からすると、総有に属する権利ということはできない。」と判示した(判決却下)。社員権説を主張する金田禎之説³²や佐藤隆夫説³³を論拠とするものである。

知事の免許が発生条件となっていたり、存続期間の定めがあるのは、水面利用の特質によるものであり、私有財産観念で漁場の利用を権利者のほしいままに任せるのでは、漁場の総合的高度利用による漁業生産力の発展を期することができないためである。したがって、全体的な漁業調整の見地から、漁業の権利内容及び行使について、種々の制約を付しているが、総有そのものを否定するものではないと解される。共同漁業権は、公的制約を必要とする民法上の性質を有する権利であるといえよう。漁業権は、漁業を営むという経済活動を行うことを目的とするから、権利の目的たる利益は経済的利益であり、したがって財産権である³⁴。

社員権説に立てば、昭和37年漁業法改正によって、集落漁民集団の総有の財産権を漁協の財産権へと変更したことになるが、その場合には、憲法29条1項「財産権は、これを侵してはならない」及び同条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」にもとづき、戦後の農地改革や漁業制度改革と同じように、政府が仲立ちとなった漁業権の再配分(政府が集落漁民集団に補償するとともに、その補償額を漁協から免許料として徴収すること)が必要となるはずである。ところが、昭和37年漁業法改正においては、漁業法の再配分に係るような措置は一切講じられておらず、そのことは、集落漁民集団から漁協への権利の移転がなされていないことを意味するものである³⁵。

漁業権に関する規定が、漁業法に置かれず水協法に置かれたのは、組合が享有し自営するいわゆる経営者免許漁業権(定置漁業権・区画漁業権)をより生産性の高い漁業に転換させるため等、組合員各自が営まない漁業に限って放棄を認めたのである³⁶。また、組合員行使権については、漁業権や入漁権のように「物権とみなす」という、漁業法上の規定はないが、学説³⁷や判例³⁸によって、妨害排除又は妨害予防を請求することが認められている。

漁業を営むには一般に、漁業権免許、あるいは農水大臣または都道府県知事の許可(あるいは承認)等を必要とするが、これらを要しないで営むことのできる漁業が自由漁業である。つまり、許可及び免許の対象となる魚種・漁法以外については、原則として自由ということである。名古屋地裁昭和58年10月17日判決(判時1133号100頁)では、「…いづれ³⁹も組合の団体的規制に服することなく、その操業利益は当然に個々の漁民に帰属するものであるが、当該漁業の利益が社会通念上の権利と認められるまで成熟していると認められる場合は格別、当然には権利性を有しない。」とあるが、社会通念上、権利として成熟しておれば、つまり継続的反復的に行われ権利性(慣習上の権利)にまで高められれば、自由漁業及び許可漁業は妨害排除及び妨害予防ができると解される⁴⁰。

(2) 本件で被告は、平成元年7月13日最高裁判決⁴¹を至当と考え、次のように評価し引用している。「最高裁判所平成元年7月13日第一小法廷判決（民集43巻7号866ページ）は、昭和24（1949）年に制定された現行漁業法が、従来の入会的権利である地先水面専用漁業権と慣行専用漁業権を廃止して共同漁業権としたことについて、従来の権利の性質に変更を加えたわけではなく、入会漁業権の帰属関係に実質的な変更をもたらしたものではないから、法人たる漁業協同組合等が管理権を、組合員を構成員とする入会集団（漁民集団）が収益権能を分有する関係にあると解した原审の判断について、昭和24年に制定された現行漁業法の『制度のもとにおける共同漁業権は、古来の入会漁業権とはその性質を全く異にするものであって、法人たる漁業協同組合が管理権を、組合員を構成員とする入会集団が収益権能を分有する関係にあるとは到底解することはでき』ないとして明確にこれを否定した上で、『共同漁業権が法人としての漁業協同組合に帰属するのは、法人がものを所有する場合と全く同一であり、組合員の漁業を営む権利は、漁業協同組合という団体の構成員としての地位に基づき、組合の制定する漁業権行使規則の定めるところに従って行使することのできる権利であると解するのが相当である。』と判示している。」（判決破棄差戻）⁴²。

漁業協同組合連合会が共同漁業権の免許を受ける際の「漁業を営む権利」の帰属についてである。すなわち、共同漁業権は、漁連にも免許されるが、その場合、社員権説に基づけば、共同漁業権は「漁連の財産」となり、漁連（法人）の社員たる漁協が社員権的権利としての「漁業を営む権利」を有することになるはずである。ところが、改正漁業法は、漁連が共同漁業権の免許を受ける場合においても、その社員たる漁協が「漁業を営む権利」を有するのではなく、漁協が免許を受ける場合と全く同様、組合員であり且つ組合員行使規則に定める者が同権利を有する旨、規定している⁴³。

よって、以上の点からして、共同漁業権は総有説に拠ることが至当と解される。

6 今後の課題

国及びその一機関である防衛省は、馬毛島に依拠して生活する漁民らの権利を、国家の意思によって一方的に決めてよいというものではない。したがって、馬毛島葉山港周辺海域の基地建設工事を、漁協の決議だけで進めるのは明らかに憲法29条に違反するものである。漁民らの中には、「国が決めたことだからやむを得ない」「国のすることだから仕方ない」というような諦め感があるのは確かであるが、国は一種子島漁協を通じて一補償金の交付によって漁民らを不当に追い込んでいるのも事実である。豊富な漁業資源を基にした馬毛島での漁業を生かすという観点から、より一層の漁業法研究は重要な課題である。また、社員権学説の更なる批判（社員権説の誤り指摘）とともに、平成元年7月13日最高裁判決の変更は更に検討されるべきである。

現在では、浦総出の共同漁撈は減少の一途をたどっているが、浦の年初行事として船祝いがある（壺泊浦集落では、平成13（2001）年の入会紛争以降、20年以上もこの伝統的行事は

行われていない)。浦人は必ず参加しなくてはならないものであるが、このことは、各浦が漁協に統合されても、浦人の結束を図り旧来のウラ制度による伝統的な浦の規範や行事（釣祈祷、施餓鬼等）をあくまでも固守していこうとするもので、この中に牢固とした「地縁性の原理」が見られる。このことは漁業法研究を際立たせるためにも、更に研究を重ねるべき課題である。浦の年初行事つまり法文化の継承⁴⁴によって、漁民の結束を図り確認することが望まれる。漁民の高齢化等による漁業離れや縮減は否めない致し方のない現実問題ではあるが、船祝い等は後世へと引き継がれていくべき浦の法文化である。

そして、浜本幸生氏は最高裁に対し、「我妻栄鑑定書を熟読し、また、謙虚に共同漁業権の関係規定の立法を徴して、平成元（1989）年7月13日判決の速やかな見直しをされるよう、要請するものである。」⁴⁵と変更することを指摘するが、然りである。この最高裁判決は、組合員（漁業権）行使規則等の共同漁業権に規定の立法趣旨を無視しており、また社員権説では、前述した通り、漁業補償の合理的な説明は不可能である。

我妻栄鑑定書であるが、我妻博士は、「共同漁業権は、水産業協同組合法による協同組合に帰属する場合にも、その実質的な関係は、組合の構成員となっている漁民が各自その内容を実現し（漁業を営み）、組合はその漁業権を管理する（漁業経営一般に必要な施設をなし、各漁民の漁業を監視・調整し、第三者との折衝をなすなどの）関係であると解すべきである。」⁴⁶と注視すべき見解を示している。なお、併せて浜本幸生説（漁業法の哲学）等の研究は不可欠といえよう。浜本氏は『海の守り人論（23～24頁）』の中で「漁業法の哲学」⁴⁷について、「①漁村部落単位に部落漁民をもって構成する『漁業業組合』を作らせ（一漁村一組合主義）、②その部落漁民を『漁業組合の組合員』と位置づけたのです。そして、③一村専用の漁業慣行は、『地先水面専用漁業権』という漁業権に構成しました。そして、この④地先水面専用漁業権は漁業組合だけに『免許』することにして、⑤漁業組合をその地先水面専用漁業権の『権利主体』とし、⑥その漁業組合に漁業権の『管理』をやらせたのです。その一方で、⑦漁業組合の組合員たる部落漁民各自には『漁業を行う権利』（各自行使権）を認めて、漁業権から生み出される『収益』を帰属させることにしたのです。」と述べている。このことは、漁業法を研究し際立たせるためにも、基礎的前提として熟知すべきことである。

結び

熊毛地域が、離島という独自性（中でも、馬毛島での漁業）により地域発展するためには、馬毛島での基地建設の存在は大きく障害物として立ちはだかっている現在である。そして、島東海域では漁業制限区域が広がり、工事の長期化に伴い、期間延長が予想される⁴⁸。なお、本島は島民による離島現象や過疎化現象の他に、馬毛島基地建設による一時的な作業員による人口増加に伴って、医療、水、住居及び交通渋滞問題等が生じている⁴⁹。本島は速やかに解決すべき問題を抱えているのである。また、この工事による岩礁掘削等によって、魚種が豊富で魚のわく宝の島・馬毛島の漁業を破壊してはならないである。

原告は馬毛島周辺を漁場とした漁業を平穩に営むことを目的に、本件差止訴訟に踏み切ったものであるが、原告に限らず地域住民は、平和的視点を高めるとともに、熊毛地域の地域再生のために、更に地域の文化や歴史を学ぶことが必要である。今抱えている問題（馬毛島FCLPから漁業を護るという問題）を、郷土史学、地域経済学、漁業法等との連携した視点からのより一層の相互研究がなされなければならない。

また、国は馬毛島でのFCLP基地問題の現実を直視し、立憲主義（権力者を憲法で規律する）の原点に立ち戻るべきである。基地建設は戦争に繋がる可能性が高く、この世の地獄を招かないためにも基地を作ってはならないのである。

2024年9月24日脱稿

注

- ¹ 牧洋一郎「馬毛島の入会紛争・壺泊浦住民らの闘い」『地域研究』第27号（沖縄大学地域研究、2021年）57～67頁、同「さらに続く馬毛島入会権訴訟」同22号（2018年）1～19頁、等参照。
- ² 牧洋一郎「馬毛島基地建設問題を巡って」『地域研究』第31号（沖縄大学地域研究所、2024年）77～89頁。
- ³ 朝日新聞刊『日本書記（6）』（1957年）68頁。
- ⁴ 牧洋一郎「開発と地域住民」『地域総合研究』37巻2号（鹿児島国際大学附置地域総合研究所、2010年）61～69頁、大山彦一『南西諸島の家族制度の研究』（関書院、昭和35年）17～19頁、原口虎雄「種子島の歴史」『種子島～自然と文化～』（南國出版、昭和59年）26～33頁、等参照。
- ⁵ 慣習法の形成については、加藤哲実「14、15世紀イングランドの村落共同体と私法」『早稲田法研論集』26号（1982年）133～134頁参照。
- ⁶ 門割制度とは、薩摩藩全般の農村に施行された一種の地割制度であり、知行制度とは表裏の関係をなす特有の農村制度である。門割制度については、原口泉他『鹿児島県の歴史』（山川出版社、1999年）195～198頁、原口虎雄『鹿児島県の歴史』（山川出版社、昭和48年）125頁以下、等参照。
- ⁷ 川崎晃稔「暮らしと産業」『種子島～自然と文化～』（南國出版、昭和59年）50～57頁、下野敏見『タネガシマ風物誌』（未来社、1969年）19～21頁、同『種子島の民俗1』（法政大学出版局、1982年）160～220頁。
- ⁸ 川崎・前掲注7）50～57頁、同「種子島の漁労習俗と飛魚漁」『隼人世界の島々（海と列島文化5巻）』（小学館、1990年）347～377頁。
- ⁹ 西之表市編纂委員会『西之表市百年史』（昭和46年）228～229頁（馬毛島漁区記）、225～227頁（種子島旧浦沿革書）参照。
- ¹⁰ 平林平治＝浜本幸生『水協法・漁業法の解説（5訂版）』（漁協経営センター出版部、昭和60年）186～194頁参照。
- ¹¹ 牧洋一郎「最高裁でやり直しを命ぜられた裁判」『コモンズ訴訟と環境保全』（法律文化社、2015年・中尾英俊・江溯武彦編）231～238頁、下野・前掲注7）『種子島の民俗Ⅰ』160～220頁、等参照。

- ¹² 本件訴状（2024年3月12日付）4～6頁。
- ¹³ 下野敏見「馬毛島の歴史と文化」『マゲの島から吹く風』（馬毛島を守る鹿児島会の会）2002年24頁参照。
- ¹⁴ 前掲注12）の訴状4～6頁。
- ¹⁵ 前掲注12）の訴状4～5頁。
- ¹⁶ 前掲注12）の訴状5～6頁。
- ¹⁷ 前掲注12）の訴状5～6頁。
- ¹⁸ 前掲注12）の訴状5～6頁。
- ¹⁹ 森實「わが国漁業制度における慣習から権利への過程」『法学志林』62巻2号（昭和40年）146～147頁。
- ²⁰ 田平紀男「専用漁業権と共同漁業権」『鹿児島大学水産学部紀要』34巻1号（1985年）139～142頁参照。
- ²¹ 平林＝浜本・前掲注10）186～194頁。
- ²² 熊本一規『公共事業はどこが間違っているのか？』（まな出版企画、2000年）94頁参照。
- ²³ 平林＝浜本・前掲注10）186～194頁。
- ²⁴ 熊本・前掲注22）92～95頁参照。
- ²⁵ 熊本・前掲注22）93頁参照。
- ²⁶ 葉山港一帯の関係地区とは、住吉地区（住吉浦、^{かみよきの}上能野浦、^{しちよきの}下能野浦）と西之表地区（^{すのさき}池田浦、^{すのさき}洲之崎浦、壠泊浦、大崎浦）である。
- ²⁷ 前掲注12）の訴状4頁。
- ²⁸ 前掲注12）の訴状14～18頁を要約。
- ²⁹ 本件答弁書（2024年5月7日付）29～49頁を要約。
- ³⁰ 鹿児島地裁昭和62年5月29日判決・判時1249号46～56頁。
- ³¹ 入会権とは、民法上の物権であって、通常、部落又は区などと呼ばれる一定の地域に居住する住民の集団が山林原野等（溜池・墓地等も含む）を共同で管理し利用する権利である。その性質は総有あるいは準総有（共同体規制に制約された共同所有あるいは共同利用）であると一般に定義される。中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』（勁草書房、2009年）1～25頁、同『入会林野の法律問題（新版）』（勁草書房、1984年）45～86頁、等参照。
- ³² 金田禎之『実用漁業法詳解』（成文堂書店、昭和51年）213頁。
- ³³ 佐藤隆夫『日本漁業の法律問題』（勁草書房、1978年）112頁。
- ³⁴ 牧洋一郎『志布志湾埋立訴訟と海の入会』（徳吉商事、昭和63年）44頁以下参照。
- ³⁵ 熊本一規『埋立問題の焦点』（緑風出版、1986年）202～204頁参照。
- ³⁶ 中尾英俊「共同漁業権の帰属と権利主体」『西南学院大学法学論集』19巻1号（1986年）108～109頁。
- ³⁷ 熊本・前掲注22）148～150頁。
- ³⁸ 中尾・前掲注31）『入会権—その本質と現代的課題』244頁・338～341頁参照。中尾博士は、「入会

地の侵害に対して、その侵害の禁止請求は入会権者全員でなければならない、ということであれば、入会地の侵害はいともたやすくできることになる。侵害禁止請求は共有物の保全行為ともいうべきであるから、各自することができるのは当然である。」(339～340頁)と述べている。入会権確認訴訟は却下されたが立入禁止(妨害排除)の請求すなわち各自ができることを認められた下級審判決『山口地裁岩国支部平成15年3月28日判決』がある(最高裁平成20年4月14日判決・判時7007号58頁の第一審判決)。組合員行使権の侵害に、妨害排除・妨害予防の請求が認められるのは当然である。

³⁹ ここで「いずれ」とは、許可漁業、自由漁業を指す。

⁴⁰ 「漁業共同組合に支払われた補償金の分配方法」ジュリスト893号126頁、長野地裁諏訪支部1981年4月28日「小泉湧水流水使用権の妨害排除並びに予防等仮処分申請事件判決文(1～29頁)」、慣習上の認められた権利(流水利用権)について原龍之介『公物营造物法(新版)』(有斐閣、昭和49年)292～293頁参照。

⁴¹ この事件は大部分県白木漁協の補償金配分をめぐる訴訟事件であるが、原告と被告が双方総有説を前提に争い、それに基づき第一審及び第二審で判断されたのに対し、最高裁では唐突に社員権説を持ち出して判決を下したことが特異的であった。最高裁 平成元年7月13日判決・金融商事判例830号3～14頁参照。

⁴² 前掲注29)の答弁書33～34頁より抜粋。

⁴³ 社員権説への反論について、熊本・前掲注35)203頁参照。

⁴⁴ 奥田進一「慣習法上の権利が内包する文化的環境の保護法益」『法学論叢』93巻6号(2021年)73～74頁参照。2023(令和5)年5月20日に壺泊浦のエビス祭りが行われた(15時30分から約2時間程、10人程の集まり)。隣接集落の日典寺住職とその子息を呼んで不定期に行われお祓いをした。2022年にはコロナのためになされなかった。この祭りは強制ではない。

⁴⁵ 浜本幸生監修著『海の守り人論』(まな出版企画、1996年)369～384頁。

⁴⁶ 我妻栄鑑定書については、前掲注45)385～403頁「大阪府泉大津漁協の補償金配分をめぐる訴訟事件に関する鑑定書」。大阪地裁昭和52年6月3日判決・判時865号22頁。

⁴⁷ 「漁業法の哲学」については他にも、熊本・前掲注22)55～60頁、等参照。

⁴⁸ 2024年9月11日付南日本新聞記事「馬毛島基地工期3年延長」。

⁴⁹ 2023年12月23日付南日本新聞記事「馬毛島整備302億円」。

法学の講義 (2)—5

新城 将 孝*

An Introduction to Law (2)—5

SHINJO Masataka

要 旨

「国際法主体性と琉球（沖縄）」に着眼し、琉球（沖縄）における国際秩序と近代国際法、現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権について考えることとします。また、戦後、米国（米軍）統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成、琉球（沖縄）返還後の沖縄の米軍基地と財産権の侵害についても考察をして行きます。

なお、本稿は、沖縄大学法経学部在職中における法学概論の講義ノート、準備ノートに補筆・訂正、加筆等を加えるものですが、これらのことをスタートとして、時の経過とともに、大幅な加筆・訂正等を行います。本稿に先立つ、「法学の講義」は法経学部紀要第27号（平成29年9月）において掲載しています。

キーワード：国際法主体と琉球（沖縄）、琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権、
琉球（沖縄）における戸籍編成、米軍基地と財産権の侵害

目次

1. はじめに
2. 国際社会における法主体（国際法主体）
3. 国際法主体性と琉球（沖縄）
 - (1) 国際法主体としての「人民」、そして、「琉球（沖縄）人」
 - (2) 近代化と琉球（沖縄）の歴史 (以上、28号)
 - (3) 現代国際法上の琉球（沖縄）の地位と潜在（残存）主権
 - (i) 現代国際法の成立
 - (ii) 戦後における琉球（沖縄）の国際法上の地位

* 松蔭大学教授・沖縄大学名誉教授・沖縄大学地域研究所特別研究員 mshinjo@okinawa-u.ac.jp

(iii) 対日講和条約と琉球（沖縄）の地位

(a) 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用等 (以上、29号)

(b) 戸籍と国籍

(c) 戦後、米国統治下での琉球（沖縄）における戸籍の編成 (以上、30号)

4. 沖縄にとっての自決権

(1) 領土保全の原則

(2) 沖縄にとっての自決権（米軍基地と財産権の侵害）

(i) 米軍基地の建設と基地提供 (以上、31号)

(ii) 米軍基地と財産権の侵害

5. おわりにかえて (以上、本号)

(ii) 米軍基地と財産権の侵害

ここで、土地所有権について考えてみます。民法第206条は「所有権は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」とし、土地所有権の内容について定めます。民法第207条は「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とし、土地所有権の範囲について定めます。

留意すべきは、経済体制と法とのかかわりです。経済のあり方は、それぞれの国家の社会体制によって異なります。近代市民革命は、西欧諸国に市場経済体制（資本主義経済社会）をもたらしました。わが国も、明治維新によってこの体制に移行します。資本主義経済社会は、生産に必要な資本と生産手段を経済主体としての企業（私人）に求めるものです。換言しますと、土地の私的所有（土地所有権）を認めます。国家は、企業（私人）の経済活動に関するその基盤となる制度や設備（社会資本）の整備を行います。国外からの侵入に対する防衛、国内における警察、水防、砂防、消防、衛生管理等の整備です。国土形成計画法に基づく国土計画を作ったり、国土利用計画法に基づく国土利用計画を作ったりすることも、その一つといえます。その下で、経済活動は基本、企業（私人）の自由な判断に委ねられます。自由競争に基づく経済社会、資本主義経済社会を促進していくことになります。自由権を基本的人権の中心とし、財産権の不可侵の、私有財産制の基本を形成するシステムとなります。

因みに、日本国憲法第29条第1項は「財産権は、これを犯してはならない。」としています。第2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」とします。第3項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」とします。民法第1条1項は、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。」とします。同条2項は信義則の遵守を求め、第3項は権利の濫用を禁止します。

復習になりますが、国際法上、主権国家の3要素は人民、領土、主権にありました。

主権国家は国際法主体であり、その領土の割譲、租借（貸）等を行うことができます。主権国家には、他国に対する自領土の排他的支配権が認められます。これは、国際社会が主権国家に認めた権利といえます。そして、その根拠となるものが、国民による国家（政府）への委託に基づく主権国家の権利ともいえます。

主権国家内に目を転じます。主権国家は国内主権者の選択する社会・経済制度の中で、国民から信託された国土に対する排他的支配権（国家的土地の所有・利用のための権利）を持ちます。勿論、地域も当該地域の土地の所有・利用のための権利を持ちます。そして、その中で、生産に必要な資本と生産手段の土地に対する私的所有権を認めていくか否かとなります。わが国が、土地につき私的所有制をとることは周知のところですが、財産権の不可侵性（憲29条第1項）、民法で認められる私的所有権の絶対性、土地所有権の範囲は、それが資本主義経済社会を維持するうえでの基盤となります。土地所有権全般とのかかわりで見て行くと、土地は①国民にとっての限られた資源であること、②国民の生活・生産につながる共通の資源であること等（土地基本法第2条）となります。ここに、土地所有権の公共性、ないしは国家（地方公共団体を含む）、国民、地域住民に共通に利用される共通財産性を見ることができます。その公共性、共通財産性から、土地所有権の行使等は公共の福祉に適合しなければなりません。また、その権利の行使には信義誠実にして、権利濫用のないように行われなければなりません（民1条）。これに反することは、公の秩序に反し、善良なる風俗に反することになります（民90条）。

このようにして、わが国はいわゆる、国家的な土地の利用のための権利、地域的な土地の利用のための権利、及び私的土地所有権を通して、国民経済の民主的で健全な発達を促進していくこととなります¹⁵³。

ここで急に展開を変えて、沖縄における米軍基地に関する法律をみることにします。

沖縄における米軍基地に関する法律としては、跡地利用推進法（「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」）があります。この法律は、沖縄振興特別措置法第7章駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置を統合した（同法95条参照）、軍転付措法（「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」）を名称変更したものです。

この法律の特徴は、①沖縄県（地域）を対象とした法律であること、②沖縄県にある駐留軍用地（米軍基地）跡地利用に関するものということになります

先に、「(a) 米軍基地の建設と基地提供」において、沖縄県における米軍基地の過密状態についてお話をしました。これに自衛隊基地を加えますと、沖縄における安全保障上の土地の提供、その過密状況はさらに拡大されます。跡地利用推進法第1条は、「駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立

的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る」としています。同法第3条1項は、「駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、21世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない」としています。同条第2項は、「国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない」とします¹⁵⁴。

整理してみますと、第1条では、①沖縄県（地域）の特殊事情として、米国駐留軍用地及び米国駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在すること、②この特殊事情に鑑み、国は米国駐留軍用地跡地の有効・適切利用を推進すること、③跡地利用等によって、国は沖縄県（地域）の自立発展、潤いある豊かな生活環境の創造を図るとしています。同法第3条は、①米国駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって米国駐留軍によって使用されていたこと、②沖縄県（地域）の貴重な土地資源であること、③沖縄地域の駐留軍用地は日米安保条約により日本国が米国に提供したものであること、④駐留軍用地の返還を機とする沖縄県（地域）の発展が我が国の発展に寄与すること、⑤それゆえ、国は国の責任を踏まえ、沖縄県（地域）の自立発展、潤いある豊かな生活環境の創造のための基盤として（沖縄地域の）駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するとしています。

すなわち、①沖縄県（地域）には軍用地及び軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する、②この状況は沖縄県（及び琉球）の特殊事情に基づくものである、③（沖縄地域の）軍用地は日米安保条約により日本国が米国に提供したものである、④（沖縄地域の）軍用地跡地は戦後長期間にわたって米国軍によって使用された後によりやく返還された土地である、⑤この軍用地は沖縄県（地域）の貴重な土地資源である、⑥軍用地返還を機とする沖縄県（地域）の発展が我が国の発展に寄与する、⑦沖縄県（地域）の自立発展、潤いある豊かな生活環境の創造のための基盤として、日本国は（沖縄地域の）軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するということになります。

言うに及ばず、日本国（日本政府）は①沖縄（地域）における米軍基地の過密状況、そしてそれに関わる特殊事情（その歴史や、基地負担の大きさ及び基地被害等）が存在すること、②（沖縄地域の）米軍基地の返還は沖縄県（地域）の発展及び日本国の発展に寄与することを十分に認識していることになります。ただ、この跡地利用推進法は、（沖縄という地域における）米軍基地返還跡地の利用に関する法律です。（沖縄地域の）米軍基地の返還については、同法第8条が日米地位協定に基づく日米合同委

員会事項とします。同法第8条1項は、①日米合同委員会で（沖縄地域の）米軍基地の返還が合意され、②当該土地返還後における、当該土地所有者への返還前（引渡）までの間、当該土地についての利用上の支障除去に関する措置を図るため、日本国による返還実施計画の策定を求めます。そして、同法第11条は、当該返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることによって当該土地所有者等が当該土地を使用することができないときに、当該所有者等に補償を行うものとします（同条1項）。

すなわち、同法は、沖縄地域における米軍基地の返還は日米地位協定に基づく日米合同委員会事項とし、これを日米両国間の協議事柄としています。

確かに、施政権が日本国へ返還された後の沖縄（地域）は、名実ともに日本国の国土（領土）に属します。沖縄県民にも日本国憲法が適用され、真に日本国憲法下における国民、日本国という主権国家の真の一員となります。今日の日本国も、不統一法国家ではなく、沖縄県（地域）は日本国の行政区となります。

ただ、対日講和条約第3条の信託統治又は潜在主権は、国際法における領土不拡大の原則への抵触等を回避するためのレトリックにあったともいえます。そして、それは日米両国による新しい安全保障上の、異法地域の創設にあったともいえます¹⁵⁵。その流れの中でみていきますと、米国による沖縄（琉球）返還は両国の安全保障上の目的を果たすための統治権の移転とみることも可能のように思えます。そして、その実質は、沖縄の日米両国による安全保障上の異法地域の継続の余地をもち残しているともいえます。これは、沖縄（地域）における米軍基地等の、今日までの、そして、現在におけるその負担の本質は沖縄という地域において、日本国と米国という二国による、統治主体を変えた新たな異法地域の形成・継続があるとの指摘の余地のことです。そして、沖縄（琉球）のその歴史性及び沖縄（琉球）の国際的・国内的地位を斟酌しながらの、日米両国の安全保障上の利益（利害）の絶対的な優先に対する指摘ともなります。そこでは、日本国・米国及び日本国内政治において、米軍基地等から生じるこれら不正義に対する相互黙認、その思考及び認識に基づく積極的・消極的不作為等、沖縄に向けられた政治的空間レトリックの形成等、これらを基礎においた思考（価値観形成）から導き出された積極的誘導が存在しているもののように思えます。

果たして、沖縄という日本国の一部地域において、日米両国の安全保障上の理由等から、米軍基地等の集中を合理化できうるもののでしょうか。その負担を是とするに、これは、受忍限度をはるかに超えたものがあるように思えます。そこでは、日米両国の日米安全保障条約及び地位協定に基づく統治に、今日、その逸脱があるとの指摘を可能としているものと思えます。沖縄の犠牲（負担）は過去、現在のみならず、その生活圏における生活権の侵害及び財産権を伴うすべての生活及び将来に向けた継続的利益と機会の剥奪を伴っていることの指摘です¹⁵⁶。

沖縄県内には、米軍基地建設に伴い、行政区の分断（分村等）を余儀なくされた地

方公共団体（町、村）があります。また、土地の約8割が米軍基地で占められている地方公共団体もあります。このような行政区（地域）において、地域住民にとっての、国土形成計画法に基づく適正な国土形成計画及び国土利用計画法に基づく適正な国土利用計画が作成できるのでしょうか。

沖縄県内においては、安全保障上の基地の提供から生じる諸々の矛盾から、前述、沖縄という地域及びそれぞれの地域の人々が持つ土地所有・利用に関する過去、現在、未来に対する継続的利益と、その機会の剥奪が行われてきています¹⁵⁷。今日における沖縄県の県民所得の低さは、過度の米軍基地等の存在に誘引されているとの指摘、そして、その将来に向けた恒久的継続懸念の指摘です。

確かに、土地所有権の範囲は土地表面の上下に及ぶことは民法の定めるところです（民207条）。ただ、その土地の構成要素である空気、水、そして、生活景観等はその境界（範囲）内（土地所有権の範囲内）での流動に留まるものではありません。滞留の視点で見たとき、当該土地における物質の滞留濃度は、確かに、当該土地表面の上下において高くなるといえます。しかし、今日、その土地所有・利用の範囲（法益）はその域（当該土地表面の上下）に止まるものではありません。土地所有権には、他の土地の利用を行える利益及び他の土地の利用に供される責務も内包されています。例えば、当該土地の値段は当該土地からの景観、用途、地域・生活環境、地域理解、そして、近隣土地の価額等々との連関性を伴いながら決まっています。土地の需給関係は、民法の所有権の範囲内のみで決定されるものではありません。

安全保障についても、従来、兵力の集中及び距離短縮による抑止力にその中核があったと思います。しかし、今日において、兵力（戦力）の集中及び距離の接近は、リスクが極めて高いと理解してよいように思えます。今日、安全保障は、戦力（兵力）の分散及び距離の確保を求められているとってよいように思えます。

5. おわりにかえて

明治維新後における、東アジアでの国際秩序の大きな変化は、日清戦争にあると思います¹⁵⁸。その変化には、大日本帝国の行為が大きく作用しています。日清修好条規（1871年：明治4年）、台湾出兵（1874年：明治7年）、樺太・千島交換条約（1875年：明治8年）、江華島事件（1875年：明治8年）、日朝修好条約の締結（1876年：明治9年）、日清戦争と台湾の割譲（1894年～95年：明治27年～28年）、日露戦争（1904年～05年：明治37年～38年）、日韓併合（1910年：明治43年）、第一次世界大戦（1914年～18年：大正3年～7年）、シベリア出兵（1918年～22年：大正7年～11年）、満州国承認（1932年：昭和7年）等々です。大日本帝国は、植民地帝国（良かれ悪しかれ）を形成していきます¹⁵⁹。

琉球（沖縄）との関係では、1895（明治28）年、明治政府は尖閣諸島の「無主」を確認し、沖縄県の所属とするとの閣議決定を行います¹⁶⁰。

戻りますが、大日本帝国の近代化は、明治維新（1868年：明治元年）に求められます。版籍奉還（1869年：明治2年）、廃藩置県（1871年：明治4年：琉球を除く）が行われます。西南戦争（1877年：明治10年）の終結は、近代化（脱亜入欧）推進に伴う内戦状態の終了となります。この間の私兵的結合は、大日本帝国としての軍事力の確保へと変化します¹⁶¹。

1882（明治15）年から84（明治17）年、伊藤博文は憲法調査でドイツ・オーストリアを訪問します。内閣制度の発足（1885年：明治18年）、大日本帝国憲法の公布（1889年：明治22年）が行われます。

台湾出兵（1874年：明治7年）は、近代化（脱亜入欧）する日本初の海外出兵です。台湾出兵の発端は、宮古島（現在、沖縄県宮古島市）の島民遭難事件（1871年：明治4年）にあるとされます。その他、小田県漂流民事件も出兵の理由とされます¹⁶²。清国は、台湾出兵を日清修好条規違反として大日本帝国に抗議をします。その後、英国の調停により、日清両国での互換条款等（1874年：明治7年）が締結され、大日本帝国軍は台湾から撤退します¹⁶³。その後、江華島事件（1875年：明治8年）が発生します。大日本帝国軍は、朝鮮首都のソウル近くの江華島の砲台への攻撃と永宋島への上陸を行います。翌年、明治政府は江華島事件を口実に、日朝修好条約の締結を求めます。日朝修好条約は朝鮮を資本主義経済社会への開国を則すものですが、一方で、日本が朝鮮に対し、領事裁判権、日本貨幣の流通、関税免除等の不平等を強いるものでした¹⁶⁴。

これらの事件は、明治政府による琉球国を廃しての琉球藩の設置（1872年：明治5年：琉球藩の明治政府管轄及び外交権の外務省管轄）、征韓論政変（1873年：明治6年）後の事件です。琉球併合は、1879（明治12）年に行われます。

1894（明治27）年、朝鮮半島を巡り、日清戦争が勃発します。日清戦争のきっかけは、甲午農民戦争（東学農民戦争）にあるとされます。甲午農民戦争は、東学の信徒が中心となった農民の乱です¹⁶⁵。大日本帝国は当時、日朝修好条約に基づき日朝貿易をその指導下に置いていました。甲午農民戦争は大日本帝国等、諸外国の経済侵略に対して、農民等の不満が高まり、また、地方官吏に対する反対等もあり、その蜂起となったものです¹⁶⁶。朝鮮政府は清国に派兵を要請、清国は出兵を行います。大日本帝国は大日本帝国公使館と居留民の保護を理由に、出兵を行います。その後、農民軍と朝鮮政府との間で、和解が成立します。朝鮮政府は、日清両政府に兵の撤退を求めます。しかし、日清両国は朝鮮の内政改革について対立し、日清戦争へと発展して行きます¹⁶⁷。

この頃、大日本帝国憲法が制定・公布、施行（1890年：明治23年）されます。天皇は、大日本帝国憲法第13条に基づき清国への宣戦布告を行います¹⁶⁸。

1895（明治28）年、日清講和条約が締結されます。その内容は①清国による朝鮮国の独立国であることの確認（清に対する朝貢の廃止）、②遼東半島・台湾全島及びその付属諸島嶼・澎湖列島等の大日本帝国への割譲、③軍費賠償金の支払い、④日清通航条約の締結（欧州列強国並みの特権の認容）等です¹⁶⁹。

日清戦争の終結は東アジアにおける国際秩序、中国中心の華夷秩序を崩壊させます。清と朝鮮、清と琉球の関係、朝貢冊封体制はなくなります。大日本帝国と清国関係における、これまでの日朝修好条約、琉球併合に関する大日本帝国内における一応の整理が行われます。ただ、日清講和条約は琉球の帰属、尖閣諸島の所属について特に触れていません。清国が日清講和条約により、割譲すべき地は台湾と澎湖列島です（第2条）。

1896（明治29）年、大日本帝国は、「台湾ニ施行スル法令ニ関スル法律」を制定します。台湾総督府に台湾総督を置き、大日本帝国は不統一法国となります。沖縄県関連では、尖閣諸島を、沖縄県八重山郡に編入し、その領有を決定します¹⁷⁰。

一方、清国は日清戦争における多額の賠償金支払いから、欧州列強国からの借款、欧州列強国への鉄道敷設権、鉱山採掘権、租借権等の提供を行います（中国分割）。大日本帝国は、福建省とその沿岸一帯の不割譲協定を締結し、欧州列強国とともに中国分割に加わっていきます¹⁷¹。

米国は建国の頃から、外交政策として「モンロー主義」の下、欧州列強国の対立に一定の距離（西洋への不介入・中立）を置いてきました。しかし、米西戦争（1898年）で、米国も列強国入りすることになります¹⁷²。

南北戦争（1861年～1865年）終了後の1890年代、米国の工業力は英国を上回ります。モンロー主義は、変質してきます。米西戦争における講和条約（パリ条約：1898年）で、米国は西国にキューバの独立、プエルトリコ・グアムの割譲、比国の米国への譲渡を認めさせます。米国による海外での領土の獲得となります。1898年のハワイ併合、米国は中国（アジア）進出の足掛かりを確保します¹⁷³。門戸開放宣言（1899年）、資本の中国への進出が行われています¹⁷⁴。

アフリカでは南アフリカ戦争（1899年～1902年）が起こり、欧州列強国による世界分割（アフリカ分割）が進められます¹⁷⁵。

大日本帝国は、英国と日英同盟の締結を行います（1902年：明治32年）¹⁷⁶、日英同盟は①両国が清国に持つ利益を相互に認め、英国は大日本帝国の韓国に対する政治上・経済上の利益を認め（第1条）、②一方が第三国と戦う場合、中立を守り（第2条）、③一方が複数国と戦うとき、援助を与え、共同戦闘にあたること（第3条）等とします¹⁷⁷。

日英両国は、極東における露国南下に懸念を持っていました。露国は義和団事変の際（1900年）¹⁷⁸、満州全土をその支配下に置きました。西欧列強国は清から撤兵を行います（1901年）、露国は駐留を続けます。その後、露国は清国との間に満州撤兵条約を締結し、第1次撤兵は行いました。しかし、第2次撤兵は行うことなく、朝鮮竜岩浦を占領します¹⁷⁹。

日露関係は緊張し、日露戦争（1904年：明治34年）へと繋がって行きます。日露戦争では大日本帝国軍による旅順攻略が話題とされますが、両軍は奉天会戦においても、大きな損失を出します。

日露戦争は米国調停の下、日露講和条約（ポーツマス条約）が締結されます（1905年：明

治35年)。主な内容は①大日本帝国の朝鮮に対する政治、経済、軍事の優越権の認容、②遼東半島租借地を除く、満州全域の清国への還付、以下、大日本帝国への、③遼東半島南部租借地の譲渡、④東清鉄道南満州支線等の譲渡、⑤南樺太の割譲等です¹⁸⁰。ポイントは①朝鮮半島の事実上の支配、②大日本帝国の領域拡大と中国大陆への進出拠点の確保と勢力範囲の拡大です。

大日本帝国はその後、「韓国併合ニ関スル条約」を締結し、朝鮮を植民地とします（不統一法国）。緊急勅令（「朝鮮に発行すべき法令に関する件」1910年：明治43年緊急勅令324号）を出し、「朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」とします（1条）。そして、朝鮮総督府官制（1910年：明治43年勅令第354号）により、朝鮮総督府に朝鮮総督を置き、総督には武官（陸海軍大将）を充てます（同勅令1条、2条）¹⁸¹。

第一次世界大戦（1914年～18年）は、基本的に欧州での戦争です。大日本帝国は当時、英国と同盟関係にありました。英国は仏国・露国と三国協商を結び、三国同盟（独国、伊国、オーストリア）との争いの中にありました。大日本帝国は独国に宣戦布告をし（1914年：大正3年）、参戦します。大日本帝国は、中華民国に対して「二十一ヵ条要求」を出します¹⁸²。第一次世界大戦の結果、大日本帝国は山東半島に関する権益の他¹⁸³、独国が領有していた赤道以北の南洋諸島を占領し、委任統治下に置きます¹⁸⁴。ここで、共通法（1918年：大正7年法律第39号）の制定をみます。第1条は、「本法ニ於テ地域ト称スルハ内地、朝鮮、台湾、関東州又ハ南洋群島ヲ謂ウ」とします¹⁸⁵。

大日本帝国はその後、満州事変（1931年：昭和6年）で中国への侵略を進めていきます。これを起点とし、日中戦争（1937年：昭和12年）、太平洋戦争を経てのポツダム宣言受諾までの15年戦争が行われます。

概略をみますと、1932（昭和7）年、第一次上海事変が起こります（第二次上海事変は、1937年）。大日本帝国は、国際社会の批判を受けるようになります。その中で、大日本帝国の傀儡国家といわれる満州国が建国されます（1932年）。満州国建国は国際連盟の調査団によって否定され、大日本帝国は国際連盟を脱退します（1933年：昭和8年）。

大日本帝国は、盧溝橋事件（1937年）を皮切りに日中戦争に入ります。これが太平洋戦争へと拡大し、第二次世界大戦における敗戦へと繋がります。大日本帝国はポツダム宣言を受諾し、日本国は対日講和条約の締結をします。

ここで徴兵制と戸籍について簡単に触れておきます。

徴兵令は、1873（明治6）年に出されます。徴兵に関する詔書及び太政官告諭（徴兵告諭：1872年：明治5年太政官布告第379号）が根拠となります。徴兵告諭は「世襲座食ノ士ハ、其禄ヲ減シ、刀剣ヲ脱スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ権ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ、人権ヲ齊一ニスル道ニシテ、即チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ・・・」とし¹⁸⁶、徴兵が四民（士農工商）平等を基礎に置くこと、等しく臣民に課されることを説諭します。

このように、徴兵令は臣民皆兵を制度化します。しかし、政府職員・府県職員、海陸軍の

兵学寮生徒、官立学校生徒、納税額270円の者等は徴兵が免除されました¹⁸⁷。

加えて、この徴兵令、全国一律実施とはされていません。その実施はその歴史性から、北海道、小笠原諸島、琉球藩（沖縄）において遅れます。琉球（沖縄）における徴兵の実施は沖縄島が1898（明治31）年¹⁸⁸、先島諸島が1902（明治35）年です¹⁸⁹。徴兵に基づく沖縄からの出兵は、日露戦争からとなります。沖縄は徴兵実施猶予の間、兵役逃れの地となっていたようです¹⁹⁰。そして、大日本帝国政府の沖縄への注目は軍事的意図によるところが大きかったようです¹⁹¹。

ちょっと逸れますが、戊辰戦争において、官軍は薩摩、長州、土佐等の諸藩の集合です。明治維新後も、明治政府による独自の兵は、組織されていませんでした。直属軍隊、御親兵は薩摩、長州、土佐の土族を集めたものです。徴兵令は、土族解体と四民平等の導入を意味し、不平土族も生まれます¹⁹²。

同時に、身分秩序（士農工商）の解体は、帝国の構成員である臣民の把握を必要とします。そのための制度が、戸籍となります。徴兵制度は、この戸籍の存在を前提とします。戸籍法（太政官布告第170号）は、1871（明治4）年に布達されます。同法は、「戸数人員ヲ詳ニシテ猥リナラサシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所ナリ夫レ全国人民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云ウヲ待タス然ルニ其保護スヘキ人民ヲ詳ニセス何ヲ以テ其保護スヘキコトヲ施スヲ得ンヤ是レ政府戸籍ヲ詳ニセラヘカサル儀ナリ又人民ノ各安康ヲ得テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ政府保護ノ庇蔭ニヨラサルハナシ去レハ其籍ヲ逃レ其数ニ漏ルルモノハ其保護ヲ受ケサル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ」とします¹⁹³。

なお、日本国憲法下において、徴兵制は「社会の構成員が社会生活を営むについて、公共の福祉に照らし当然に負担すべきものとして社会的に認められるようなものでないのに、兵役といわれる役務の提供を義務として課されるという点にその本質があり、憲法第13条、第18条などの規定の趣旨からみて、許容されるものではない」とされます¹⁹⁴。

（完）

注

¹⁵³ 阿波連名誉教授は、土地所有権は①個人の場面の個人主義論、②地域の場面の地域主義論、③国家場面の国家主義論の3層構造において考察する必要性を説いています。地域主義論とのかかわりにおける土地の公共性については、「地域における特定地上下の時空間の公共性とは、地域は自然環境・生活環境・歴史的文化環境の総合的な公共空間としての公共性の認識を前提に、国土利用法秩序は、地域の中の土地の公共性（公共の利害に関する特性）を次のように概念構成している」とし、「①土地は現在および将来における国民のために限られた資源であるとともに、②土地が国民の生活および生産に通じる諸活動の共通の基盤であること（国土利用計画法2条参照）、③土地の利用は他の土地の利用と密接な関係を有すること、④その土地の価値は主として人口および産業の動向、土地

- 利用の動向、社会資本の整備その他の社会経済的条件によるものということである（土地基本法2条参照）」としています。阿波連 前掲152 10頁―23頁。阿波連正一「土地所有権と国家―国土利用計画法体系の土地所有権―」『静岡法務雑誌』第11号 静岡大学地域法務実務実践センター（2019年）266頁―286頁。
- ¹⁵⁴ 駐留軍用地、駐留軍用地跡地の用語定義については、跡地利用推進法第2条第1号、第2号参照。
- ¹⁵⁵ 古関・豊下 前掲50 248頁―252頁。
- ¹⁵⁶ 阿波連名誉教授は、「沖縄の米軍基地過重負担を、国民経済向上の原動力・基盤である土地所有権の観点から法律構成すると、①米軍基地は沖縄経済発展の最大の阻害要因であることが自明となり、さらに②沖縄の米軍基地問題の本質は、沖縄が主権国家の中の米軍基地過重負担による植民地であると理論構成される」としています（前掲12 35頁―39頁）。そして、沖縄の米軍基地過重負担と米軍基地から発生する継続的利益及び機会のはく奪について触れ、これらが「近代的民主国家の編成原理である自由・民主主義・法の支配といった近代的諸価値」に照らし認めることができないものとし、植民地の本質は、日本の国家体制を維持するためとしています（前掲152 35頁―39頁、283頁）。
- ¹⁵⁷ 阿波連 前掲152 35頁―39頁。地域社会の分断につき、藤波孝志編『米軍基地と沖縄地域社会』ナカニシヤ出版（2020年）参照。
- ¹⁵⁸ 大日本帝国の列強国入りとっていいように思えます。なお、日清講和条約無効論については、Lin 前掲26 57頁―63頁参照。
- ¹⁵⁹ 帝国主義とは、軍事上・経済上、他国または後進の民族を征服して大国家を建設しようとする傾向をいいます。狭義では、19世紀末に始まった資本主義の独占段階をいうとされます（広辞苑）。軍国主義とは、国の政治・経済・法律・教育などの政策・組織を戦争のために準備し、対外進出で国威を高めようとする立場のことをいいます（広辞苑）。
- ¹⁶⁰ 尖閣諸島については、この閣議決定をもって一応の国内的解決が図られます。しかし、そこに至る間、明治政府は清国側おける風評（台湾付近の清国領を占拠）等から、国標の建設を2度（1885年、1890年）見送るという経緯があります。英 前掲24 38頁。
- ¹⁶¹ 加藤洋子『天皇と軍隊の近代史』勁草書房（2020年）iii（はしがき）。
- ¹⁶² 又吉盛清『大日本帝国植民地の下の琉球沖縄と台湾』同時代社（2018年）275頁―306頁。川畑 恵「台湾出兵についての一考察」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所（1990年3月）256頁（C:\Users\user\Downloads\KJ00004201995%20(2).pdf）。白 春岩「研究ノート 小田県漂流民事件における中国側の史料詳解」『科学研論集』Vol.15（2010年3月）138頁（core.ac.uk/download/pdf/144445922.pdf）。野口真広「明治7年台湾出兵の出兵名義について―柳原前光全権公使の交渉を中心にして―」『ソシオサイエンス』Vol.11（2006年3月）129頁（C:\User\Downloads\42082_11.pdf）。
- ¹⁶³ 奥 保喜『日本帝国期東アジア史』清水書院（2020年）14頁。宮古島の人々について、

明治政府は台湾出兵の理由としたり、琉球人（宮古島等の人民）の中国旅行免許状問題等から琉球人を日本人とし、琉球（沖縄）が日本領土であることの主張根拠としていました（187年：明治9年）。ところが、明治政府は、1880年（明治13年）、清国と先島諸島分島案（分島・増約案）に合意しています。台湾出兵の閣議決定は不平士族対策にあり、「大乱に発展しねない鹿児島士族の不平を外征に向ける」ためのものであったとされます。加藤 前掲160 12頁—13頁。なお、出兵には台湾領有の意図もあり、征韓論と同質性を持つとの指摘があります。大日方 前掲2 35頁—40頁。

周知のように、明治維新は身分制度を廃止しました。これまで、侍（士族）は、戦（軍事）に関する権益を持っていました。徴兵令（太政官布告：1873（明治6）年）によって、これが士族権益のはく奪と理解され、士族の不平につながります。一方、近代国家が国民の国家であるところからは、国防は国民（臣民）の義務となります（大日本帝国憲法第20条）。

¹⁶⁴ 大日方 前掲2 43頁—44頁。奥 前掲162 12頁—39頁。

¹⁶⁵ 東学とは、朝鮮の李朝末期の19世紀半ば、土着のシャーマニズムに儒・仏・道を折衷し、西学（キリスト教）を排斥した民族的宗教です（広辞苑）。

¹⁶⁶ 加藤 前掲161 67頁。大日方 前掲2 231頁—234頁。奥 前掲162 39頁—42頁。

¹⁶⁷ 加藤 前掲160 67頁—74頁。大日方 前掲2 231頁—234頁。奥 前掲163 39頁—42頁。

¹⁶⁸ 大日本帝国憲法第13条は「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講ジ及諸般ノ条約ヲ締結ス」とし、この日清戦争において、天皇の宣戦大権が初めて行使されています。大日方 前掲2 235頁。加藤 前掲161 67頁。

¹⁶⁹ 日清講和条約第1条、第2条、第4条。藤田・吉井 前掲40 77頁—78頁。奥 前掲163 54頁。大日方 前掲2 245頁—246頁。遼東半島については、三国干渉（露・独・仏）により清国に返還されました。

¹⁷⁰ 国標（標杭）をたてる閣議決定は、1895（明治28）年1月です。大日方 前掲2 249頁—254頁。また、日清講和条約第2条2号「台湾全島及びその付属諸島嶼」における「その付属諸島嶼」に尖閣諸島が含まれるのか、中国は含まれるとの主張にあるようです。

¹⁷¹ 飯塚一幸『日清・日露戦争と帝国日本』吉川弘文館（2016年）34頁—37頁。中国は、この中国分割により半植民地状態となりました。中国分割・列強国の勢力図については、飯塚同35頁、「図3 中国における列強の鉄道利権と勢力範囲（20世紀初頭）」参照。中国における日本の租界については、大里浩秋「中国における日本の租界の歴史」（kanagawa-u.repo.nil.ac.jp/?action.ファイル/C:/Users/user/Dwnloads/08%20本文.pdf）参照。

¹⁷² 渡邊利夫「米国にとっての米西戦争」外務省踏査月報 2000/NO.2 2頁（mofa.go.jp/mofj/press/pr/pub/geppo/pdfs/00_2_1.pdf）。

¹⁷³ 渡邊 前掲172 35頁—36頁。

¹⁷⁴ 飯塚 前掲171 37頁。門戸開放宣言とは、米国の中国大陸に対する門戸解放・機会均等・

- 領土保全の三原則（外交原則）宣言のことをいいます。清国における通商権、関税、入港税等は平等に認められるべきである、清国の領土保全は尊重されるべきとする外交政策です。これは中国分割の緩和につながりますが、米国資本の進出にも繋がります。奥 前掲163 88頁―89頁。
- ¹⁷⁵ 南アフリカ戦争は、英国が南アフリカのオランダ人（ブール人）の二国家を併合した、植民地獲得のための戦争です。
- ¹⁷⁶ その前に、日英通商航海条約が締結され（1894年：明治27年）、領事裁判権の撤廃が行われています。藤田・吉井 前掲40 76頁―77頁。
- ¹⁷⁷ 奥 前掲163 93頁―94頁。
- ¹⁷⁸ 日清戦争後の中国分割の危機、農民生活の破壊、キリスト教布教への反感等からの民衆（農民）運動で、北清事変とも言います。「扶清滅洋（清を助（扶）け、外国を滅ぼす）」をスローガンとしていました。
- ¹⁷⁹ 奥 前掲163 94頁―95頁。
- ¹⁸⁰ 奥 前掲163 108頁―109頁。
- ¹⁸¹ 藤田・吉井 前掲40 96頁―99頁。
- ¹⁸² 藤田・吉井 前掲40 105頁。奥 前掲162 184頁―193頁。
- ¹⁸³ 加藤 前掲161 114頁。
- ¹⁸⁴ 奥 前掲163 187頁―188頁。
- ¹⁸⁵ 藤田・吉井 前掲40 106頁。
- ¹⁸⁶ 藤田・吉井 前掲40 24頁。
- ¹⁸⁷ 奥田 前掲33 214頁―216頁。
- ¹⁸⁸ 実際は、1889年の徴兵令（第11条第3項、第4項）の改正で、徴兵制施行の前に、小学校教員従事者（師範学校卒業者）を対象とする6週間現役兵制度が導入されています。規定上は志願制にあったものの、事実上は強制的内容にあったといわれます。遠藤 前掲124 21頁―25頁。北海道における全道施行は1898年（明治31年）といわれます。阿部剛「北海道における徴兵制の展開：『国民皆兵』の虚実」年報人民文学6号（2009年）134頁（hokuga.hgu.jp/dspace/bitstream/123456789/470）。
- ¹⁸⁹ その他、八重山群での徴兵検査（1898年）、宮古郡での徴兵による入営（1900年）に関する指摘をみることもできます。近藤健一郎「沖縄における徴兵令施行と教育」北海道大学教育学部紀要64号（1994年）注(5)12頁（http://hdl.handle.net/2115_29435）。福岡宜洋「沖縄県における徴兵制度運営規定：制度上の内容規定を中心に」浦添市立図書館紀要9号（1998年）35頁参照（<http://hdl.handle.net/20.500.12001/20629>）。
- ¹⁹⁰ 佐々木陽子「日本における徴兵忌避を問うことの今日的意義」年報社会学論集（2004年8月）関東社会学会36頁（jstage.jst.go.jp/article/kantoh1988/2004/17/2004_17_36/_pdf）。福岡宜洋「本部事件の評価をめぐる一視点：沖縄県庁の徴兵忌避認識と対策を中心に」浦添市

立図書館紀要10号 (1999年) 66頁—78頁 (<http://hdl.handle.net/20.500.12001/20646>) 参照。

¹⁹¹ 近藤 前掲189 9頁。

¹⁹² 明治時代、華族制度がありました。1869 (明治2) 年から1947 (昭和22) 年まで存続しています。当初は、太政官達 (明治2年6月17日達) により、公卿と諸侯 (大名) を廃止し、天皇の藩屏 (防備) として華族が置かれました。明治17年の華族令 (明治17年7月7日宮内省達) により、爵を公・侯・伯・子・男の5等 (5爵制) が置かれました (第5条)。これは、大日本帝国憲法制定を見据えたもので、いわゆる、貴族院を想定したものです (大日本帝国憲法第1条、2条)。

¹⁹³ 藤田・吉井 前掲40 18頁。

¹⁹⁴ 内閣総理大臣 鈴木善幸「衆議院議員森清君提出憲法9条の解釈に関する質問に対する答弁書六について」 (内閣衆質93第11号昭和55年12月5日) (shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/b093011.htm)。内閣総理大臣 安倍晋三「参議院議員中西健治君提出徴兵制に関する質問に対する答弁書一及び二について」 (内閣参質189第187号平成27年7月3日) (sangiin.go.jp/Japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/touh/t189187.htm)。

なぜ高い沖縄の介護保険料基準額（月額） —日本で「1番高い」を続けてきたわけ—

宇 根 悦 子*

The Reasons Okinawa's Monthly Nursing Care Insurance Premium Standard Amount is the Highest in Japan and Why it Continues to be so

UNE Etsuko

要 旨

2000年に始まった介護保険制度は施行から25年目を迎えた。その間沖縄県は、第1期（2000年）から第8期（2023年）まで、介護保険料額「日本1」を続けてきた。第9期（2024～2026年）で、初めて大阪府にその順位を譲り2番となった。その要因を探り、今後順位を下げることはあるのか考察したい。

キーワード：「1番高い」介護保険料額、要支援要介護認定率、県民所得最下位

はじめに

2000年4月に始まった介護保険制度は施行から25年目を迎える。この間、65歳以上人口は約1.7倍に増加し、介護保険サービス利用者数は約3.5倍に増加した。今や介護保険制度は、高齢者の生活になくてはならないものとして、定着・発展してきた。保険者は市区町村。40歳以上の全国民が加入する。保険料は1期3年ごとに見直される。人口の高齢化に伴い、給付費は増加、徴収する保険料も上がっていった。そんな中で沖縄県は、第1期（2000～2002年）から第8期（2021～2023年）まで連続して、介護保険料額が、日本で「1番高い」順位にあった。今年度から始まる第9期（2024～2026年）、初めて大阪府にその順位を譲り「2番目に高い」となった。高額な保険料は、収入の乏しい高齢者にとって、直接生活に影響を及ぼす。県民

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 unepeace@yahoo.co.jp

所得最下位を続けてきた沖縄県が、介護保険料額（月額）日本で「1番高い」を続けてきた理由はどこにあるのか、今後順位を下げることはあるのか、介護が必要となったとき、サービスを受けることはできるのか考察したい。

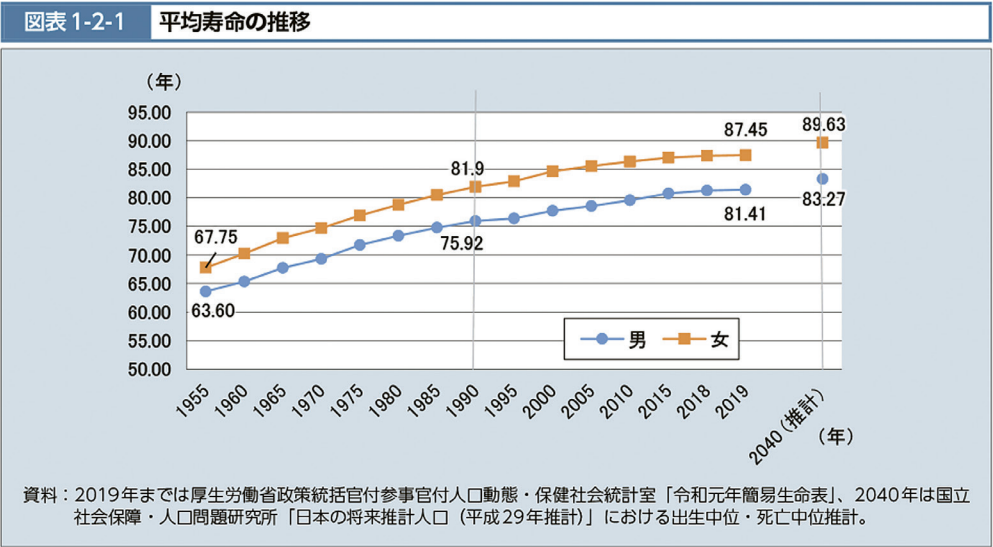
（末尾に表）

I 介護保険とは

1. 介護保険制度施行

1955年の日本人の平均寿命は、男性63.6歳、女性67.75歳であった。その頃は、介護を必要とする期間が短く社会問題とはなっていなかった。医学の発達と共に平均寿命は伸び続け、2019年には、男性81.41歳、女性87.45歳となった。介護を必要とする高齢者数及びその期間も伸びた（グラフ. 1）。

グラフ. 1 日本人の平均寿命の推移



「令和2年高齢者白書」厚生労働省ホームページ：
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/xls/01-01-02-01.xls>
[最終アクセス日：2024/9/30]

1970年代から1980年代にかけて、介護の長期化・重度化が顕著になり、核家族化など家族構成の変化などにより家族介護がいつそう困難になっていくなかでも、家族介護が優先された。介護を主に担うのは妻、嫁、娘の女性たちであった。介護のために離職する者もいた。その結果、施設・在宅サービスの整備が遅れ、家族介護者の負担は過重になっていった。また、病気や怪我が急性期を脱した後も介護を必要とする高齢者の行き場がなく、病院にとどまらざるを得ない「社会的入院」も問題になっていった。介護を必要としながらも行政の目が届かず、劣悪な環境での生活を余儀なくされ、高齢者に対する人権侵害なども引き起こし

た（平岡公一 1998. p 389）。

1990年代に入って、家族介護は限界に達し、介護を社会全体で担おうと「介護の社会化」政策としての介護保険の導入について、一部の研究者の間で議論が続けられた。厚生省内の動きとしては1992年、当時の老人福祉部長が主宰し、介護保険導入のための部内勉強会を実施、担当審議官、関係課長や課長補佐らが参加した（介護保険制度史研究会 2019. p 31）。

1994年末、介護保険制度に向けて、政府内の基本姿勢が固まり、制度導入にむけて大きく踏み出していった。

介護を社会全体で担おうと1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行された。

介護保険制度の狙いは、①「社会的入院」財源の非医療化による老人保健制度と医療保険制度の維持、②より豊かで統制しやすい介護サービス財政の確保、③競争的な介護サービス市場の形成であった（平岡公一 1998. p 389）

2. 介護保険の内容

介護保険の保険者は市区町村、被保険者は40歳以上の全国民である。

基本的に保険料は、40歳から64歳までは、加入する医療保険と抱き合わせにして徴収され、65歳以上は年金から天引きされる。他に直接納入もある。

65歳以上の被保険者を第1号被保険者、40歳から64歳を第2号被保険者という。

介護保険を受給するには、各市区町村の窓口で受給申請の手続きを行う。それを受け、各市区町村から申請者の下へ介護認定調査員が出向き、家族立会いの下、認定調査を行う。主治医の意見書と認定調査の結果をもって、介護認定審査会で申請者の介護度が決定される。

介護度は要支援1・2、要介護1～5の間で決定され、要支援1・2は、各市区町村の総合事業の対象となり、要介護1～5は介護保険の対象となる。

第1号被保険者は誰でも受給申請できるが、第2号被保険者は政府が指定した特定疾病に基づき介護が必要と認定された場合に介護サービスを受けることができる。

介護度が決定すれば、利用者（受給者）あるいは家族がサービスの種類や事業者を選び、介護支援専門員（ケアマネージャー）が利用計画（ケアプラン）を作り、契約を結び利用する。

3. 介護保険料

介護保険料は、サービス提供が充実すれば高くなり、提供量が少なければ安くなる。

介護保険の財源は、政府25%、県12.5%、市区町村12.5%、保険者50%となっており、その性格から「公的保険」とも呼ばれる。国民から徴収する保険料は保険者によって、金額が異なる。

算定方法は、3年を1期とし、見込まれる給付額を決められた計算式に基づいて割り出していく。見込み通り進めるのは難しく、足りない場合各市区町村は、国や県の基金から借り受け、余った場合は積み立てて調整する。

4. 介護報酬の仕組み

(1) 介護報酬の流れ

利用者（被保険者）は、保険者（市区町村）へ保険料を支払い、介護サービス事業者から介護サービスを受ける。保険者は被保険者から保険料を徴収し、介護サービス事業者へ介護報酬を支払う。介護サービス事業者は、利用者へ介護サービスを提供し、保険者から介護報酬を受け取る。

(2) 居宅介護サービスと施設介護サービス

介護サービスは、居宅介護サービスと施設介護サービスの大きく二つに分けられる。居宅介護サービスには、通所系サービスと訪問系サービスがある。

通所系サービスは、通所サービス（デイサービス）、通所リハビリ（デイケア）がある。訪問系サービスには、訪問介護、訪問リハビリがある。

施設サービスは、介護施設へ入所して介護サービスの提供を受ける。介護施設は、政府が認可した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院がある。一般社団法人などが運営するサービス付き高齢者住宅は居宅介護サービスの扱いとなる。

Ⅱ 日本で「1番高い」を続けてきた沖縄県の介護保険料基準額（月額）

1. サービス別受給者数に見る沖縄県と全国との比較

(1) 施設介護サービス受給者数に見る沖縄県と全国との比較

1999年7月沖縄県は、介護保険で65歳以上が支払う保険料（基準額）の県内平均が月額3,677円になるとの試算を発表した。全国平均の2,885円より792円高い。県は、①サービス単価が高い施設の整備率が全国より高い、②人口が少ない所で施設入所者の割合が高く保険料を押し上げた、と高くなった理由を分析した⁽¹⁾。

沖縄県では、1972年の本土復帰に伴い、同年から施行された沖縄振興開発特別措置法により医療・福祉施設の建設に当たり、本土に比べ政府から特別に高率の補助がなされていた。施設補助率は、本土の2分の1ないし3分の1に対し、原則的に4分の3とされ、全国平均をはるかに上回って整備されてきた⁽²⁾。その結果、1999年度の65歳以上10万人当たりの施設の定員数（病床数）は、全国平均に比べ、特別養護老人ホームが1.66倍、老人保健施設が1.93倍、療養型病床が1.75倍の水準に整備されていた。そのため、沖縄県の介護施設の整備状況は、介護保険が導入される以前から全国1であった。

介護保険給付の抑制は、都市部の保険者を中心に、介護療養型医療施設の減少による施設サービス給付の低下によってもたらされた。2003年の介護報酬改定を契機に、医療機関が療養型病床の介護保険適用の指定を返上し、その多くが医療保険適用に転換した（油井雄二・田近栄治 2008. p256）。

介護施設病床数は、その後も調整が進められ、全国との格差は是正されていった（表. 1）。

表. 1 施設介護サービス受給者数の沖縄県と全国との比較

	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
沖縄県第 1 号 被保険者数 (a)	184,891	219,156	239,040	285,144	332,780
沖縄県施設介護サービス 受給者数 (b)	93,909	105,060	102,647	103,066	103,936
受給率% (b/a)	51	48	43	36	31
全国第 1 号 被保険者数 (c)	22,422,135	25,877,564	29,098,466	33,815,522	35,788,335
全国施設介護サービス 受給者数 (d)	6,644,718	9,442,526	10,105,953	10,939,718	11,476,117
受給率% (d/c)	30	36	35	32	31

総務省「介護保険事業状況報告」『e-Stat 政府統計の総合窓口』：

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450351&tstat=000001031648&iroha=6>

[最終アクセス日：2024/9/30]

より第 1 号被保険者数、施設介護サービス受給者数を 5 年ごとに抜粋し作成した：筆者

※受給率の端数は四捨五入した。

(2) 居宅介護サービス受給者数に見る沖縄県と全国との比較

沖縄県は、2003年度から改定される県内の介護保険料について、65歳以上が毎月支払う見込み額を発表した。県内の保険料基準額（月額）は、現行3,618円から約1.5倍増の5,324円となる予想。県は大幅増額の要因を「介護認定者と通所サービスの利用が見込みより多かった」と分析した。今月下旬に発表される全国の平均保険料は、現行の2,900円から約10%増の3,200円程度の値上がりとなる見通し⁽³⁾。

訪問介護などの在宅サービスは全国の84.3%にとどまるが、通所リハビリテーションを含むデイケアなどは突出し「医療主導の介護保険」との批判も出ている。給付費の赤字を減らすためには、施設依存型を見直し、在宅介護を基本とした地域ケアシステムを充実させる必要がある⁽⁴⁾。

通所リハビリテーション（デイケア）は全国の2.5倍、通所介護（デイサービス）は1.7倍、老人保健施設は1.8倍だ。県が考えるべきことは、これ以上施設を増やさず、在宅で生活できるサービスをつくることだ。さらに、過剰なサービスはないのか点検する必要がある⁽⁵⁾。

介護保険制度導入後、居宅サービスの中の通所介護（デイサービス）や通所リハビリ（デイケア）などの通所系サービスが急速に伸び、利用が偏っている（油井雄二・田近栄治 2008, p 261）。

予想を上回る居宅サービスの伸びは、県内の多くの保険者を財政困難に陥らせた。2001年度には県内保険者の4分の3を超える（53市町村中）40の保険者が、財政安定化基金からの貸付を受けた。

当初、通所系のサービス単価は、比較的高く設定されていたため、介護報酬の面で経営的にも有利といわれていた。そのため、他県に比べ整備が進んでいる介護施設や医療機関が、積極的に単価の高い通所系サービスの利用者を増やしたと考えられる。介護施設や医療機関によって、通所系サービスの利用が誘発されたといえることができる。

通所系サービスも年を追うごとに全国との差は是正されていった（表. 2）。

表. 2 全国の第1号被保険者数に占める沖縄県の第1号被保険者数の割合と全国居宅介護サービス受給者数に占める沖縄県の居宅介護サービス受給者数割合の比較

※受給者数は各年度累計（延べ人数）

	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
沖縄県第1号被保険者数 (a)	184,891	219,156	239,040	285,144	332,780
全国第1号被保険者数 (b)	22,422,135	25,877,564	29,098,466	33,815,522	35,788,335
全国の中の 沖縄県% (a/b)	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
沖縄県居宅介護サービス 受給者数 (c)	137,172	276,814	338,271	444,313	449,124
全国居宅介護サービス 受給者数 (d)	13,603,880	30,996,725	36,227,672	46,722,194	47,104,512
全国の中の 沖縄県% (c/d)	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9

総務省「介護保険事業状況報告」『e-Stat 政府統計の総合窓口』：

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450351&tstat=000001031648&iroha=6>
[最終アクセス日：2024/9/30]

より第1号被保険者数、居宅介護サービス受給者数を5年ごとに抜粋し作成した：筆者

※受給率の端数は四捨五入した。

2. 要支援要介護認定率が高い理由

(1) 要支援要介護認定率に見る沖縄県と全国との比較

沖縄県は、2003年度から改定される県内の介護保険料について、65歳以上が毎月支払う見込み額を発表した。県内の保険料基準額（月額）は、現行3,618円から約1.5倍増の5,324円となる予想。県は大幅増額の要因を「要介護認定者と通所サービスの利用が見込みより多かった」と分析。今月下旬に発表される全国の平均保険料は、現行の2,900円から約10%増の3,200円程度の値上がりとなる見通しとなった⁽⁶⁾。

沖縄県の高齢人口に占める要支援、要介護認定率は全国の12.6%に対し本県は16.9%と高い。通所系サービス、老人保健施設、療養型病床施設のサービスも全国平均よりかなり高く、赤字幅を引き上げた。

すべての要介護度において、沖縄の利用割合は全国平均を上回っている（油井雄二・田近栄治 2008. p 263）。

その後、要支援要介護認定率の差は、年を追うごとに縮まり、近年全国との差は是正されている（表. 3）。

表. 3 要支援要介護認定率 沖縄県と全国との比較

	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
沖縄県第 1 号 被保険者数 (a)	184,891	219,156	239,040	285,144	332,780
沖縄県要支援要介護 認定者数 (b)	31,003	39,354	45,125	55,979	60,991
認定率% (b/a)	17	18	19	20	18
全国第 1 号 被保険者数 (c)	22,422,135	25,877,564	29,098,466	33,815,522	35,788,335
全国要支援要介護 認定者数 (d)	2,561,594	4,323,332	5,062,234	6,203,923	6,818,244
認定率% (d/c)	12	17	17	18	19

総務省「介護保険事業状況報告」『e-Stat 政府統計の総合窓口』：

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450351&tstat=000001031648&iroha=6>
[最終アクセス日：2024/9/30]

より第 1 号被保険者数、要支援要介護認定者数を 5 年ごとに抜粋し作成した：筆者

※認定率の端数は四捨五入した。

(2) 後期高齢者の比率が高い

1998年10月 1 日現在の県内の65歳以上の高齢者は、166,652人で県の総人口に占める割合は12.7%。75歳以上の後期高齢者は71,447人、65歳以上人口の約43%を占め、全国で最も高かった⁽⁷⁾。

沖縄県の要介護認定率が高い最大の理由は、その人口構造にある。一般的に、高年齢になるほど要介護状態になる可能性が高くなるので、高齢者の中でも（85歳以上）高年齢者の占める割合が高い。2000年の国勢調査では、高齢者に占める85歳以上人口の比率をみると、沖縄では12.9%と全国平均10.1%よりも2.8ポイントも高い。

また、要介護度別の分布を見ると、沖縄では一貫して要介護度 3 以上の中・重介護度の認定者の構成比が全国平均よりもそれぞれ1.5～2 ポイント程度高いが、それもこの人口構造を反映していると考えられる（油井雄二・田近栄治 2008. p 261）。

沖縄県の65歳以上高齢者人口は、2022年10月現在、344,000人で、そのうち65歳以上75歳未満の前期高齢者数は184,000人、75歳以上の後期高齢者数は160,000人となっている。

沖縄県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は23.4%となっており、全国平均29.0%と比較すると5.6ポイント低くなっている（表. 4）。

表. 4 高齢者人口と高齢化率の推移（全国との比較）

（単位：千人）

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年	2022 年
人口総数	1,362	1,393	1,434	1,467	1,468
高齢者人口	218	240	278	331	344
65 ～ 74 歳	121	120	135	173	184
75 歳以上	97	120	143	158	160
沖縄県の高齢化率（％）	16.10	17.30	19.40	22.60	23.40
全国の高齢化率（％）	20.10	22.80	26.30	28.60	29.00

（資料）令和 2 年までは総務省「国勢調査」、令和 4 年は総務省「人口推計」（令和 4 年10月確定値）
 ※沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉課ホームページ：

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/007/235/20_souron.pdf
 [最終アクセス日：2024/9/30]

（3）低所得高齢者・無年金者・低年金者・独居高齢者

2022年10月時点の沖縄県内の65歳以上の高齢者は約344,000人。高齢化率は23.4％で全国平均と比べて低いものの、増加傾向にある。生活保護受給世帯のうち高齢者の占める割合も増え続け、2021年は56.3％と半数を超えている^{（8）}。

県内の65歳以上で無年金や受給繰り下げて年金を受け取っていない人は約 2 万2,000人。その割合は全国の6.2％（2022年）と全国平均の約 2 倍。国民年金の 1 人あたりの平均受給額は月 5 万1,864円（同）で全国最下位が続く。

沖縄県は、戦後27年間米軍統治下にあったため年金制度導入が遅れた。沖縄への国民年金の導入は、本土に 9 年遅れて1970年 4 月に始まった。年金を納入する被保険者期間が短く、年金額が県外より低いなど給付水準に格差が生まれた。政府は、復帰前の期間を保険料免除とする特別措置を講じたが、追納負担が足かせとなった。特別措置期間の追納対象者は53万 9,800人で、うち16万8,000人が経済的な理由で追納できなかった。

近年、低年金や無年金で老後を迎える人が顕在化しつつある^{（9）}。

独居高齢者は生活が不規則になりがちで、精神的にも不安定になりやすい。低所得高齢者・無年金者・低年金者は、食費など生活にかかる経費を節約したり、医療へのアクセスが遠のくなど、いくつもの要因が重なって、要介護状態に陥りやすい。その結果、介護保険給付額が増え、介護保険料高騰へとつながっていく。

2020年の一般世帯総数は613,000世帯で、そのうち世帯主が65歳以上となる高齢者世帯は194,000世帯となっている。さらに、高齢者世帯のうち、夫婦のみの高齢夫婦世帯は52,000世帯（総世帯に占める割合は8.6％）、高齢者単独世帯は68,000世帯（総世帯に占める割合は11.2％）となっている。

高齢者世帯は今後も増加していく見込みであり、特にそのうち高齢者単独世帯の割合が大きくなることが見込まれている。

全国平均と比較すると、高齢者単独世帯はほぼ同様な伸び率で増加していくが、高齢夫婦世帯は低い水準で推移することが見込まれている（表. 5）。

表. 5 沖縄県高齢者世帯数の推移

	2005 年	2010 年	2015 年	2020 年
総世帯（一般世帯）	486,981	519,184	559,215	613,294
65 歳以上世帯主	121,392	136,863	162,743	194,133
高齢者単独世帯	34,587	40,390	51,710	68,601
高齢夫婦世帯	30,802	35,135	42,640	52,444
高齢者世帯（その他）	56,003	61,338	68,393	73,088
総世帯に占める高齢者単独世帯（％）	7.10	7.80	9.20	11.20
総世帯に占める高齢者夫婦世帯（％）	6.30	6.80	7.60	8.60
全国総世帯に占める高齢者単独世帯（％）	7.90	9.20	11.10	12.10
全国総世帯に占める高齢者夫婦世帯（％）	9.50	10.40	11.70	12.10

※沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉課ホームページ：

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/235/20_souron.pdf

[最終アクセス日：2024/9/30]

Ⅲ 沖縄県の貧困

1. 貧困の歴史的背景

沖縄県は去る大戦で日米両軍の戦場となり破壊された。米軍は、戦争を進めながら土地を接収、日本本土攻略のための基地建設を進めていった。戦後79年を経た今日も米軍基地は残り、本県総面積の約8％を占めている。その殆どが、人口の9割以上が居住する沖縄本島にあり、約15％の面積を占めている。しかも、肥沃で平坦な利用価値の高い中南部に集中している。

沖縄県は戦後27年間、米軍統治下におかれた。その間米軍は、基地の拡張強化を最優先にし、沖縄住民の生活の復興や経済的基盤の整備、人権の保護は後回しにされていった。

一方、日本本土では、進駐軍（主に米軍）は撤退、あるいは沖縄へ移駐し、基地は縮小、高度経済成長を成し遂げ、急速に発展し、医療福祉も充実していった。

1972年、日本復帰が実現するが、米軍基地は残り、「復帰特別措置」などの経済政策が実施されたものの、復帰52年経った今もあらゆる方面で本土との格差は埋まらない。

基地は経済活動を主な目的とした施設ではないため、沖縄県の経済的な生産規模を拡大させる潜在力に乏しく、また土地利用にひずみをもたらすなど、経済的に不効率な土地利用をきたしている。2019年の県民総所得に占める基地関係収入の割合は5.5％。2021年度の米軍

基地従業員数は約9,000人。沖縄県では、これまでに返還された米軍基地の経済効果の結果を基にシミュレーションしている。今後、返還が予定されている米軍基地用地（キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧・普天間基地・牧港補給基地・那覇軍港）についても、跡地利用を推進することで、約18倍の直接経済効果及び誘発雇用人数を見込んでいるが具体的な目途はたっていない（沖縄県知事公室基地対策課 2024）。

2. 1人当たり県民所得の全国と本県の推移比較

復帰後の1人当たり県民所得は、1972年度の44万円から第二次沖縄振興開発計画期間の最終年度の1991年度には196万6,000円まで増加基調で推移した。同期間に全国は74万円から299万2,000円まで約4.0倍の増加となったが、本県は約4.5倍の増加となり、復帰後20年間の増加率でみると本県が全国を上回った。また、1人当たりの所得格差は全国の1972年度を100とすると、1972年度の59.5%から1986年度には75.1%まで縮小した。しかし、1980年代後半のバブル景気（1986年12月～1991年2月頃）で同期間の全国の所得の伸びが本県を上回ったことから所得格差は1991年度には65.7%まで拡大した。

1990年代に入ると全国の景気がバブル崩壊により長期に亘って停滞したことから1人当たり国民所得は横ばいで推移し、本県の1人当たり県民所得も全国と同様に2010年頃まではほぼ横ばいで推移した。この間、1人当たり所得格差は概ね70前後で推移している。なお、2006～2007年度にかけては、国内経済が輸出主導で拡大したことから、製造業の少ない本県の全国との所得格差は拡大したが、2008年度は国内経済がリーマンショックの影響で大きく落ち込んだことから、全国との所得格差が縮小した。2010年代に入ると全国、本県とも景気が回復傾向を示し、10年代後半には本県の拡大テンポが強まったことから、1人当たり所得格差は70%台前半まで縮小した。なお、新型コロナウイルスが影響した2020年度は全国を100とした格差が72.8%となっており、前年度（73.4%）を下回った。外出自粛などで宿泊業、飲食サービス業のウエートが高い本県は全国より大きな影響を受けたことが窺われる（表. 6）。

表. 6 1人当たり名目国民所得、名目県民所得、所得格差の推移（万円）

※所得格差：全国を100とした場合の沖縄の割合

	2000 年	2005 年	2010 年	2019 年	2020 年
沖縄県	209.8	204.2	197.6	233.2	216.7
全 国	334.6	303.8	284.8	317.7	297.5
所得格差（%）	62.7	67.2	69.4	73.4	72.8

作成：2023年11月6日『沖縄県と全国の所得格差についての分析』（株）りゅうぎん総合研究所
 資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」及び「県民経済計算」内閣府 沖縄総合事務局 『沖縄県経済の概況』 2023年10月
https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Soumu/choki/keizai_gaikyou/r05/R5_.pdf
 [最終アクセス日：2024/9/30]

おわりに

介護保険料額（月額）は、介護保険制度開始以来、日本で「1番高い」を続けてきた。高い高齢者施設整備率、高い要支援要介護認定率、高い独居高齢者率、その要因の一つ一つが徐々に全国平均に近づいた。本論文を作成するために、いくつものデータを見てきたが、介護保険料額は現在もなお「高い」水準にあり、今後下がっていく決定的要因（データ）は見いだせなかった。全国最下位の県民所得についてもまた、そこから脱出できる見通しはたっていない。

高騰する介護保険料をわずかでも抑え、介護保険制度を維持していくためには、公私が連携を取りつつ、これまで以上に介護予防に努めることが鍵となるであろう。

今後も、介護保険料額の推移を注視していきたい。

都道府県別介護保険料額（月額、高い順） 1～5位

（単位：円）

	第1期 2000 ～ 02	第2期 2003 ～ 05	第3期 2006 ～ 08	第4期 2009 ～ 11	第5期 2012 ～ 14	第6期 2015 ～ 17	第7期 2018 ～ 20	第8期 2021 ～ 23	第9期 2024 ～ 26
全国 平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014	6,225
1位	沖縄県 3,618	沖縄県 4,957	沖縄県 4,875	沖縄県 4,882	沖縄県 5,880	沖縄県 6,267	沖縄県 6,854	沖縄県 大阪府 6,826	大阪府 7,486
2位		徳島県 4,251	徳島県 4,861	長崎県 4,721	新潟県 5,634	和歌山県 6,243	大阪府 6,636		沖縄県 6,955
3位		青森県 4,029	青森県 4,781	石川県 4,635	石川県 5,546	鳥取県 6,144	青森県 6,588	青森県 6,672	京都府 6,608
4位		高知県 3,866	長崎県 4,765	愛媛県 4,626	富山県 5,513	秋田県 6,078	和歌山県 6,538	和歌山県 6,541	和歌山県 6,539
5位		鹿児島県 3,814	大阪府 4,675	和歌山県 4,625	和歌山県 5,501	石川県 6,063	鳥取県 6,433	秋田県 6,487	徳島県 6,515
47位		茨城県 2,613	茨城県 3,461	千葉県 3,696	栃木県 4,409	埼玉県 4,835	埼玉県 5,058	千葉県 5,385	山口県 5,568

※第1期～第3期は厚生省が非公開（沖縄県介護保険担当）。

※第2～3期はWAM独立行政法人福祉医療機構ホームページ：

[https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/c2793a553e249f1c492572a400263299/\\$FILE/20070320_5shiryou4.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb05kaig.nsf/0/c2793a553e249f1c492572a400263299/$FILE/20070320_5shiryou4.pdf) [最終アクセス日：2024/9/30]

※第4～5期は厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026sdd-att/2r98520000026seu.pdf>
[最終アクセス日：2024/9/30]

※第5～6期は厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12303500-Roukenkyoku-Kaigohokenkeikakuka/shuukei.pdf>
[最終アクセス日：2024/9/30]

※第7～8期は厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12303500/000779702.pdf> [最終アクセス日：2024/9/30]

※第9期厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12303500/001253798.pdf> [最終アクセス日：2024/9/30]

※各ページから各期毎にデータを抜粋し作成した：筆者

注

- (1) 沖縄タイムス（1999）「県内の月額介護保険料／全国より800円高／施設整備費が反映」
7月28日、朝刊、1頁
- (2) 沖縄振興開発特別措置法は、「沖縄の置かれた特殊な諸事情を考慮し、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することが目的」（内閣府）として策定されたが、2002年3月に失効した。
- (3) 沖縄タイムス（2002）「介護保険料、県平均5,324円／現行の47％大幅増／見込み額県が発表、予想上回る利用者」8月13日、朝刊1頁
- (4) 沖縄タイムス（2002）「[社説]／介護保険料値上げ／施設依存からの脱却を」8月14日、朝刊5頁
- (5) 沖縄タイムス（2003）「[シンポジウムわたしたちの介護保険・これからを考える]／全国1高い県内介護保険料」2月4日、朝刊、23頁
- (6) 沖縄タイムス（2002）「介護保険料、県平均5,324円／現行の47％大幅増／見込み額県が発表、予想上回る利用者」8月13日、朝刊1頁
- (7) 琉球新報（1999）「介護保険料、県が見通し額発表／県平均3,677円／全国を800円上回る」
7月28日、朝刊1頁
- (8) 沖縄タイムス（2024）「低年金で身寄りなく…深刻化する「高齢者の貧困」」2月27日朝刊
- (9) 沖縄タイムス（2024）「年金未受給2万2千人／県内 全国平均の2倍 2024年7月19日 沖縄タイムス 朝刊26頁

引用文献

沖縄県知事公室基地対策課ホームページ：

https://www.pref.okinawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/275/kitinojyoukyou.pdf [最終アクセス日：2024/9/30]

介護保険制度史研究会（2019）『新装版 介護保険制度史—基本構想から法制施行まで—』
東洋経済新報社

厚生労働省ホームページ「介護報酬の仕組みについて」：

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/dl/s1005-4f.pdf>
[最終アクセス日：2024/9/30]

厚生労働省ホームページ「介護保険制度の概要」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html [最終アクセス日：2024/9/30]

平岡公一（1998）「介護保険制度の創設と福祉国家体制の再編 —論点の整理と分析視角の

提示— 社会学評論 49（3・41）p 389-406）。

油井雄二・田近栄治（2008）『「施設」に翻弄される沖縄の介護保険』成城・経済研究 第181号 7月 255-283頁

「令和5年版 厚生労働省白書」ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/22/dl/zentai.pdf>

[最終アクセス日：2024/9/30]

被服・平面構成における「一片の布に係る技法について」 —「ひうち」、「簡易袴・襠」、「掛け襟」を中心に—

熊谷 フサ子*

Techniques Using a Single Piece of Fabric in Flat Garment Construction: Focusing on “Hiuchi” (Structural or Decorative Aspects), “Simplified Hakama/Gosuki” (Japanese Kilt Gusset), and “Kakeeri” (Over-Collar)

KUMAGAI Fusako

要 旨

地域研究31号に次いで「手縫い」に焦点を置き、近年では見聞することのない語彙・作品等を取り上げ、活字化することで次世代へ継承される一助としたい。

キーワード：平面構成、ひうち、襠、掛け襟

はじめに

小見外次郎師（1876?～1963）は、手縫い職人として初めて国の無形文化財・人間国宝に認定された（1960・03・25）。私達に「切嵌」等の究極の手縫いによる巧な技法を残されている。加えて、現在市販されている「縫いの補助道具」も小見師の発案であること、関係業界発展に大きく寄与されている。一方、手縫いする環境は？沖縄の離島に住む知人からは、「縫い糸が手に入らない」と聞く。需要が無ければ縫い糸も市場から消えていく時代になっている。近い将来、衣を捨てることは「縫い糸づくり」から始めることになるかもしれない。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 unshin.renshuu715@gmail.com

I 平面構成

1. 衣服の平面構成

平面構成とは、一枚の衣服を拵えるのに、布を長方形等に分断して体を包み込むように縫い合わせ衣服にすること。断片の布を縫い仕上げることで「直線裁縫の総称」とされる。太古の昔から植物の繊維や動物の毛皮などから布を織り、衣服の材料とした。無駄のない駆使された構成は、いにしえ人の知恵が形になる。ジグソーパズルのように単片の布をハメ込むと元の布になる。仕上がったきものを解き、接ぎ合わせることで反物になり、リメイク・再利用が可能になる。

(1) 大裁単衣長着の平面図・裁ち方(図1)

図1は、成人の和服の単衣長着の平面図・裁ち方を並幅物と洋服地のヤード・ダブル幅で図示。

着用する人の身長的大小にかかわらず、①～⑥の方法で出来上がる。その1～4は反物幅(40cm)の並幅で1反を十分に使い、サイズや柄が活かせるように考慮して裁ち方を選ぶことになる。その5、その6は、洋服地を活用した裁ち方の一例である。

(2) 中裁・小裁長着の平面図・裁ち方(図2)

図2に示すように、中裁は、成人用の用尺の3分の2、2分の1使い、小裁は、反物の3分の1使いの裁ち方である。小裁の中には、三つ身裁と一つ身裁がある。素材に表裏のない材料の両面物と片面物で裁ち方が異なる。三つ身長着には背縫いがあり、一つ身長着との大きな違いがある。三つ身長着の着用時期が生後2歳前後で着用期間が短期間であることから、昨今では、ほとんど拵えることはなくなった。一つ身長着は、背縫いのない故、いにしえ人は、背縫いのない身頃に、縫い目・背守りを付して「縫い」の力で魔物を除ける呪いをした。(熊谷『沖縄における手縫い文化の探求』61頁 2007)

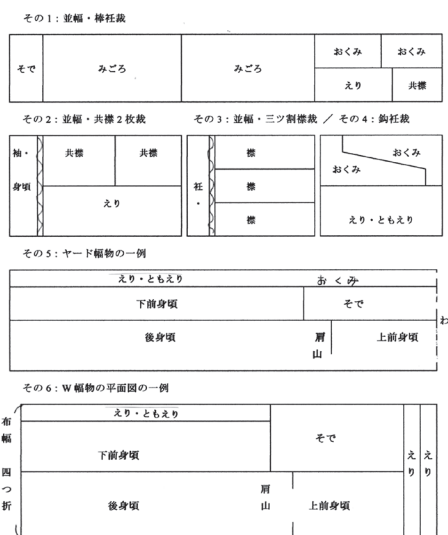


図1 大裁長着の平面図・裁ち方の色々

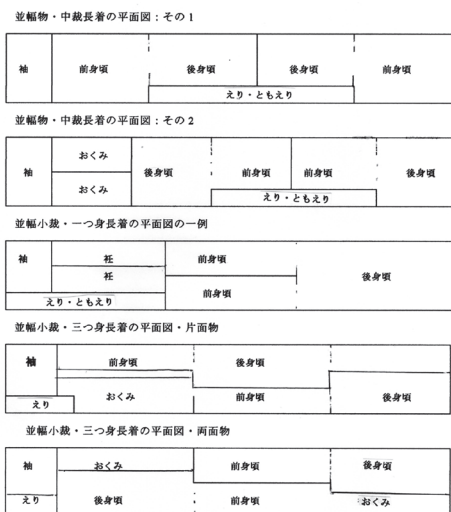


図2 中裁・小裁長着の平面図

(3) 打掛（ウッチャキー）、胴衣（ドウジン）の平面図・裁ち方の一例（図3）

琉服の打掛と胴衣に共襟はなく、袖下のワチスビ（襠）布は、衽布や残布から裁つ。

① 打掛の標準的寸法と用尺・積方（単位：cm）

袖丈＝50.0、身丈＝身長×0.8≒130.0

積方：袖（袖丈＋縫い代2）×4＋身頃・衽布（着丈）＋1＋（任意の揚げ代）×6

② 胴衣の標準的寸法と用尺・積方（単位：cm）

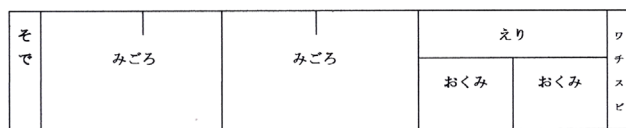
胴衣＝袖丈25.0 身丈＝身長×0.6≒95.0

積方：袖（袖丈＋2）×4＋身頃（身丈＋1）×5＋襟51.0×2

着丈・身丈が和服に比べ

て用尺を必要としない。縫製の上で並幅物が適当であるが、市場で琉服用として流通する商品がない。（和服用の商品は無駄が生じること、消費者が暗黙の中で妥協する面がある。琉服用の商品が和服と同様に入手できる環境でありたい。

ウッチャキー（うちかけ）平面図



ドウジン（胴衣）平面図

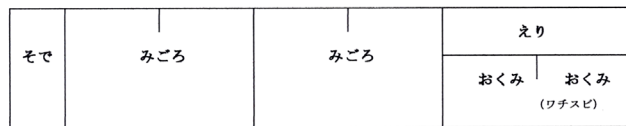


図3 琉服の平面図（打掛・胴衣）

また、和服のようにヤード幅やダブル幅の洋服地からの転用は、琉服の寸法や縫製上の面から琉装から醸し出される豊かさの表現にかなり無理がある。

(4) 節約の「術」

① ドウダティ：与那国島の祭り衣装に衽のないドウダティと呼称される衣装がある。与那国の方言で4つのことを「ドゥチ」といい、前身頃・後身頃の左右4枚で仕立てられた衣装を指し、布地の節約された裁ち方。襟布は別布の黒地を用いることで地域性を表現されている。

② 長襦袢の竖衿の節約：名古屋地方では竖衿を付けずに前身頃を「つまみ縫い」をすることで竖衿に見立てる、節約の方法がある。（襟肩明寸法に工夫を要する。）

③ 長襦袢仕立て方には、関東地方と関西地方の相違がある。

関東では竖襟を付けずに裾まで通し襟を付し、前幅に打ち合わせに必要な「ゆとり分」を前脇に4cm程入れる工夫がある。単衣袖の場合は、裾が当然、達磨仕立て。袖が無双の場合は「裾ふき」を出して外見上は裕長襦袢仕立てに見立てる。

他方、関西地方では竖襟付き、袖が単衣・無双にかかわらず裾は折返しで始末する「達磨仕立て」が通例である。沖縄では、関西仕立ての竖襟付・別襟付がほとんどである。（現在、国の実施する国家技能検定3級の実技試験は、関西仕立てが採用されている。）

④ 下前衽布の一部省略する節約の長着：前身頃の衽下がり～襟付けの流れ・下前襟先

より10cm程まで衽を付ける。長着の襟下寸法－10cm程が省略され、普段着に良好である。

(実践を！)

(5) 蓄えの「術」

平面構成の特徴は、いわゆる反物・布地の蓄えにある。成人の長着の場合、出来上がり身丈（きもの丈）に余分に「内揚げ代」加えて裁つことで布を蓄えることになる。丈を伸ばし・裾の傷んだ場合や仕立て替えの利便がある。幼少であれば肩揚げ・腰揚げで調整できる。近年ではほとんど仕立てることはないが、内袖（前袖）に余分の布を縫い込み（仕上がり袖丈にほぼ同寸）、成長して成人用の袖に仕立て替えることができる。羽織・コートは、共布で裏地使いに仕上げる手法がある。

① 無双袖の裁ち方：無双袖は表裏を共布で仕上げる衿の袖のことで、出来上がり袖丈に縫い代を加えて2倍が片袖の用尺になる。半無双袖は、見せかけの衿袖のことで、用尺は片袖1.5倍になる。並幅1枚を半幅に裁ち、袖口側と振りハツ口側に付して着装・外見は無双袖に変わらない。この場合の手法でつり合いの良い別布を利用することで、楽しみ方の発見がある。

② 無垢の裁ち方：衿長着の裏地を表地同じ布地で続けて裁つ手法で、代表的な長着に「黒留袖・色留袖」がある。身頃の裾で「摘み縫い」をして、表布を折り返して裾廻し布とする。

(6) 縫いの特徴

縫い技法は、並縫いを基本とする。縫い止り・開き止りには、先人の知恵と工夫の手法が施される。先行研究者・山本らくは、平面構成の解説の中で「和裁は日本民族の生んだ素晴らしい芸術です。優美と実用を兼ねた、このすぐれた服飾は糸と針の簡単な道具で、家庭の日常の仕事として作り出されています。」『和裁提要』（まえがき）と、手縫いすることを賞賛している。

ところで、歴史的に見る衣服の縫い技法は並縫いだけであつたのだろうか、戦国時代の武将の出で立ちに「胴丸（古称・腹巻）」等がある。縫いの素材が布・動物の皮・漆塗等にとどまらず、衣裳の材料・素材は様々である。縫い糸から紐に替わる。縫い糸は、繊維に撚りをかけて糸に、更に糸を撚り集めて紐になる。縫うことは、結ぶ・掛ける・止めることでもある。

(7) 平面構成から派生される「縫い」への試み・提案

先人は、現在の私共に多くの縫い技法を伝えている。衣装構成図に自分なりの布・素材をハメ込み素材に合わせて「並縫い」、「突合せ接ぎ」など幾種の縫い技法を活用して衣生活に生かしていく。手縫いすることで、私だけの・自分らしい衣服が楽しめるはずだ。

嘗て、育ちの遅い子には「もらい布」で衣を拵えた時代があつた。物が有り余る時代だからこそ、「手縫い」への拘りと心・スキンシップが求められる。

Ⅱ 「ひうち」

1. 「ひうち」の用語

「ひうち」とは、辞書・『新潮国語辞典』によると、「火打ち・燧」の語句で、次のように記載されている。

(1) ひうちの説明

- ① 金と石を打ち合わせて、火花を出すこと。また、その道具。
- ② 袖付け下と脇の間などにゆとりをつけるために入れる三角形布、ひうち布。
- ③ (建築) 隅の部分を強化するための三角形の板、ひうち板。

衣に係る「ひうち」は、上記、②に当たる。平面構成上での衣装縫製の弱点を補強する一つの方法と言える。

(2) 「ひうち」に係る衣装

① 「比翼」

図4 礼服・付比翼（個人所有・黒留袖・筆者撮影）

・比翼地・ひうちの裁ち方平面図
(山本らく『和裁提要』380・385頁
転載（筆者一部修正）)

留袖は、礼服の一つである。結婚式など第1和服礼装（正装）とされる。裏物（かさねもの）・重ね着をすることで厳肅・華やか

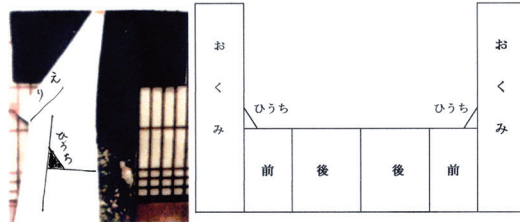


図4 ひうち布・比翼地付き衣装&平面図

さの表現でもある。着装は表長着と下に着用する長着（下着）を一緒に、一对の長着として着用する。下に着用する長着は比翼と呼ばれる。（通称下着、鳥が両羽を拡げた形から呼称されている。）比翼地は、白地で表着（上着）に縫い付けた本比翼と胴裏部分を省略した略式の付比翼がある。

「ひうち布」は比翼地の共布で裁ち切り丈を16cmの正バイヤス・正方形で裁ち、図4に示すように前身頃と衽布の接ぎ位置に付される。着用時に下前身頃と上前身頃を打ち合わせる・引き合う時に生ずる力が裾廻し布への補佐・補強の役目になる。

「ひうち」が付される衣装仕立ては、近年では皆無になった。衣生活が豊かになったとは言え、簡素化の傾向は否めない。人生の節目に、改まった特別の日に衣から派生する豊かさを体感して欲しい・残したい文化でありたい。

「ひうち」は、ウチナーチンの袖下に付されるワチスビに類似する。ワチスビは琉球方言で「襠」のこと。身幅にゆとりができることでありながら、袖付け止まりの補強も兼ねて「ひうち」とも捉えられる一面がある。（熊谷『手縫い職人のカンどころ』52頁）

② 「打裂羽織・ぶっさきはおり」

図5（作図・筆者）のように、打裂羽織は、後身頃の背縫いを肩山から中程まで縫い、

「ひうち布」は、背開き止まりの位置に付される三角形の布のこと。戦国時代の武士が合戦のときに具足の上に着用した上衣、刀を指す、乗馬する時に動作が便利とされている。類似する羽織に陣羽織、具足羽織、陣胴服（じんどうぶく）などがある。ひうち布の代わりに縫い刺繍を施す、袖付けを縫い糸に撚りを掛け、千鳥掛けを施す手法もある。ひうち布に類似する力布に「笹ペリ」等がある。「ひうち布」を付した作品に「夜着」があることを

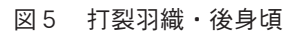
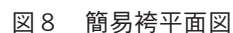


図6 袴の写真（筆者撮影）は、福井県小浜市に在住の方から譲り受けた袴一對の品で、神社の蔵から掘り出された品。材質は粗麻布。外見は通常の袴の形状であるが、図8の平面図に示されるように後布と前布、「一片の襠」、前脇布の構成に特徴がある。（図7・筆者の資料模作品・袴）



図7 資料袴の模作・
作製&撮影筆者

襠は、図のように布を中心に前・後身頃を繋ぐことで切り上げの役目も担っている。相引が、かなり低い位置であることで当然、投げ・笹襷の部分は大きく開いていることになる。用尺は腰布・前紐・後紐の紐布を除いて、袴地幅で後布は背中心に左右2枚、前布は左右に2枚と半幅の前脇布2枚、前と後を繋ぐ襠が布1枚である。前脇布を前布に縫い合わせる



— 92 —

ど祭祀行事に着用されたものと推察される。

一般的襦付き・馬乗袴は、前脇布 2 枚、後脇布 2 枚、前奥布 2 枚、前後襦布等、用尺 11.0m を要することから、今回の作品の袴の用尺は、通常用の用尺の 3 分の 1 程で出来上がることで、重量が軽減されることから、衣服環境等、生活の中に目的が合致するのであれば、大いに活用したい作品であると言える。

過日、筆者の教室で作品の特徴を活用した「簡単襦付パンツ」と名付けて、浴衣地でのワークショップを行った。

図 9 は、ワークショップ参加者の作品と筆者の試作品（右）。



図 9 簡易襦付パンツ

IV 「掛け襟」

掛け襟の寸法は、平面構成の中で反物幅（並幅）の半分の約 18cm の長方形である。

衣の中での「掛け襟」の役目は襟を保護すること、上衣を引き立てる役目がある。寝具の「掛け布団」の上部に掛ける布も並幅物「掛け襟」に括られる。掛け襟は、以下の 3 つに大別される。

1. 共襟

長着の表布と同じ布地を半幅にして用いる。丈は時代と流行に左右され、現在は剣先から 15～20cm（総丈：104cm）が好まれている。仕立て替え等で地襟と取替え、寸足らずの共襟等は、封建社会の庶民の生活の厳しさ・貧しさを反映される一つの目安であった。

縫い方には、表襟と一緒に縫い付けする即付の方法、予め襟に縫い付けをして襟付けする方法、襟を付け、その上に掛けるように付ける従来の技法がある。

地襟と共襟が一体感のある付け方が最も出来栄のよい付け方、地襟にきせを掛けず割折、共襟が地襟をカバーするように 0.2cm 程に被せる。共襟先が揃わず出ていることを俗に「下駄を履く」と表現される。

次に、小見外次郎師の覚書・裁縫の奥儀「女物袷長着」を牧野俊一先生がまとめられた。貴重な資料として転載させていただいた。図 10（『日本和裁新聞』2023. 9 発行）「掛衿（共衿）」

の標付け：本衿に掛衿丈に 1 分 5 厘加えて、掛衿丈標を付ける。掛衿の本掛け、まず、本衿布の衿付け側に掛衿の付く所だけ、衿付縫代の 2 倍幅に折を付ける。掛衿の付け側にはその半分の深さに折を付ける。本衿の折り山と掛衿の布端を合わせて重ね、掛衿先被山にて抄留めをして、

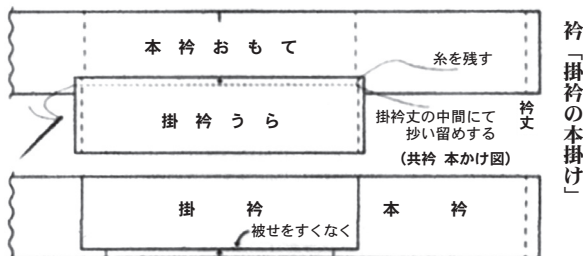


図 10 掛衿の本掛け
（日本和裁新聞第 640 号より転載）

5・6寸糸を残し、衿付側を掛衿付折山で細かく縫い、掛衿先にて抄留めをし、続けて掛衿丈標を合わせて横を縫う。縫い始めに抄留めをして、残してある糸で、掛衿丈標を合わせて横を縫う。」

(衿の活字は新聞掲載のまま、1寸≒3.8cm)

2. 半襟

文字通り布幅の半分使いのことで、主に長襦袢の掛け襟になる。大半が既製品で、江戸文化の華やかな時代には、半襟を扱うことで店が成り立つ程であった。主流は刺繍入り、昭和初期頃の晴れ着「刺繍の半襟」『日本服飾史 女性編』(285・288頁)の半襟であった。「襦袢は、ポルトガル語でチョッキ風のジバン (giban)」『江戸のきものと衣生活』(144頁)。

筆者の知る限り、茶の湯の世界での半襟の色は「白」と暗黙に理解されている。一般には訪問着には刺繍入り、色無地には白、緋などカジュアルな普段着には色物が定番である。その他、ニットやビーズのおしゃれな半襟、晴れ着にはレースの半襟もあり、着用する人の好みによる。

「きもの」を引き立てるのも「半襟」である。半襟の付け方は、着用した後は外して洗うことから針目は大きく一目落とし、襟肩回りには立体的に付ける工夫を要する。

3. 見せかけの掛け襟

主に長着の用尺不足の場合に共布の用尺・付け位置につまみ縫いを施し、見せかけの共襟(掛け襟)に見立てることである。この場合、つまみ縫い代～つまみ縫い代間に表地に適した裏打ち布を付けることが大切である。つまみ縫い位置は、剣先から15～20cmが妥当である。

(1) 一片の布・その他の気づき

衣服に付される一片のポケットは、実用と装飾を兼ねている。和服ではどうか、人形の付く袖であれば、袖がポケット代わりになる。袂であれば、左右の袖は多少ポケットの役目を果たす。名古屋帯等にポケットを付して仕立てた時代があった。財布代わりにもなった。近年では消費者が、その利点に気づかず？全く仕立てることがない。

琉服はどうか、幼いころ、古老たちが小さな巾着袋に紐を付けて首にかけ、懷ら徐に引っ張り出して買い物をする光景があった。男たちは巾着にキセルを入れて、ウービ(細帯)に掛けてぶら下げていた。服にはポケット布を特に付してなかったようだ。琉服には、リメイクを考慮した裁ち縫いや共襟・掛け襟がない等々、筆者の知る限り見当たらない。(本・31号 掲載)

『琉球新報・ティータイム』の欄で宮城鷹夫氏(99歳)の投稿が掲載された。「機織り芭蕉布、その昔」の中で次のように記しておられる。「具志川ムラ、中城ムラ、南風原ムラ、大里ムラ、佐敷ムラ辺りでは家計助けの機織り、タカハタ、ジーバタがほとんどの家にあった。山手の高地には芭蕉の木が。時が来れば男どもが切り取って家の大釜で炊く。ヤーマに掛けて繊維をとり、機織り。織り上げて那覇市場に出すか、自家用にした。紺地等は高級品。芭蕉布は畑通いの男たちの仕事着。葬式行列でムラ里の女性たちがかぶった行列についてい

く姿、それをバサカンジャーといい、地域の習わしになっていた。(2022・11・1付)

過去に、當銘正幸コレクションの中のシルジー（シルジーは白地・喪服のこと）を調査をしたことがある。作品の縫製は、琉服と和服仕立て技法の混在で、大抵の作品が共襟は付されてなく、見せかけであった。首里シルジー、那覇シルジー、屋取（ヤードイ）等、地域や身分により柄が異なり、拘りがあった。昭和30年代から収集を始めた當銘正幸氏は、「シルジーを売ることは、家の恥？とみられたのでは」と語っておられた。

(當銘正幸氏は去る6月、宮城鷹夫氏は8月に他界された、謹んでご冥福を祈ります。)

あとがき

- ・本文中の「えり」の漢字表記を「襟」が適切として採用に至った。また、ひうちに係る衣裳の夜着は、紙面の都合で割愛した。
- ・「平面構成」等について資料の検索・学習する中で、終戦後の教育の改革、家庭科・家政科・被服構成学へと改称の中で実務的「裁縫」の捉え方に盲点があった。家政科は「生活を科学する」として極端な解釈が「手縫いする」ことを教育の現場から隅に追いやられ、現状に至っているのではないか。
- ・2024年度の沖縄県と裁団体関係者（マイスター等）は、沖縄県職業能力開発協会を介して県下の小・中学校10校へ、ものづくり体験・手縫いの指導にあたった。(近年の継続事業)
- ・去る9月23日、県芸大等の主催「ヨーロッパに渡った沖縄染織品」の調査報告の中で、「縫い」に関する報告は皆無であった。
- ・皆様に支えられ、手縫いに従事・研究できる恵まれた時間・生活環境に感謝する日々である。

謝辞

沖縄大学地域研究所のスタッフの皆様に、ご指導を賜った、記して謝意を表します。

併せて、和裁に関してご助言を賜った日本和裁士会の牧野俊一先生に感謝の意を表します。

参考資料

- ・井筒雅風（2015年）『日本服飾史 男性編』光村推古書院（株）
- ・お茶の水女子大学（1971年）『12被服構成学 お茶の水女子大学家政学講座』光世館
- ・お茶の水女子大学（1971年）『お茶の水女子大学家政学講座12被服構成学』光世館
- ・梶山藤子（1980年）『被服構成学』朝倉書店
- ・京都国立博物館（2024年7月22日配信）『京都国立博物館メールマガジン第220号』
- ・熊谷フサ子（2007年）『沖縄における手縫い文化の探求』でいご印刷
- ・熊谷フサ子（2014年）『當銘正幸コレクション調査報告書』でいご印刷
- ・佐藤亮一（1985年）『新潮国語辞典』新潮社
- ・中保淑子他（1996年）『被服構成学』朝倉書店

- ・日本和裁士会『日本和裁新聞』（2023年）一社・日本和裁士会
- ・丸山伸彦（2007年）『江戸のきものと衣生活』（株）小学館
- ・山本らく（1960年）『和裁提要』刀江書院

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1 目的

この規程は、投稿者の資格を定めるとともに、投稿するに当たって必要な手続等を定め、もって琉球弧及びアジア地域に関する国内外の研究水準の向上に資することを目的とする。

2 投稿資格

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』（以下「地域研究」という。）に投稿することができる者は、原則として、学内所員若しくは特別研究員又は企画運営委員会が投稿を依頼した者とする。

3 発行

地域研究は、原則として、年2回発行する。

地域研究の刊行及び編集は、企画運営委員会が行う。

4 原稿の種別等

原稿は、原則として、日本語又は英語で書かれたものとし、琉球弧及びアジア地域を対象とする未発表のものでなければならない。

原稿の種別は、次のとおりとする。

原稿種別		性 格
(1) 論文		当該研究領域において、先行研究に加えるべきオリジナリティのある研究成果が具体的なデータを用いて述べられているもの。
(2) 研究ノート		新しい事実の発見、萌芽的研究課題の提起、少数事例の提示など、将来的に有意義な研究につながりうるもの。
(3) 判例研究		裁判事例の判決の紹介とその解説及び批評があるもの。
(4) 実践研究報告		実践の内容が具体的、かつ明示的に述べられているもの。実践の内容を広く公開・共有することの意義が明確に述べられていることが必要である。
(5) 調査報告		現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など。調査活動結果が明確に記述されており、当該研究領域において学術的価値が認められるもの。
(6) その他	書 評	当該研究領域における学術研究を行うに際し、必要不可欠かつ基礎的なもの。対象とする資料等の学術的価値・意義が明確に述べられていることが必要である。
	資料紹介	
	翻 訳	
	(任 意)	

原稿の種別は、原則として、投稿者の判断によるが、企画運営委員会は、必要と認めるときは、これの変更を求めることができる。

5 原稿の提出方法

原稿は、別に定める執筆要項に基づき、MS-Wordで作成し、次の宛先にメールで提出するものとする。

提出先：地域研究所事務局（chiken-staff@okinawa-u.ac.jp）

6 募集時期

原稿の募集は、原則として、5月1日から6月末日まで及び11月1日から12月末日までの2回とする。

7 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行う。

8 査読による採否の決定

第4項に掲げる原稿の種別のうち、論文に係る原稿の採否の決定は、当該原稿の執筆者名を伏せた上で匿名の査読者（当該原稿の内容に照らし最も相応しい者として企画運営委員会が委嘱した者）がした判定に基づき、企画運営委員会がするものとする。

査読者による判定は、A（掲載可）、B（修正の上掲載可）、C（修正の上再審査）及びD（掲載不可）とする。

9 掲載誌及び抜刷の贈呈

執筆者に、掲載誌2部及び抜刷30部を贈呈する。これを超える部数については、執筆者の負担とする。

10 著作権

地域研究に掲載された第4項に掲げる原稿に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に規定する複製権及び同法第23条第1項に規定する公衆送信権をいう。）は、原則として、沖縄大学に帰属する。

11 改廃

この規程の改廃は、企画運営委員会の議を経て、総会が行う。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1 使用する言語

原則的に日本語又は英語とします。日本語以外で執筆する場合は、ネイティブチェックを受けてください。

2 原稿の構成

原稿の構成は以下の原則に従ってください。

①【原稿種別】（1行目・左寄せ）

②表題（2行目・中央揃え・16ポイント）

③副題（3行目・中央揃え・14ポイント）※無い場合は不要

④執筆者名（4行目・中央揃え・14ポイント）

※執筆者名に注（*）を付け先頭頁下部に所属・肩書・連絡先（メールアドレス）を記載してください。

<5行目は空欄（改行）>

⑤表題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（6行目・中央揃え・16ポイント）

⑥副題：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（7行目・中央揃え・14ポイント）
※無い場合は不要

⑦執筆者名：和文原稿の場合は英文、英文原稿の場合は和文（8行目・中央揃え・14ポイント）

<9行目は空欄（改行）>

⑧要旨：和文原稿のみ、「論文」以外の全ての原稿種別について、執筆意図を説明するものとして要旨150字を冒頭に付けてください。他分野の読者にも原稿のねらいや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものと心がけて記述してください。

⑨要約：和文原稿の場合は原稿種別が「論文」の場合のみ、英文原稿の場合は全ての原稿種別について記述してください。なお、文字数については下記の指示に従ってください。

- ・「和文論文」……………和文要約600字程度と英文要約600語以内
- ・「英文論文」……………英文要約200語程度と和文要約1,200～2,600字程度
- ・「英文研究ノート」・「英文判例研究」……………150語程度
- ・「英文実践研究報告」・「英文調査報告」……………100語程度
- ・「英文その他原稿種別」……………40語程度

⑩キーワード：原稿種別を問わず、使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。論文の場合のみ、和文・英文両方の言語でそれぞれの要約の末尾に付けてください。

⑪本文：「はじめに」、「おわりに」等には項目数字を付さないでください。また、原則として項目の区分は下記いずれかのルールに従ってください。

- ・大見出し（ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）、中見出し（アラビア数字1、2、3）、小見出し（①、②、③）、小小見出し（①、②、③）とする。
- ・大見出し(1)、中見出し（1-1）、小見出し（1-1-1）、小小見出し（1-1-1-1）とする。

図表：図表は本文中の挿入希望箇所に仕上がり寸法大で挿入すること。図表にはそれぞれ通し番号を付し、表のタイトルは上、図のタイトルは下に付け、必ず出所や単位を明記すること。著作権等の処理は執筆者自身で行うこととする。合わせて、投稿原稿にオリジナルサイズのJPEG画像データも別途添付すること。なお、図表用の版下作成の必要が生じた場合、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。

⑫注：本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載してください。脚注も認めますが、脚注の場合も原稿文字数に含めてください。

- ⑬引用文献：文献リストは、著者名を50音順もしくはアルファベット順とし、原則として以下の例に沿って記載してください。同一著者によるものは、出版年の若い順に配列してください。

＜引用文献 記載例＞

- 【単行本】＜日本語＞ 著者名（出版年）『図書名』出版社
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）書名. 出版地：出版社.
 【論文】＜日本語＞ 著者名（出版年）「論文名」『雑誌名』巻号、掲載頁
 ＜外国語＞ 著者名（出版年）“論文名” 雑誌名. 巻号. 掲載頁.
 【新聞】＜日本語＞ 著者名（掲載年）「記事のタイトル」『新聞名』掲載月日、朝夕刊、掲載頁
 ＜外国語＞ 著者名（掲載年）“記事のタイトル.” 新聞名. 掲載月日、掲載頁
 【Web】＜日本語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）「サイト名」URL [最終アクセス日]
 ＜外国語＞ 著者名（発表年※判明している場合のみ）サイト名. URL [最終アクセス日]

3 原稿種別と長さ（使用言語別）

第2項に掲げる原稿の構成のうち、①（原稿種別）～⑩（キーワード）までは文字数に含めず、⑪（図表を除く本文）～⑬（引用文献）までを（スペースを含めずに）文字カウントし、原則として下表の範囲内としてください。（下限文字数は目安としてお考えください。上限文字数及び上限頁数は厳守してください。）

下記の種別に該当しない場合は「その他」に振り分け、任意の原稿種別名を明記してください。

「その他」の原稿種別で、特別な事情があり下表の範囲内に収まらない場合、企画運営委員会にて審議の上掲載が認められることがあります。

原稿種別		和文の場合	英文の場合	図表含む上限頁数 (指定書式のA4用紙を使用)
(1) 論文		16,000～28,000字	7,000語以内	18頁以内
(2) 研究ノート		8,000～20,000字	5,000語以内	13頁以内
(3) 判例研究				
(4) 実践研究報告		8,000～12,000字	3,000語以内	8 頁以内
(5) 調査報告				
(6) その他	書 評	4,000～8,000字	2,000語以内	5 頁以内
	資料紹介			
	翻 訳			
	(任 意)			

4 書式・表記法

原稿の書式及び表記法は以下の原則に従ってください。

- ワープロソフトはMS-Wordに限定します。
 - 用紙：A4サイズ 縦向き（横書き）
 - 余白：上下左右すべて25mm ※各頁のフッターにセンタリングでページ番号をふってください。
 - 文字数と行数：1行あたりの文字数43字×38行（原稿1枚あたり約1,600字）
 - フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
 （表題は16ポイント、副題及び執筆者名は14ポイントとしてください。）

- (2) 特殊な指示がある場合は、ペーパー原稿の上に朱書してください。
- (3) 執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。
- (4) 文体は原則として「だ・である調」に統一してください。
- (5) 和文の句点は「。」、読点は「、」を使用してください。
- (6) 英数字は原則として半角文字を用いてください。． 。（ ）＝などの記号類は全角文字を用いてください。
- (7) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記してください。
- (8) 原則として西暦を用いてください。年号を使用する場合は、「昭和63 (1988) 年」のように記してください。

5 原稿の提出方法

原稿は、定められた提出期間内に、次の宛先にメールでご提出ください。

提出先：地域研究所事務局 (chiken-staff@okinawa-u.ac.jp)

紀要投稿をメール送信後、1週間以内に事務局より返信が無い場合は未受信の可能性があるのでお問い合わせください。

6 原稿の種別及び採否に係る決定

原稿の種別及び採否に係る決定は、企画運営委員会が行います。論文については査読を行います。刊行時期の1ヶ月前までに採否が決定しない場合、掲載が次号以降となる可能性があります。

7 校正

提出原稿は完全原稿とし、執筆者校正を2回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

8 原稿の転載

本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈してください。

※原稿番号：_____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日：20____年____月____日

※は事務局で記入

●原稿種別 （執筆者希望） ☐ 1. 論文 ☐ 2. 研究ノート ☐ 3. 判例研究 ☐ 4. 実践研究報告 ☐ 5. 調査報告 ☐ 6. その他（ ☐ 書評 ☐ 資料紹介 ☐ 翻訳 ☐ _____） ※該当するものにチェック☑してください。ただし、掲載種別については企画運営委員会で決定します。	
●執筆者名 （連名の場合は全執筆者についてご記入ください。） ふりがな ①日本語： ②英語： ※執筆者名の英文表記は「RYUKYU Kanasa」のかたちにしてください。	
●表題及び副題 （副題がある場合は副題も必ずご記入ください。） ①日本語： ②英語：	
●キーワード 使用言語①_____②_____③_____④_____⑤_____ ＜論文の場合のみ、以下も記入すること＞ その他言語①_____②_____③_____④_____⑤_____ ※使用言語で3～5語のキーワードを付けてください。 <u>論文の場合のみ、日本語と英語両方の言語で付けてください。</u>	
●文字数 （スペース除く文字カウント）・ 頁数 ①規定数・・・・・・ _____文字以内 ・ 全 _____頁以内（執筆要項参照） ②投稿原稿文字数・・ _____文字 （原稿種別、タイトル、執筆者名、キーワード、要旨、要約のみ除いた総文字数） ③投稿原稿頁数・・・・全 _____頁（原稿種別から文献リストまで全ての文字を含んだ頁数） ※①は執筆要項2頁の表を確認し記入すること。②・③は自身の投稿原稿についてカウントし記入すること。	
●執筆者連絡先 （所員） 研究室部屋番号： 氏名： 研究室内線番号： E-mail：	●執筆者連絡先 （特別研究員） 住所：〒 氏名： TEL（携帯）： FAX： E-mail：
●著者紹介 （執筆者の所属および肩書き、E-mailアドレスを原稿の1頁下部に注で挿入ください。合わせて以下にもご記入ください。連名の場合は全執筆者について挿入ください。） 執筆者名： 所属・肩書き： E-mail： 執筆者名： 所属・肩書き： E-mail：	

（注）原稿は、投稿規程ならびに執筆要項にしたがってMS-Wordで作成しメールにてご提出ください。

【提出先】沖縄大学地域研究所 宛 E-mail: chicken-staff@okinawa-u.ac.jp

【問い合わせ先】沖縄大学地域研究所（平日8:30～17:15／12:00～13:00閉室）
TEL：098-832-5599 Mail：chicken-staff@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 第32号

編集委員長	島村 聡（沖縄大学・地域研究所所長）
発行日	2025年2月
発行	沖縄大学 地域研究所 〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405番地 沖縄大学アネックス共創館2階 電話：(098) 832-5599 FAX：(098) 832-3220 E-mail：chiken-staff@okinawa-u.ac.jp
印刷・製本	株式会社 国際印刷 〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1丁目13番9号 電話：(098) 857-3385 FAX：(098) 857-3892 E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 32

